

計画策定の背景

1 少子化をめぐる状況

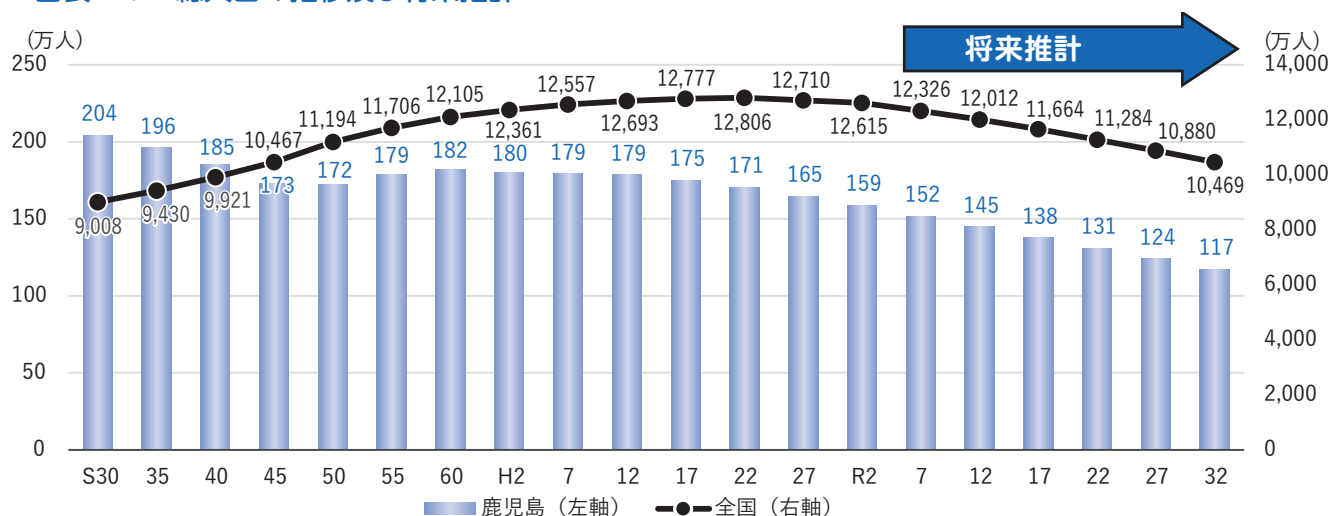
(1) 人口と人口構造の推移

① 人口の推移と未来予測

我が国の人口は、2010（平成22）年は約1億2,806万人でしたが、2015（平成27）年の国勢調査では1億2,710万人と、同調査開始以来初めて人口が減少に転じる人口減少社会が到来しました。

本県においては、1955（昭和30）年の約204万人をピークに人口減少の局面に突入し、2020（令和2）年は約159万人と、ピーク時の約8割となっています。このまま少子化が進むと約30年後の2050（令和32）年には約117万人と、2020（令和2）年の約75%に減少するといわれています。

図表－1 総人口の推移及び将来推計



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

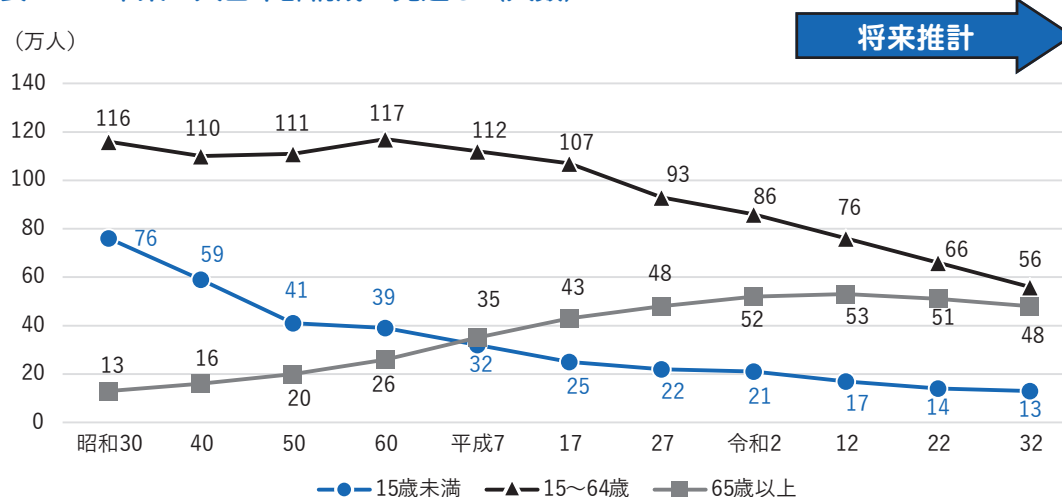
② 県の年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の年次推移をみると、15歳未満の年少人口は減少してきている一方で、65歳以上の老年人口は増加しており、2020（令和2）年の15歳未満の人口は約21万人（13.1%）、65歳以上の人口は約52万人（32.5%）となっています。

また、65歳以上の人口の総人口に占める割合（高齢化率）は、2020（令和2）年の32.5%（52万人）が30年後の2050（令和32）年には41.2%（48万人）になることが推測されています。この場合、高齢者1人に対する15～64歳（生産年齢人口）の人の比率は約1.65人から約1.17人に減少します。

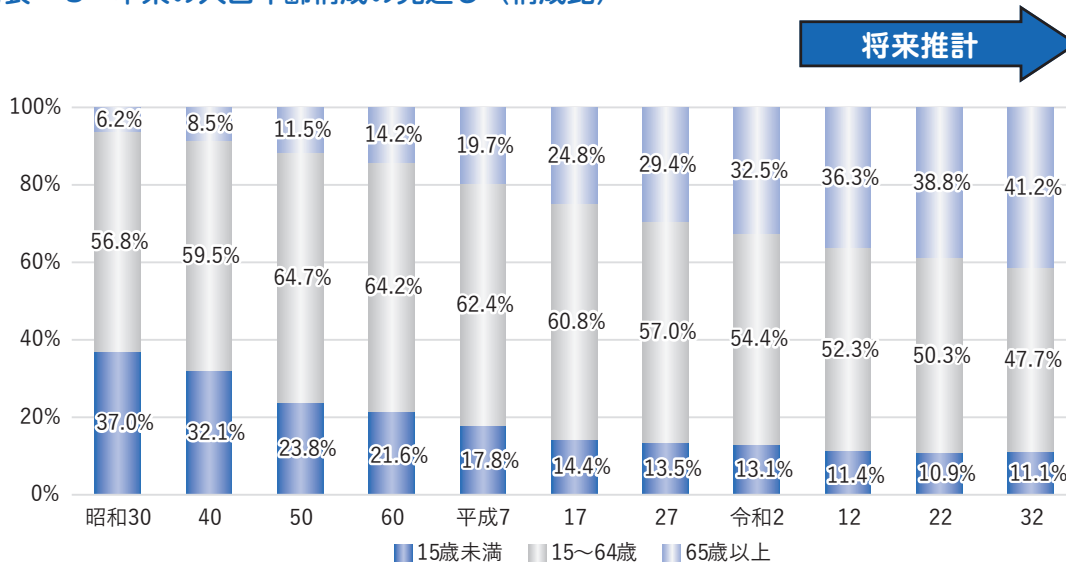


図表－2 本県の人口年齢構成の見通し（人数）



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

図表－3 本県の人口年齢構成の見通し（構成比）

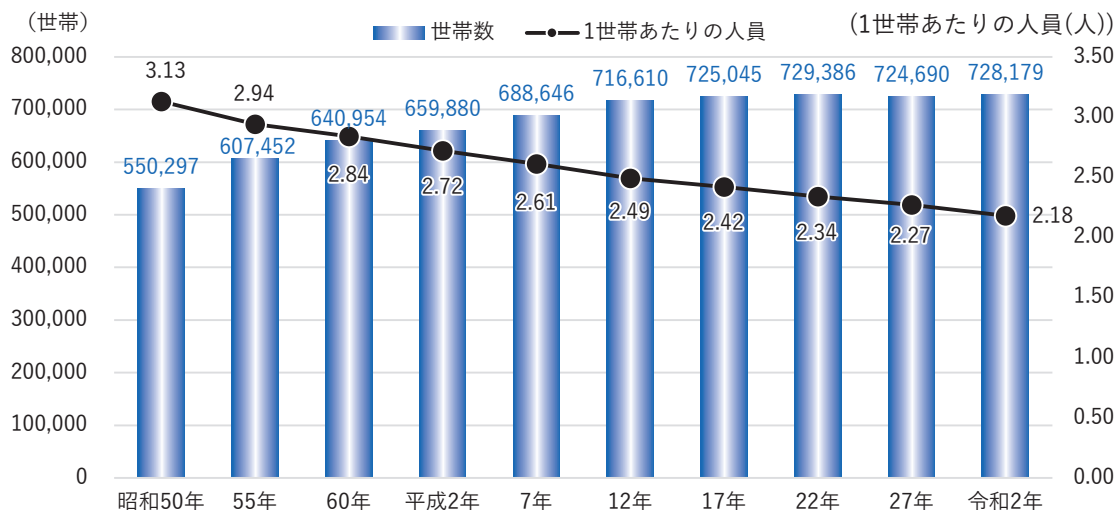


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

③ 世帯数の推移

本県の2020（令和2）年の世帯数は約72万8千世帯で、1世帯あたりの人員は2.18人となっています。1975（昭和50）年と比較すると、世帯数は約17万8千世帯増加する一方、1世帯あたりの人員数は0.95人少なくなっています。

図表－4 本県の世帯数及び1世帯あたりの人員数



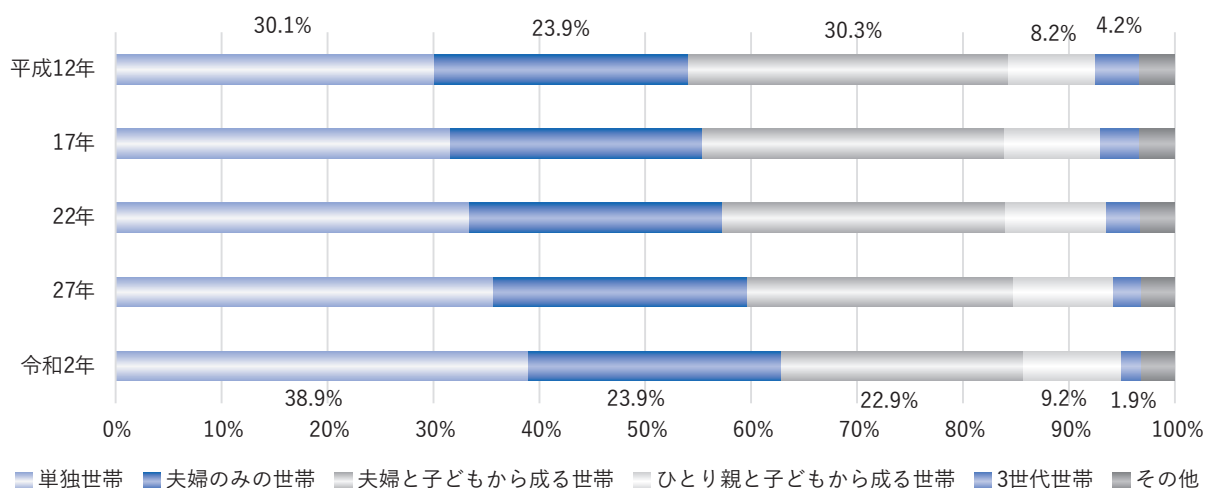
資料：総務省「国勢調査」

④ 世帯の構造

世帯類型別構成割合をみると、核家族世帯（「夫婦のみの世帯」＋「夫婦と子どもから成る世帯」＋「ひとり親と子どもから成る世帯」）は低下傾向にあり、2020（令和2）年は56.0%となっています。また、「3世代世帯」の割合も低下傾向にあり、2020（令和2）年は1.9%となっています。

一方、「単独世帯」は増加傾向にあり、2020（令和2）年は38.9%となっています。

図表－5 家族類型別割合



資料：総務省「国勢調査」



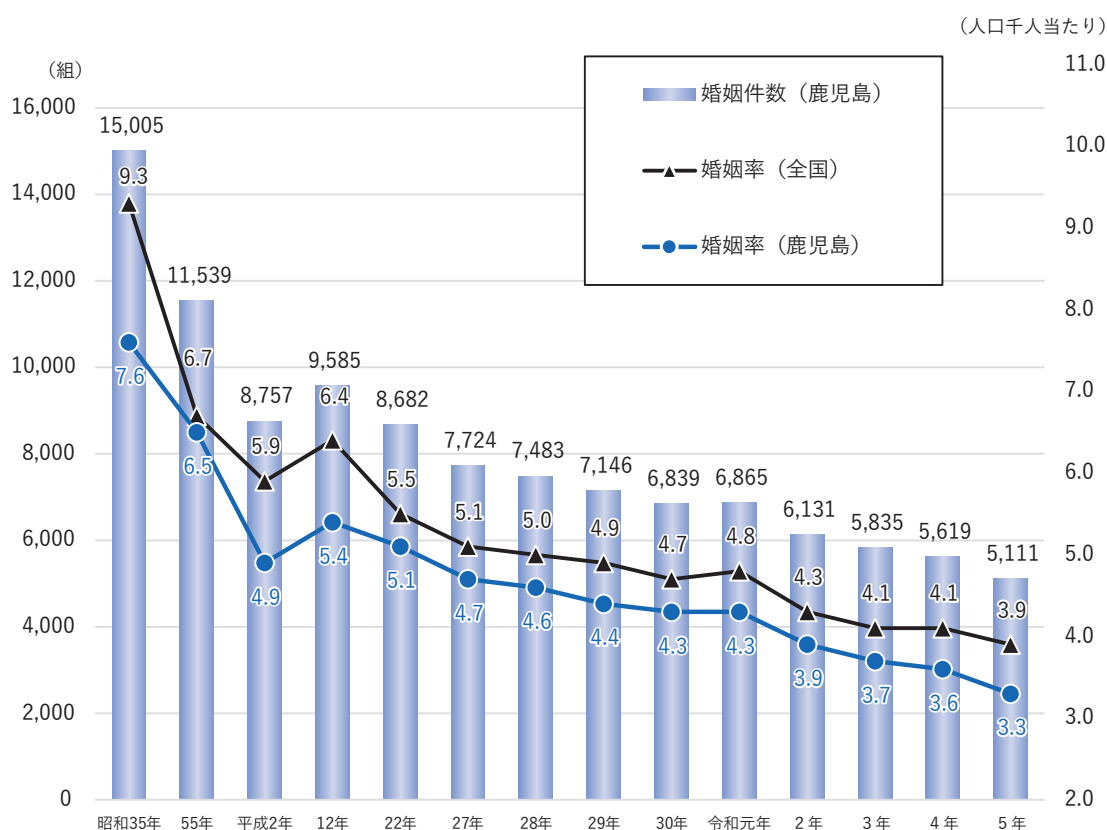
(2) 婚姻の状況

① 婚姻件数等の推移

本県における婚姻件数は、1980（昭和 55）年頃まで年間 1 万組を超えており、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は 6.0 以上でした。その後、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向となり、2023（令和 5）年の婚姻件数は、過去最低の 5,111 組となっており、1980（昭和 55）年頃の 4 割程度の水準となっています。

また、婚姻率については、2023（令和 5）年に過去最低の 3.3 となっています。

図表－6 本県の婚姻件数及び婚姻率の推移



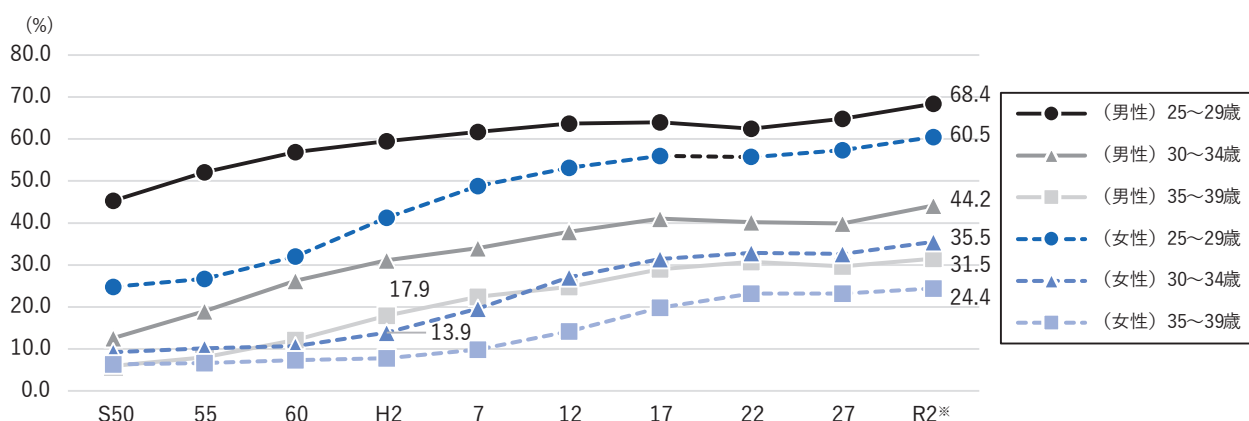
資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2024 年版（表 12-31 都道府県別婚姻数および率）」，厚生労働省「人口動態統計」

② 未婚化の進行

ア 未婚率

本県の未婚率は、1975（昭和 50）年以降上昇が続いており、未婚化が進んでいます。年代別の未婚率を 2020（令和 2）年と 1990（平成 2）年を比較すると、男性では 35 ～ 39 歳，女性では 30 ～ 34 歳が最も未婚率が上昇しています。

図表-7 本県の年代別未婚率



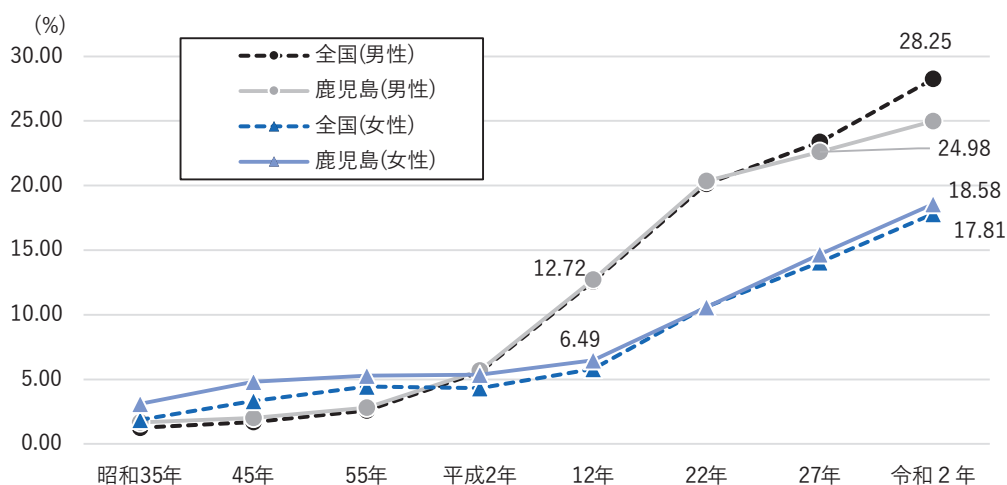
資料：総務省「国勢調査」※令和2年からは不詳補完値により算出

イ 50歳時未婚率

本県の50歳時の未婚率をみると、男性は1990（平成2）年頃までは横ばいでしたが、それ以降大きく増加しており、2020（令和2）年には24.98%と2000（平成12）年の約2倍となっています。

女性は、2000（平成12）年頃まではおおむね横ばいでしたが、それ以降大きく増加しており、2020（令和2）年には18.58%と2000（平成12）年の約3倍となっています。

図表-8 50歳時の未婚割合



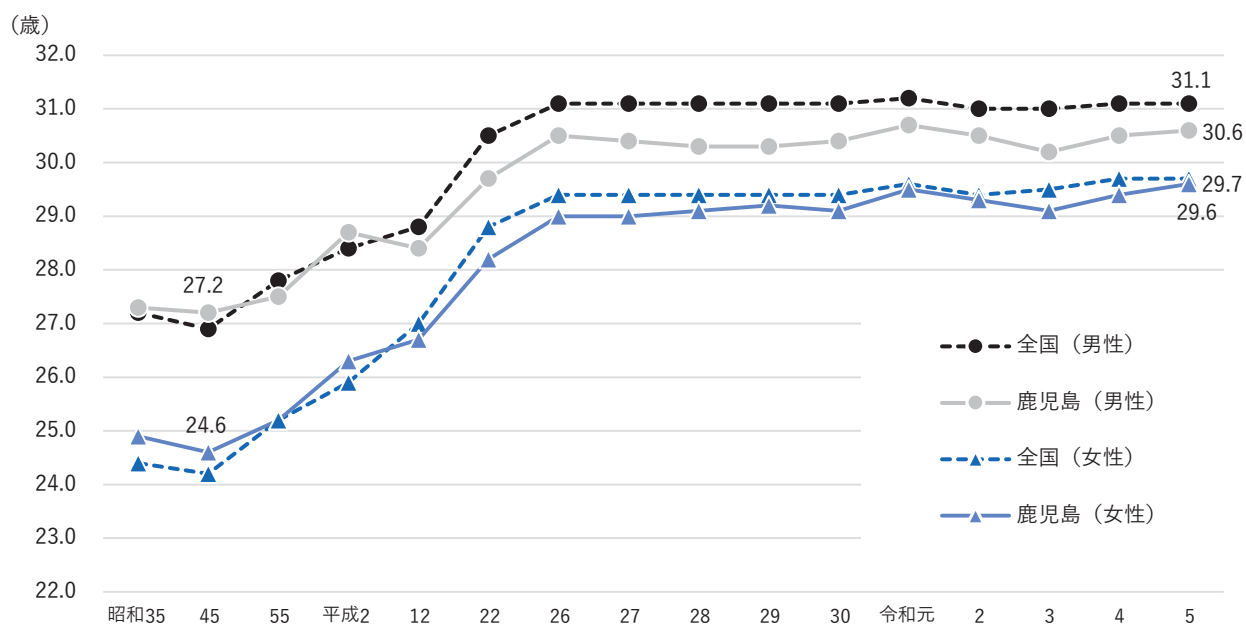
資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2024年版（表12-37 都道府県，性別50歳時未婚割合）」

③ 晩婚化の進行

本県の平均初婚年齢は、2023（令和5）年で夫が30.6歳（全国31.1歳）、妻が29.6歳（全国29.7歳）となっており、全国平均と同様に上昇の傾向を示しており、晩婚化が進んでいます。1970（昭和45）年と比較すると男性は3.4歳、女性は5.0歳上昇しており、特に女性の上昇幅が大きくなっています。



図表－9 平均初婚年齢



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2024 年版（表 12-35 都道府県，性別平均初婚年齢）」，厚生労働省「人口動態統計」

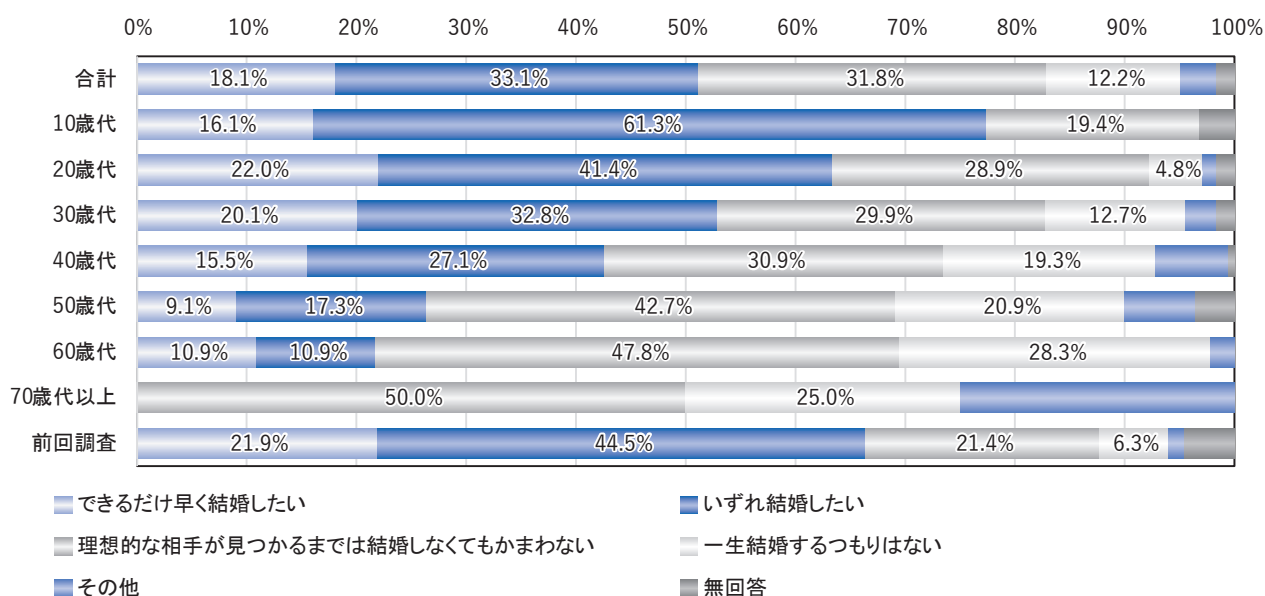
④ 結婚に関する県民の意識

ア 結婚の意向

2023（令和5）年度に県が実施した「少子化等に関する県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）において、独身者に結婚の意向を尋ねると、「できるだけ早く結婚したい」（18.1％）と「いずれ結婚したい」（33.1％）を合わせると結婚したいと考える人の割合は、およそ5割であり、2018（平成30）年度に実施した前回調査時の66.4％と比べると減少しています。

また、「一生結婚するつもりはない」と回答した人は、12.2％であり、前回調査時の6.3％から5.9ポイント増加しています。

図表－10 県民意識調査結果（結婚の意向）



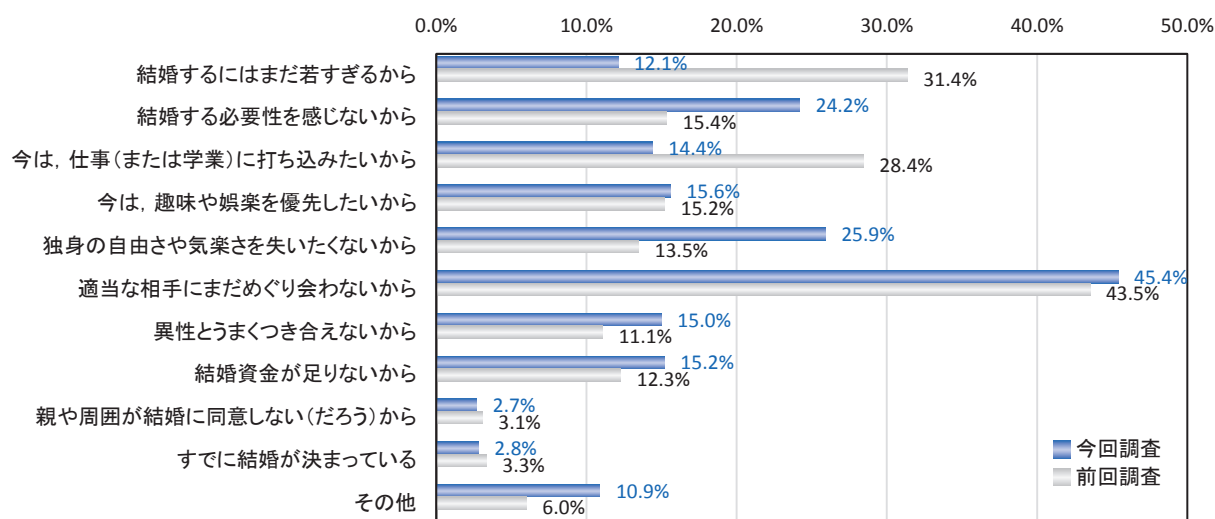
資料：県民意識調査（問26）

イ 独身でいる理由

「県民意識調査」によると、「適当な相手にまだめぐりあわないから」（45.4％）で最も多く、次いで「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」（25.9％）、「結婚する必要性を感じないから」（24.2％）の順であり、前回調査時と比べると「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」と「結婚する必要性を感じないから」が増加しています。



図表－11 県民意識調査結果（独身でいる理由）



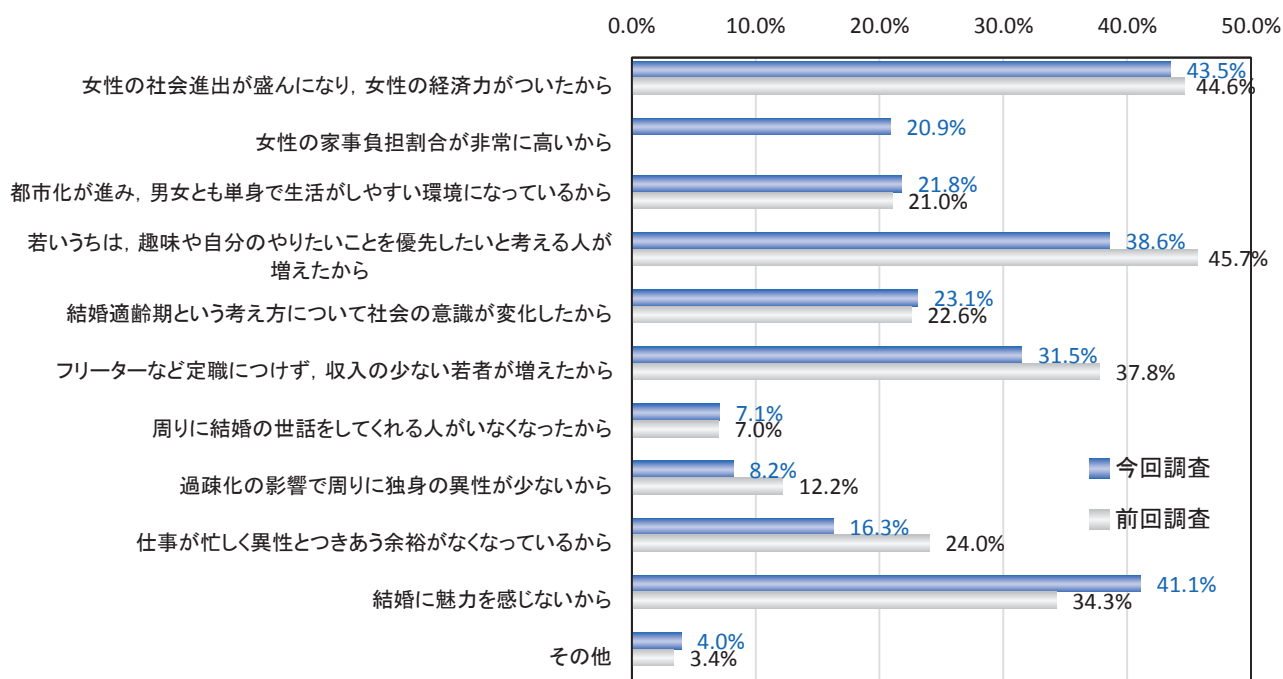
資料：県民意識調査（問 12）

ウ 未婚化と晩婚化の原因

「県民意識調査」によると、「女性の社会進出が盛んになり、女性の経済力がついたから」が43.5%で最も多く、次いで「結婚に魅力を感じないから」が41.1%、「若いうちは、趣味や自分のやりたいことを優先したいと考える人が増えたから」が38.6%となっています。

前回調査と比較すると、「結婚に魅力を感じないから」と回答した割合が6.8ポイント増加しています。

図表－12 未婚化と晩婚化の原因



資料：県民意識調査（問 65）

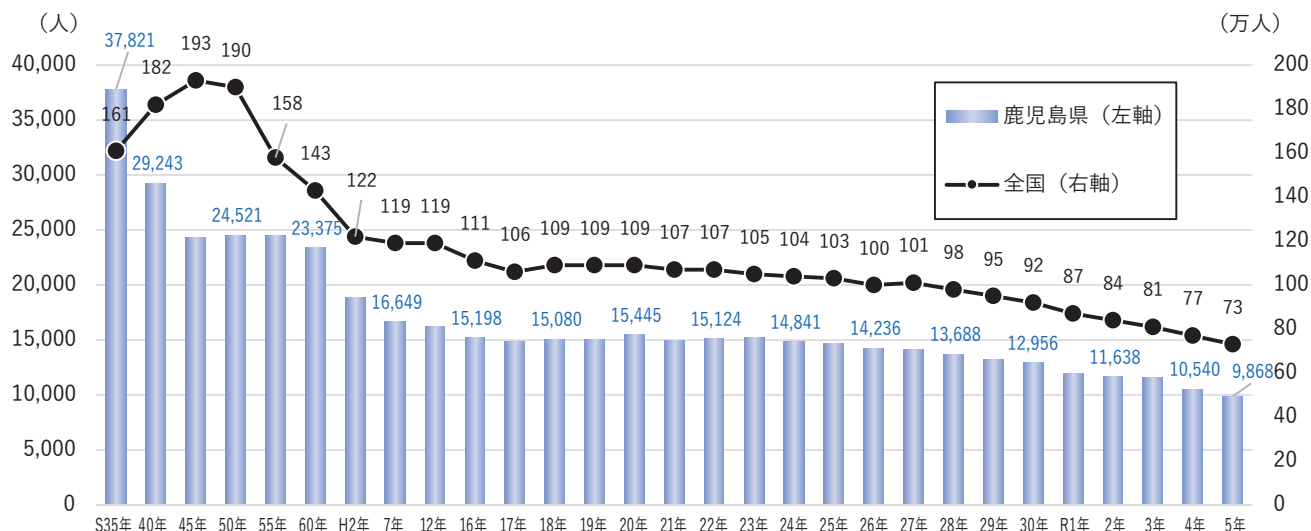
(3) 子どもの数

① 出生数

我が国の年間の出生数は、1970（昭和45）年は193万人でしたが、2016（平成28）年には100万人を割り込み、2023（令和5）年には約73万人となっています。

また、2023（令和5）年の本県の出生数は9,868人で1万人を下回り、1975（昭和50）年と比べて約4割、1960（昭和35）年と比べると約3割となっています。

図表－13 出生数の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

本県の出生数を市町村別にみると、2023（令和5）年に出生した9,868人のうち、約4割の4,085人が鹿児島市となっています。

1970（昭和45）年と2023（令和5）年を比較すると、県内全ての市町村で出生数が減少しており、鹿児島市、鹿屋市、霧島市、姶良市以外の39市町村では、出生数が1970（昭和45）年の半分以上となっています。



図表－14 市町村別出生数の推移

市町村名	昭和45年(A)	平成12年(B)	令和4年(C)	令和5年(D)	D/A	D/B	D/C
鹿児島市	7,564	5,735	4,425	4,085	54.0%	71.2%	92.3%
鹿屋市	1,375	1,097	790	788	57.3%	71.8%	99.7%
枕崎市	439	185	73	61	13.9%	33.0%	83.6%
阿久根市	425	209	91	87	20.5%	41.6%	95.6%
出水市	744	582	303	300	40.3%	51.5%	99.0%
指宿市	759	420	176	188	24.8%	44.8%	106.8%
西之表市	456	189	65	76	16.7%	40.2%	116.9%
垂水市	271	141	52	37	13.7%	26.2%	71.2%
薩摩川内市	1,365	1,045	640	655	48.0%	62.7%	102.3%
日置市	619	392	284	261	42.2%	66.6%	91.9%
曾於市	641	334	153	159	24.8%	47.6%	103.9%
霧島市	1,167	1,409	941	849	72.8%	60.3%	90.2%
いちき串木野市	624	279	138	95	15.2%	34.1%	68.8%
南さつま市	616	277	153	156	25.3%	56.3%	102.0%
志布志市	507	304	179	159	31.4%	52.3%	88.8%
奄美市	976	550	294	242	24.8%	44.0%	82.3%
南九州市	620	324	145	130	21.0%	40.1%	89.7%
伊佐市	479	248	119	104	21.7%	41.9%	87.4%
姶良市	629	643	585	578	91.9%	89.9%	98.8%
三島村	13	5	1	3	23.1%	60.0%	300.0%
十島村	11	6	2	4	36.4%	66.7%	200.0%
さつま町	389	192	72	63	16.2%	32.8%	87.5%
長島町	221	102	75	69	31.2%	67.6%	92.0%
湧水町	187	105	36	39	20.9%	37.1%	108.3%
大崎町	224	106	56	53	23.7%	50.0%	94.6%
東串良町	104	56	36	34	32.7%	60.7%	94.4%
錦江町	203	81	26	24	11.8%	29.6%	92.3%
南大隅町	209	40	21	19	9.1%	47.5%	90.5%
肝付町	307	165	69	66	21.5%	40.0%	95.7%
中種子町	209	96	46	27	12.9%	28.1%	58.7%
南種子町	152	61	33	19	12.5%	31.1%	57.6%
屋久島町	275	127	48	40	14.5%	31.5%	83.3%
大和村	50	16	4	7	14.0%	43.8%	175.0%
宇検村	53	16	6	7	13.2%	43.8%	116.7%
瀬戸内町	210	121	52	59	28.1%	48.8%	113.5%
龍郷町	90	57	40	44	48.9%	77.2%	110.0%
喜界町	199	88	30	32	16.1%	36.4%	106.7%
徳之島町	273	129	96	87	31.9%	67.4%	90.6%
天城町	153	74	35	41	26.8%	55.4%	117.1%
伊仙町	157	73	35	37	23.6%	50.7%	105.7%
和泊町	100	83	49	22	22.0%	26.5%	44.9%
知名町	96	63	35	34	35.4%	54.0%	97.1%
与論町	130	47	31	28	21.5%	59.6%	90.3%
県計	24,291	16,272	10,540	9,868	40.6%	60.6%	93.6%

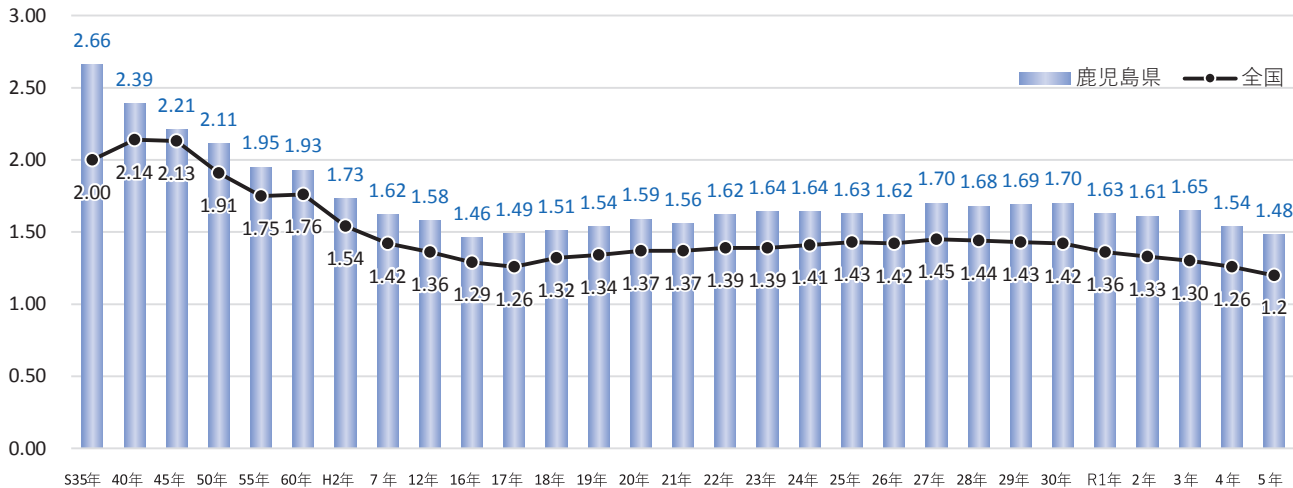
資料：厚生労働省「人口動態統計」

② 合計特殊出生率（注1）

我が国の合計特殊出生率は、1965（昭和40）年は2.14でしたが、1975（昭和50）年に2.00を下回って以降低下傾向となり、2023（令和5）年は過去最低である1.2となっています。

また、本県の合計特殊出生率は、1960（昭和35）年は2.66でしたが、その後、減少傾向となり、2004（平成16）年には過去最低である1.46まで落ち込みましたが、2023（令和5）年は1.48となっています。

図表 - 15 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

③ 都道府県別合計特殊出生率の動向

2023（令和5）年の本県の合計特殊出生率が最も高いのは沖縄県（1.60）であり、次は宮崎県（1.49）、以下長崎県（1.49）、鹿児島県（1.48）となっていますが、いずれも人口維持に必要とされる2.07を大幅に下回っている状況となっています。

図表 - 16 都道府県別合計特殊出生率

順位	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	都道府県	率	都道府県	率	都道府県	率	都道府県	率
1	沖縄	1.83	沖縄	1.80	沖縄	1.70	沖縄	1.60
2	宮崎	1.65	鹿児島	1.65	宮崎	1.63	宮崎	1.49
3	長崎	1.61	宮崎	1.64	鳥取	1.60	長崎	1.49
4	鹿児島	1.61	島根	1.62	島根	1.57	鹿児島	1.48
5	熊本	1.60	長崎	1.60	長崎	1.57	熊本	1.47
6	島根	1.60	熊本	1.59	鹿児島	1.54	佐賀	1.46
全国平均		1.33		1.30		1.26		1.20

資料：厚生労働省「人口動態統計」

④ 市町村別合計特殊出生率

2018（平成30）年から2022（令和4）年までの市町村別合計特殊出生率の全国1位は徳之島町

（注1）その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。（実際に1人の女性が一生の間に生む子どもの数はコーホート合計特殊出生率である。）年間出生数の動向は、「合計特殊出生率」だけでなく、「女性人口」と「年齢構成の違い」の動向にも影響を受ける。



の2.25となっています。また、全国2位は天城町（2.24）、4位は長島町（2.11）となっており、全国上位30位までに本県の8町が入っています。そのうち4町は奄美地域となっています。

図表－17 市町村別合計特殊出生率

順位	市町村名	合計特殊出生率	全国順位
1	徳之島町	2.25	1
2	天城町	2.24	2
3	長島町	2.11	4
4	南種子町	1.99	12
5	中種子町	1.99	15
6	伊仙町	1.98	16
7	湧水町	1.91	27
8	喜界町	1.89	30

資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」市町村別合計特殊出生率（平成30年～令和4年）

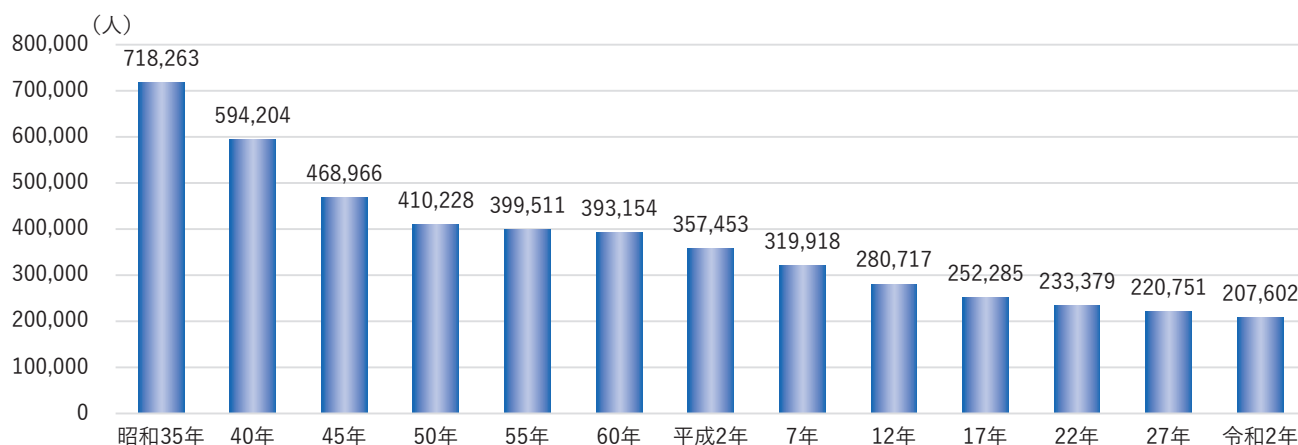
⑤ 県の15歳未満の人口の推移

15歳未満の人口の年次推移をみると、1960（昭和35）年には約72万人でしたが、2020（令和2）年は約21万人と、1960（昭和35）年の約3割となっています。

市町村別の15歳未満の人口の年次推移をみると、全ての市町村で減少しており、鹿児島市及び始良市を除く41市町村では、2020（令和2）年の15歳未満の人口が1960（昭和35）年の半分以上となっています。

また、2020（令和2）年と1985（昭和60）年を比較した場合でも、15歳未満の人口は十島村を除く42市町村で減少しており、31市町村では半分以上まで減少しています。

図表－18 本県における15歳未満の人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

図表-19 市町村別 15 歳未満の人口の推移

	昭和 35 年 (人) (A)	昭和 60 年 (人) (B)	平成 27 年 (人) (C)	令和 2 年 (人) (D)	D/A	D/B	D/C
鹿児島市	122,901	130,652	80,965	77,627	63%	59%	96%
鹿屋市	40,714	23,185	15,792	15,177	37%	65%	96%
枕崎市	11,687	6,458	2,397	2,031	17%	31%	85%
阿久根市	14,120	5,654	2,278	1,982	14%	35%	87%
出水市	24,345	12,808	7,518	6,902	28%	54%	92%
指宿市	23,068	11,877	5,079	4,555	20%	38%	90%
西之表市	13,372	5,320	2,116	1,820	14%	34%	86%
垂水市	12,856	4,575	1,524	1,289	10%	28%	85%
薩摩川内市	48,926	22,759	13,730	12,751	26%	56%	93%
日置市	24,555	10,254	6,341	6,139	25%	60%	97%
曾於市	26,516	9,423	4,063	3,654	14%	39%	90%
霧島市	40,600	22,355	18,511	17,558	43%	79%	95%
いちき串木野市	15,444	8,357	3,606	3,172	21%	38%	88%
南さつま市	28,369	8,915	3,902	3,704	13%	42%	95%
志布志市	20,021	8,028	4,302	4,024	20%	50%	94%
奄美市	22,304	15,885	6,260	5,688	26%	36%	91%
南九州市	27,725	9,152	4,203	3,685	13%	40%	88%
伊佐市	21,048	7,073	2,974	2,755	13%	39%	93%
姶良市	19,781	14,872	10,777	10,996	56%	74%	102%
三島村	562	102	81	95	17%	93%	117%
十島村	1,142	120	131	143	13%	119%	109%
さつま町	16,267	5,508	2,592	2,199	14%	40%	85%
長島町	8,807	3,362	1,475	1,384	16%	41%	94%
湧水町	8,138	2,550	1,098	890	11%	35%	81%
大崎町	9,388	3,728	1,514	1,417	15%	38%	94%
東串良町	4,076	1,580	871	878	22%	56%	101%
錦江町	8,971	2,388	817	699	8%	29%	86%
南大隅町	9,709	2,468	713	583	6%	24%	82%
肝付町	12,542	4,487	1,760	1,654	13%	37%	94%
中種子町	7,867	2,404	1,056	952	12%	40%	90%
南種子町	5,382	1,820	766	725	13%	40%	95%
屋久島町	10,175	3,495	1,891	1,607	16%	46%	85%
大和村	2,057	544	175	141	7%	26%	81%
宇検村	2,379	468	201	203	9%	43%	101%
瀬戸内町	9,788	2,749	1,093	1,043	11%	38%	95%
龍郷町	3,266	1,373	929	918	28%	67%	99%
喜界町	5,551	2,322	908	824	15%	35%	91%
徳之島町	8,121	3,865	1,772	1,533	19%	40%	87%
天城町	5,623	2,057	858	769	14%	37%	90%
伊仙町	6,893	2,291	965	985	14%	43%	102%
和泊町	4,905	1,984	1,054	904	18%	46%	86%
知名町	5,247	1,920	923	800	15%	42%	87%
与論町	3,055	1,967	770	747	24%	38%	97%
県計	718,263	393,154	220,751	207,602	29%	53%	94%

資料：総務省「国勢調査」

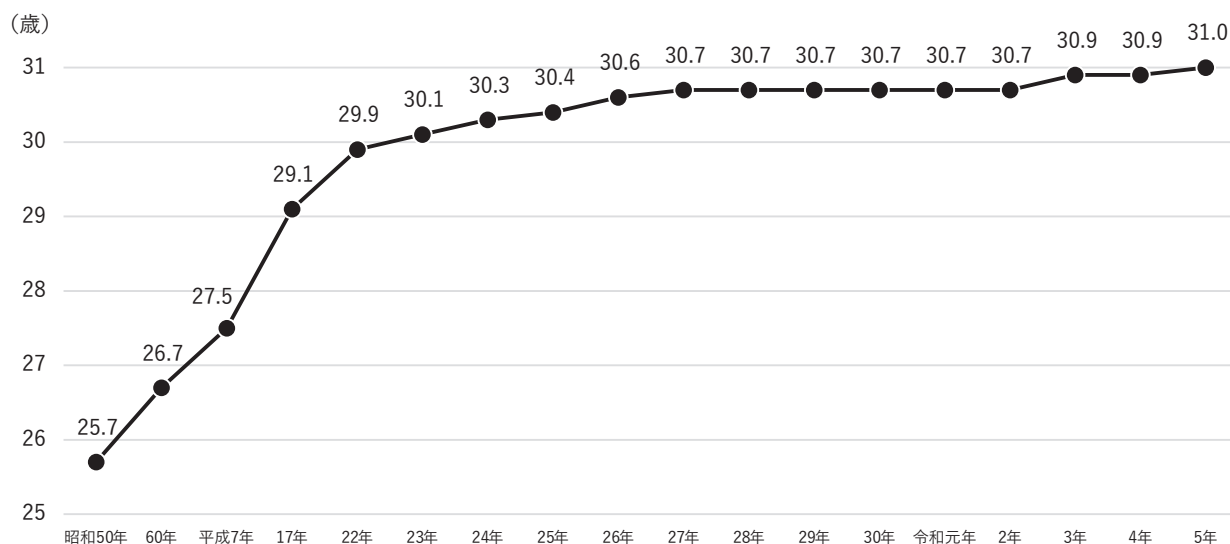


⑥ 晩産化の進行

ア 第1子出生時の母の年齢

我が国の第1子出生時の母の年齢をみると、1975（昭和50）年は25.7歳でしたが、1995（平成7）年は27.5歳、2023（令和5）年は31.0歳と晩産化が進行しています。

図表－20 第1子出生時の母の平均年齢の年次推移

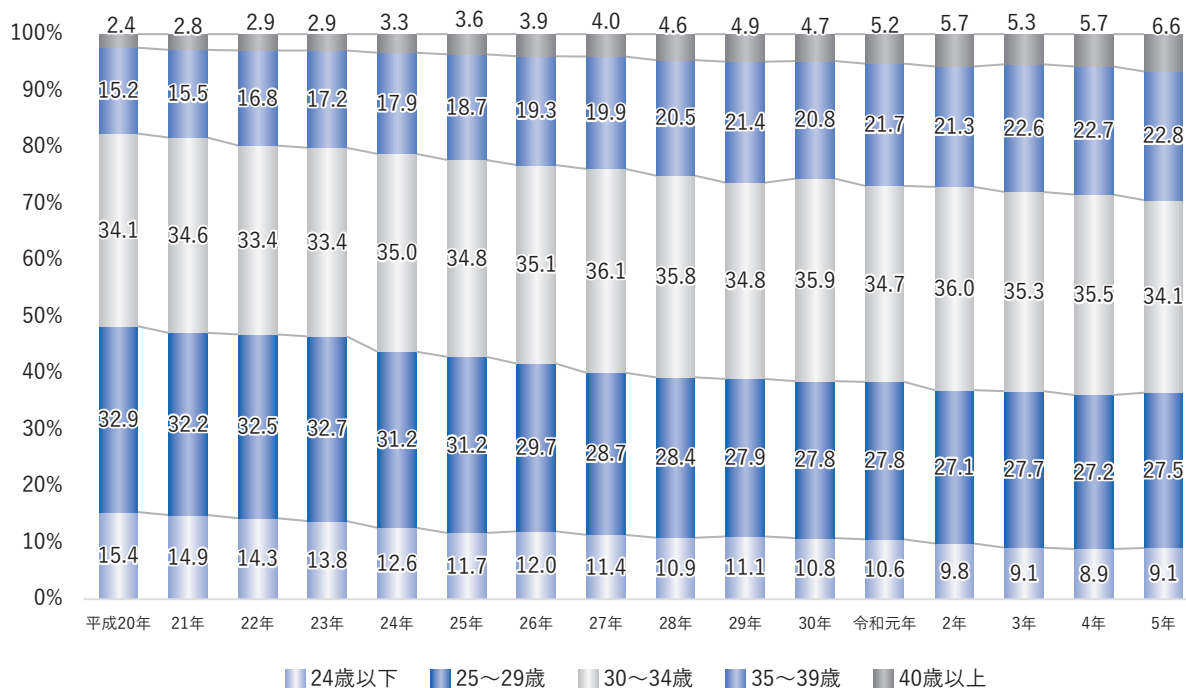


資料：厚生労働省「人口動態統計」

イ 母の年齢階級別出生割合

本県の母の年齢階級別出生割合をみると、母親の年齢が29歳以下は減少傾向、30歳以上は増加傾向にあります。特に、2008（平成20）年の母親の年齢が35～39歳の割合は15.2%でしたが、2023（令和5）年は22.8%に増加しています。母親の年齢が40歳以上の割合も、2008（平成20）年は2.4%でしたが、2023（令和5）年は6.6%に増加しています。

図表－21 本県における母の年齢階級別出生割合

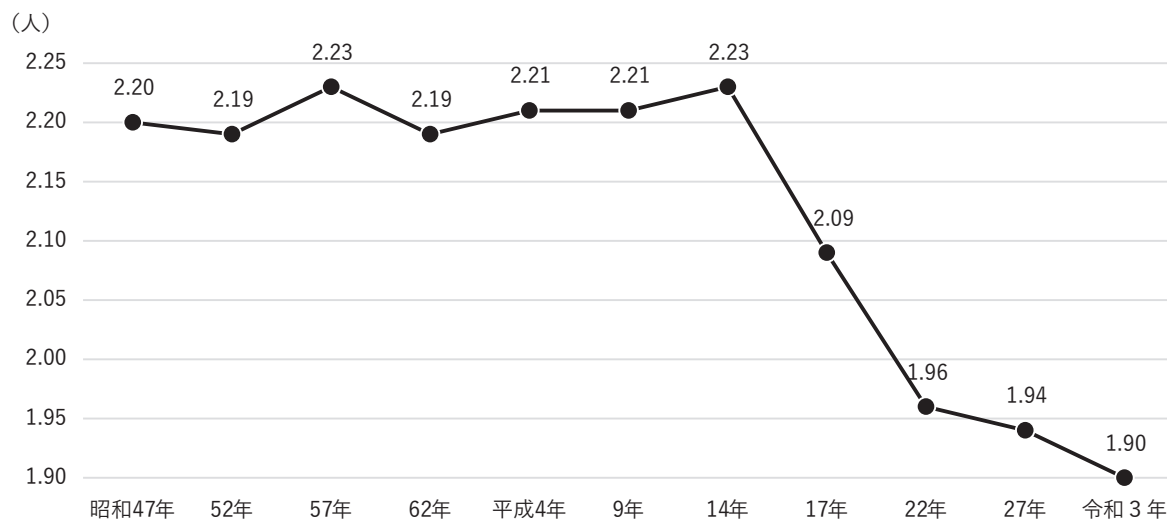


資料：鹿児島県「衛生統計年報」及び厚生労働省「人口動態統計」

7 完結出生児数 (注2)

我が国の夫婦の完結出生児数をみると、1972（昭和47）年から2002（平成14）年まで2.2人前後で安定的に推移していましたが、2005（平成17）年から減少傾向となり、2021（令和3）年には1.90と、過去最低となっています。

図表-22 完結出生児数の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）

注：対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦。第15回以前は妻の調査時年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の夫婦について集計。出生子ども数負傷を除き、8人以上を8人として平均値を算出。第16回（2021）について、前回までと同様に妻の年齢50歳未満（結婚年齢35歳未満）で集計した場合は、1.99。ここには妻が30～34歳で結婚した一部と35歳以上で結婚した夫婦が含まれない。

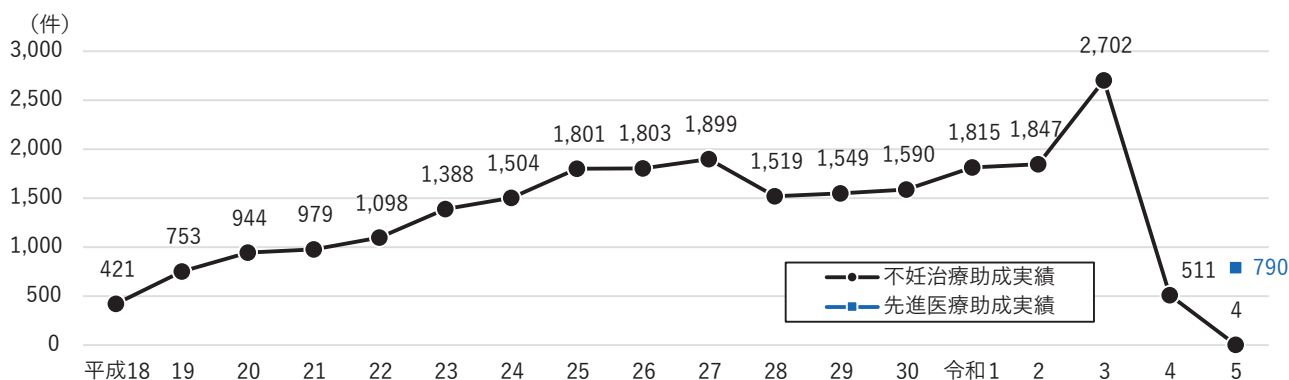
8 不妊治療

本県における不妊治療助成実績をみると、2006（平成18）年は421件でしたが、その後増加し、2021（令和3）年度には2,702件となっています。

不妊治療については、令和4年度から基本的な治療が保険適用となったことに伴い、国庫補助事業が廃止され、先進医療が全額自己負担となりました。

このため、県では、国が告示している先進医療について、令和5年度から助成事業を行っています。

図表-23 不妊治療助成実績（H18～R5）及び先進医療助成実績（R5～）



資料：県子育て支援課調べ

（注2）結婚持続期間（結婚からの経過期間）15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数



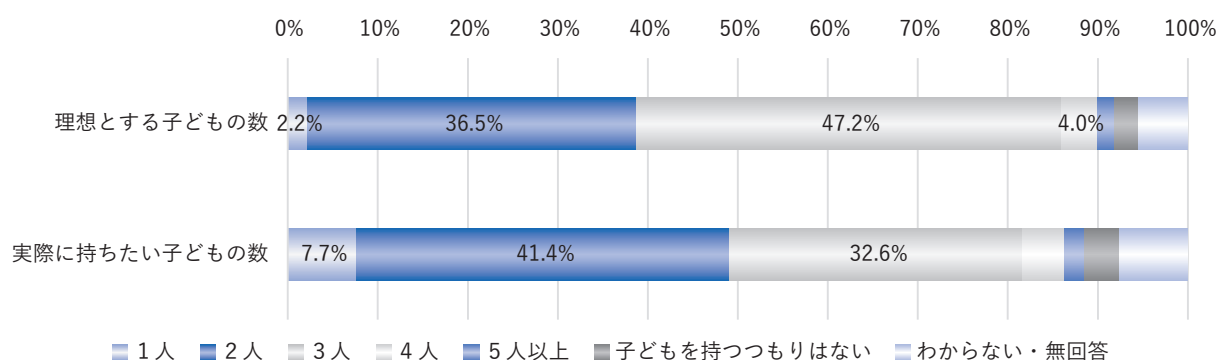
⑨ 子どもを持つことに関する県民の意識

ア 理想とする子どもの数と実際に持ちたい子どもの数

「県民意識調査」によると、「理想の子どもの数」は「3人」が47.2%と最も多く、「2人」(36.5%)、「4人」(4.0%)の順となっています。

また、「実際に持ちたい子どもの数」は、「2人」が41.4%と最も多く、「3人」(32.6%)、「1人」(7.7%)となっており、理想より実際に持ちたい子どもの数が少なくなっています。

図表－24 県民意識調査結果（理想とする子どもの数と実際に持ちたい子どもの数の割合）



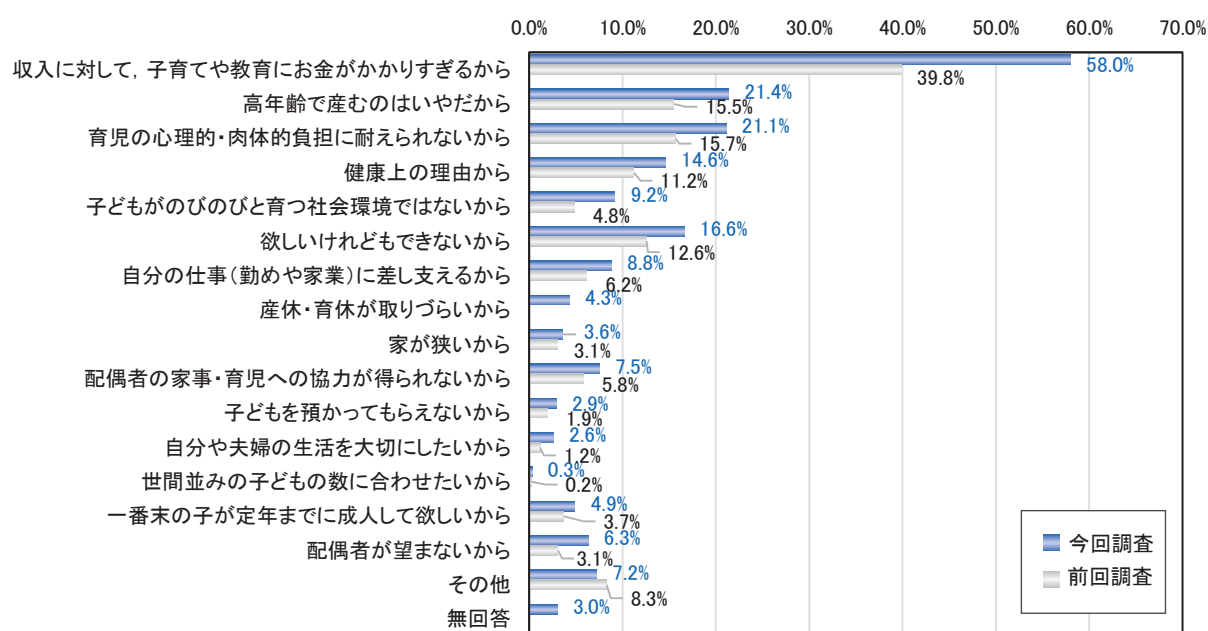
資料：県民意識調査（問60，問63）

イ 実際に持ちたい子どもの数が少ない理由

「県民意識調査」によると、理想より実際に持ちたい子どもの数が少ない理由として、「収入に対して、子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(58.0%)が最も多く、次いで、「高年齢で産むのはいやだから」(21.4%)、「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」(21.1%)となっています。

前回調査と比較すると、「収入に対して、子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が18.2ポイント高くなっています。

図表－25 県民意識調査結果（実際に持ちたい子どもの数が少ない理由）



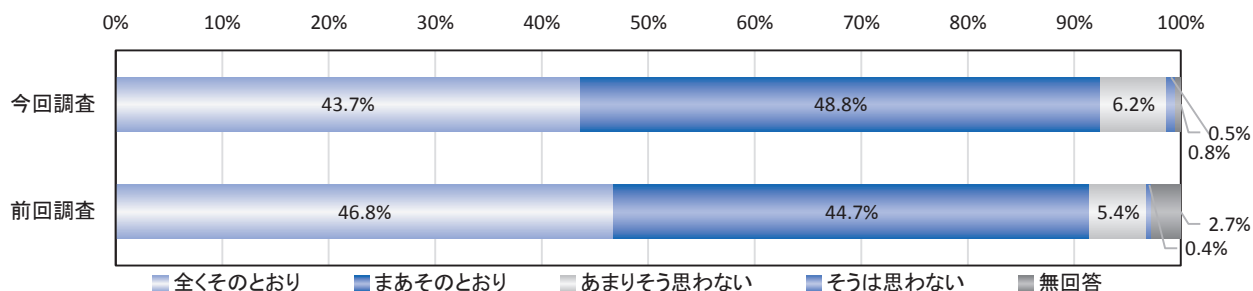
資料：県民意識調査（問64）

⑩ 子育てをして感じたこと

ア 子どもを育てるのは楽しくて幸せなことだと思う

「県民意識調査」によると、「全くそのとおり」が43.7%、「まあそのとおり」が48.8%、「あまりそう思わない」が6.2%となっています。前回調査と比較すると、「そのとおり（「全くそのとおり」＋「まあそのとおり」）」と回答した割合は1.0ポイント増加しています。

図表－26 県民意識調査結果（子どもを育てるのは楽しくて幸せなことだと思う）

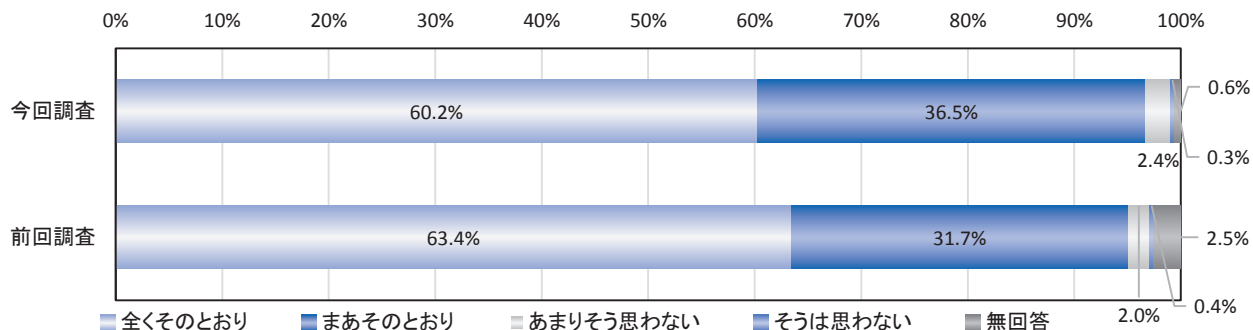


資料：県民意識調査（問33）

イ 子どもがかわいくてたまらない

「県民意識調査」によると、「全くそのとおり」が60.2%、「まあそのとおり」が36.5%となっています。前回調査と比較すると、「そのとおり（「全くそのとおり」＋「まあそのとおり」）」と回答した割合は1.6ポイント増加しています。

図表－27 県民意識調査結果（子どもがかわいくてたまらない）



資料：県民意識調査（問33）

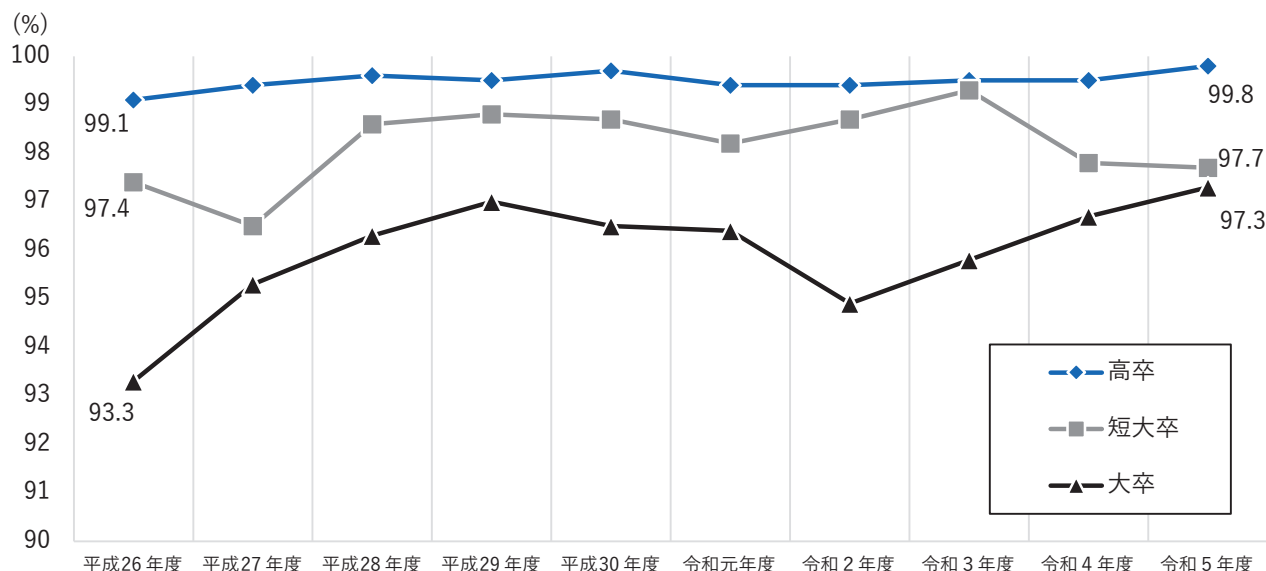


(4) 就労

① 就職内定率等

本県の2023(令和5)年度の新卒者の就職内定率は、大卒 97.3%、短大卒 97.7%、高卒 99.8%となっており、近年は高い水準で推移しています。

図表－28 本県の大学・短大・高校新卒者の就職内定率



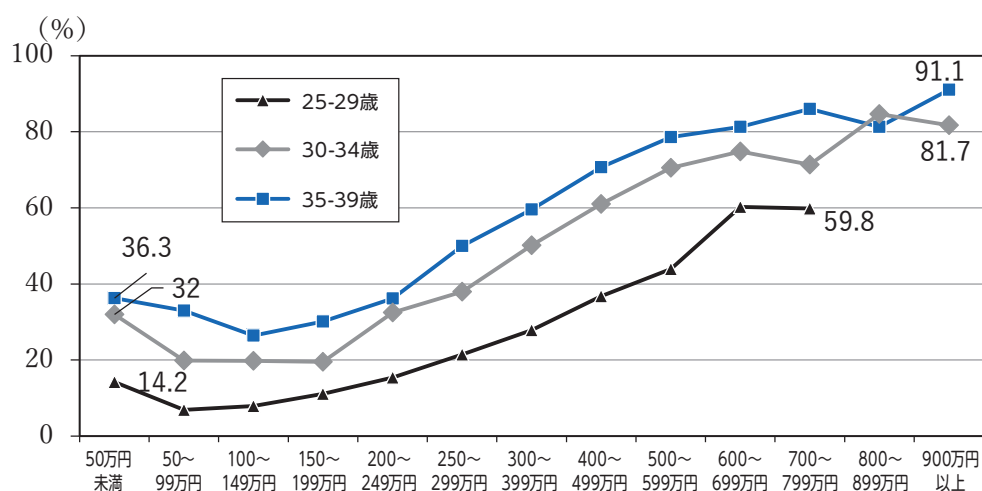
資料：鹿児島労働局報道発表資料「令和6年3月新規大学等卒業予定者職業紹介状況」、「令和6年3月新規高等学校卒業生職業紹介状況」より作成

② 年収別有配偶率

ア 男性の年収別有配偶率

我が国の男性の年収別有配偶率（2017年時点）をみると、いずれの年齢層でも年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にあります。

図表－29 男性の年収別有配偶率



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」（2019年）を基に内閣府男女共同参画局作成

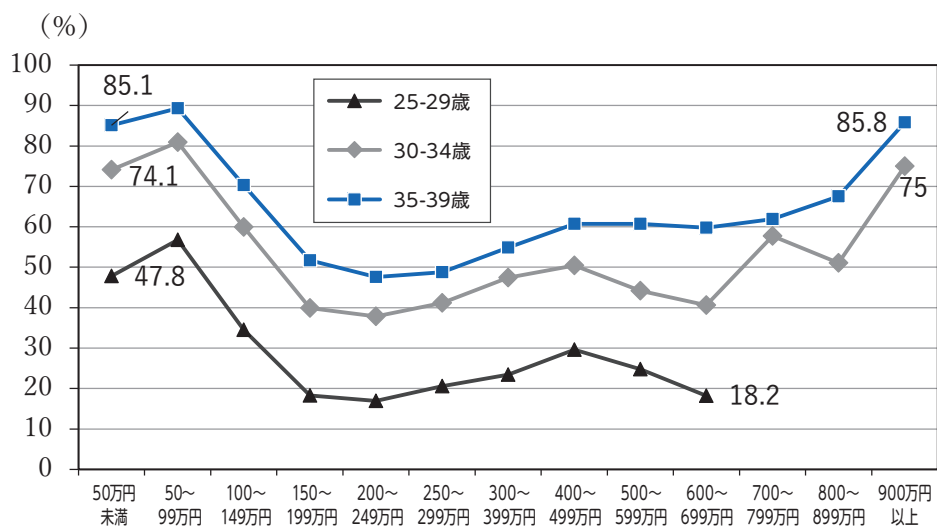
注：25歳～29歳の800万～899万、900万以上については、サンプル数が少ないため、グラフ上省略している。



イ 女性の年収別有配偶率

我が国の女性の年収別有配偶率（2017年時点）をみると、配偶者のいる割合は、年収が低い層と高い層の両方が高い傾向にあります。

図表－30 女性の年収別有配偶率



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」（2019年）を基に作成

注：25歳～29歳の700万円以上の集計区分については、グラフ上省略している。

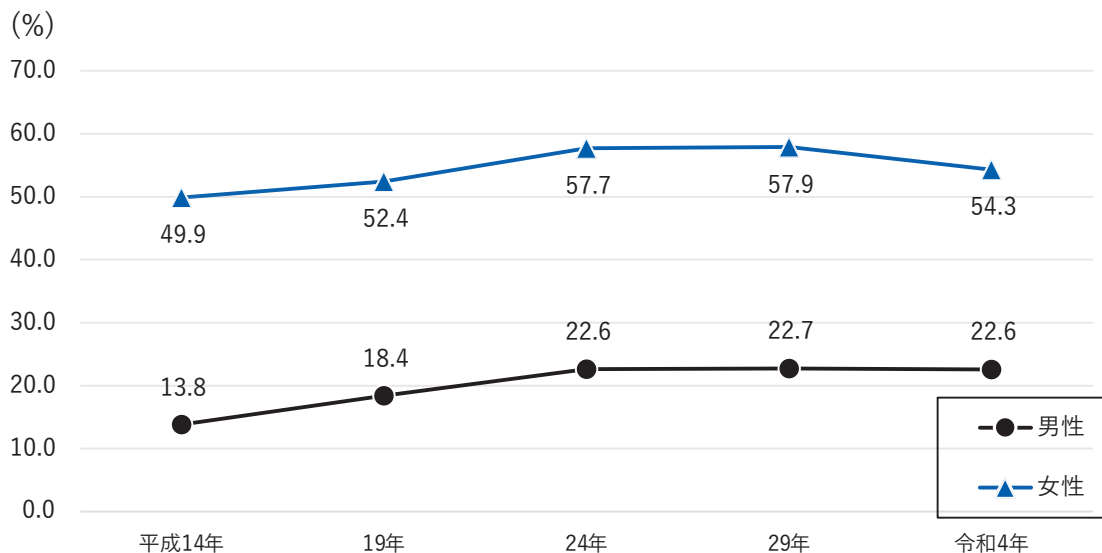


③ 非正規労働者の状況

ア 非正規の職員・従業員の割合

本県の雇用者（役員を除く）のうち非正規雇用者（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員等）の割合は、男女ともに増加しておりましたが、2022（令和4）年は、2017（平成29）年より減少し、女性は54.3%、男性は22.6%となっています。

図表－31 男女別雇用者（役員を除く）に占める非正規の職員・従業員の割合の推移

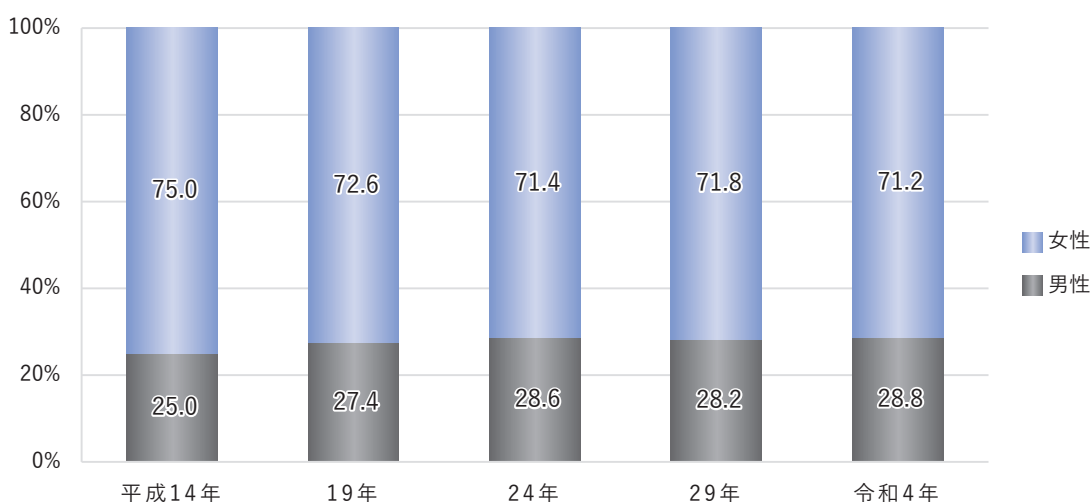


資料：総務省「就業構造基本調査」

イ 非正規雇用者の男女別割合

本県の非正規雇用者を男女別にみると、2022（令和4）年は男性28.8%、女性71.2%と女性の占める割合が非常に多くなっています。

図表－32 非正規労働者の状況（男女別）

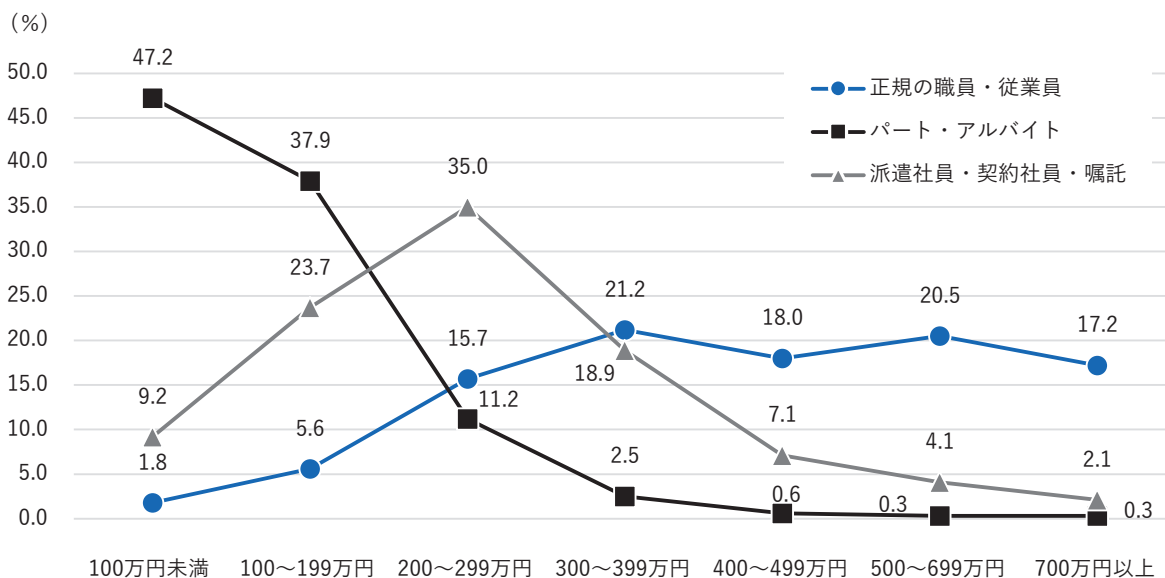


資料：総務省「就業構造基本調査」

ウ 非正規の職員・従業員の年収

我が国の労働者の年収をみると、正規の職員・従業員は300万円未満が23.1%であるのに対し、パート・アルバイトは300万円未満が96.3%で、このうち100万円未満が47.2%となっています。派遣社員・契約社員・嘱託は300万円未満が67.9%です。

図表－33 就業形態別の年収分布（全国）

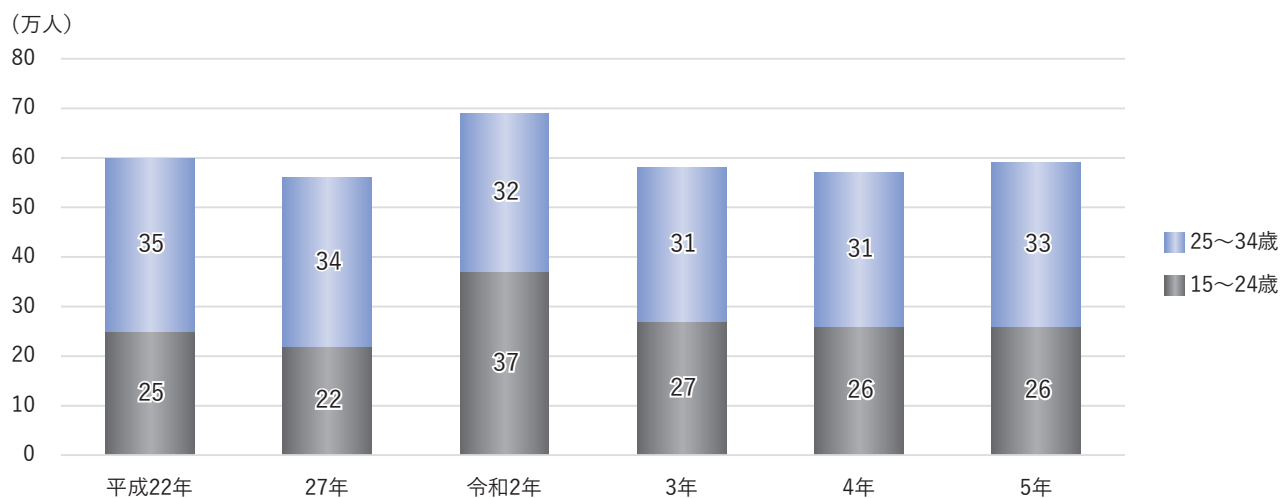


資料：総務省「労働力調査（詳細集計） 2023年（令和5年）平均結果」

エ 若年無業者^{（注3）}

我が国の若年無業者の数は、2010（平成22）年以降、おおむね横ばいで推移しています。2023（令和5）年は59万人で、前年より2万人増加しています。

図表－34 若年無業者の推移



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

（注3）15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者



(5) 仕事と育児の両立

① 労働時間

我が国の2023（令和5）年の月間総実労働時間は136.3時間と2018（平成30）年と比較して、5.9時間短くなっています。

本県の2023（令和5）年の月間総実労働時間は138.5時間と全国よりも2.2時間長くなっています。

図表－35 月間総実労働時間の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
鹿児島県	146.0 時間	144.9 時間	141.9 時間	139.9 時間	136.6 時間	138.5 時間
全国	142.2 時間	139.1 時間	135.1 時間	136.1 時間	136.1 時間	136.3 時間

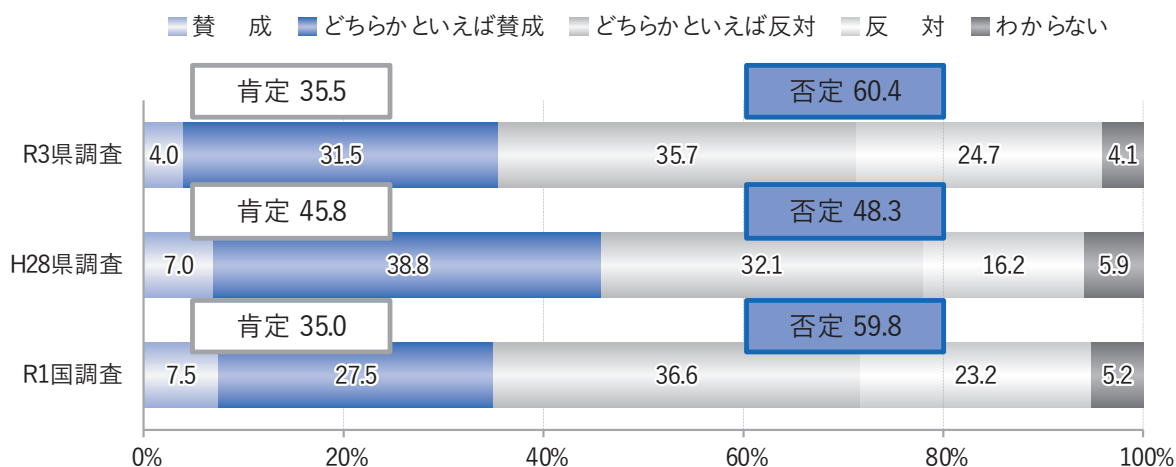
資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

※事業所規模5人以上の事業所における常用労働者1人平均月間総労働時間

② 固定的な性別役割分担意識の変化

令和3年度に実施した県民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担については、前回（平成28年度）と比較して否定する割合が増加し、「否定」と「肯定」の差が大きく開きました。また、令和3年度初めて、男性でも「否定」が「肯定」を上回り、ここ数年で意識の大きな変化が見られます。

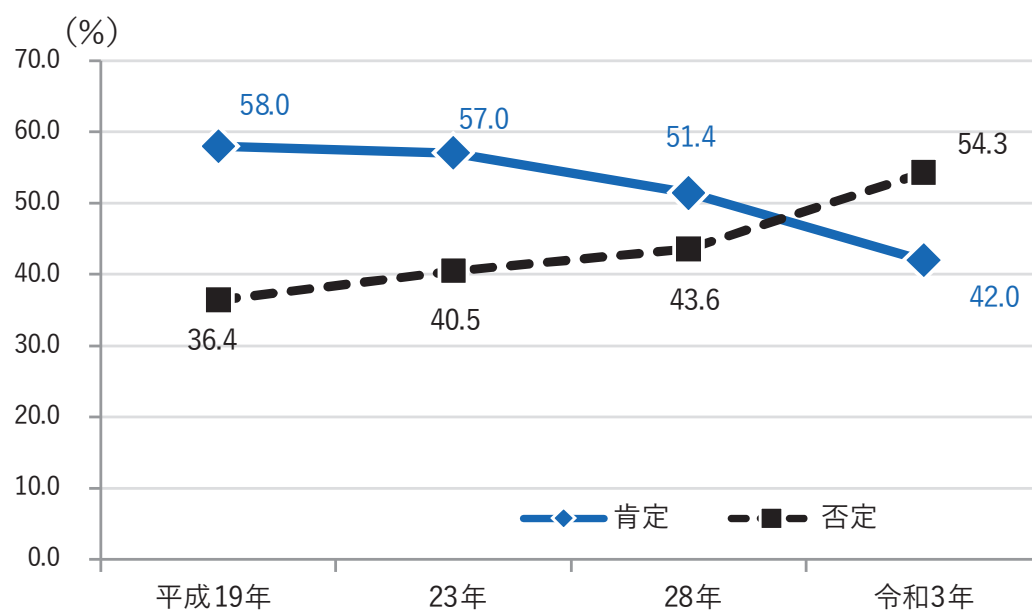
図表－36 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（本県、全国）



資料：男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識調査」
内閣府「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」



図表－37 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の推移（本県、男性）



資料：男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識調査」（各年）

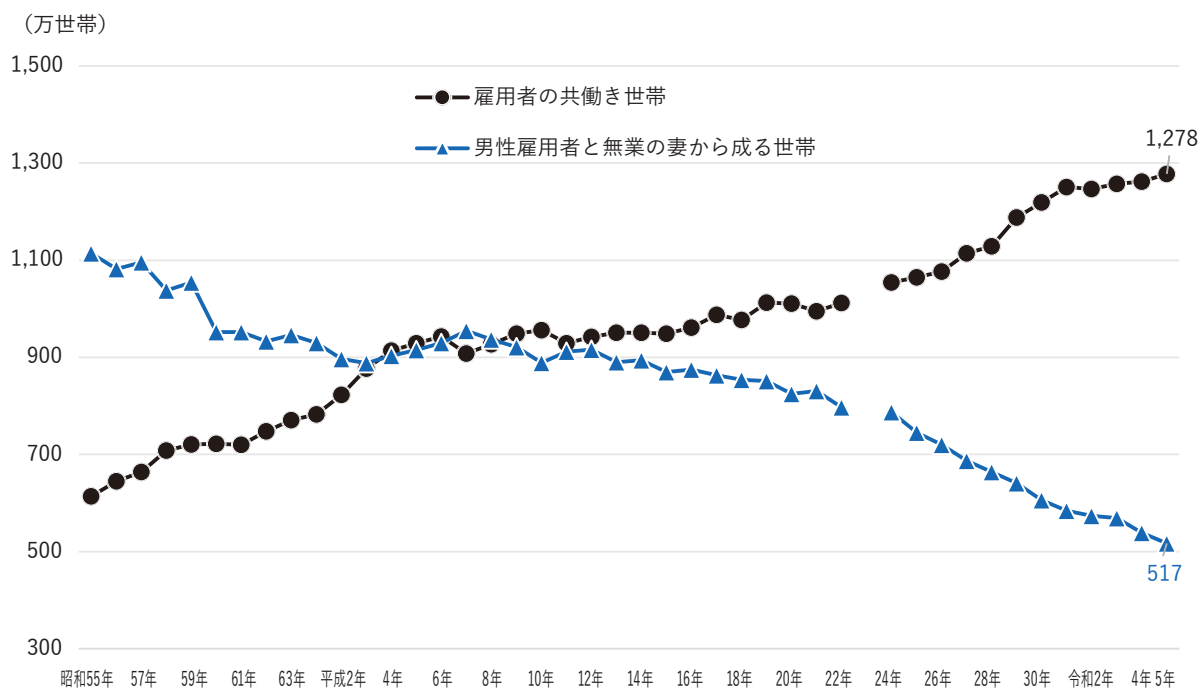


③ 共働き世帯の増加

1980（昭和55）年以降、我が国では、夫婦共に雇用者の共働き世帯が年々増加し、1997（平成9）年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っており、特に2012（平成24）年頃からその差は急速に拡大しています。

2023（令和5）年は、雇用者の共働き世帯が1,278万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が517万世帯となっています。

図表－38 共働き等世帯数の推移



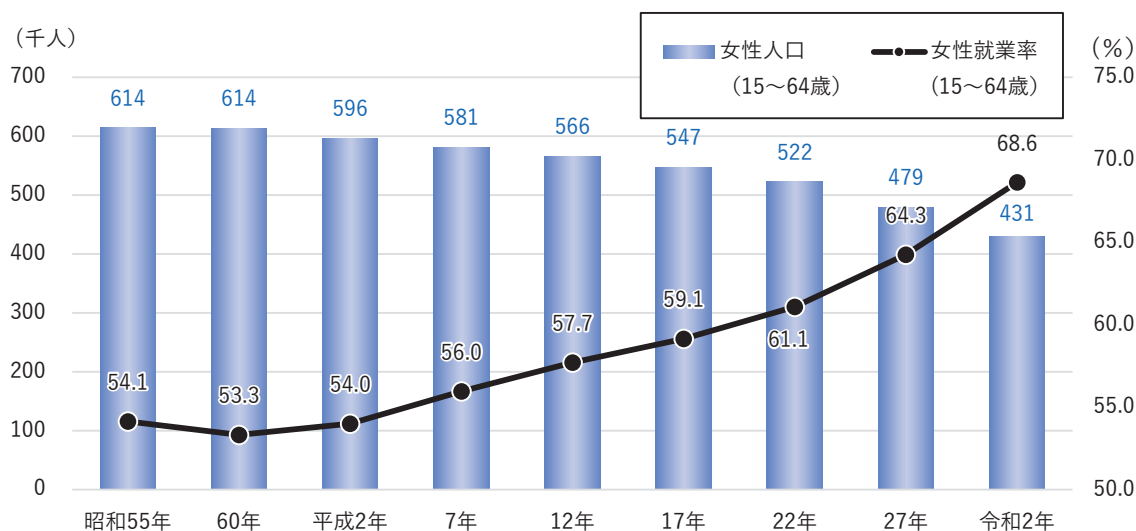
資料：昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査付き等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

④ 女性の状況

ア 女性就業率

本県における就業している女性の数（15～64歳）は年々増加しており、2020（令和2）年は68.6%に達しています。

図表－39 本県における女性就業率（15～64歳）の推移

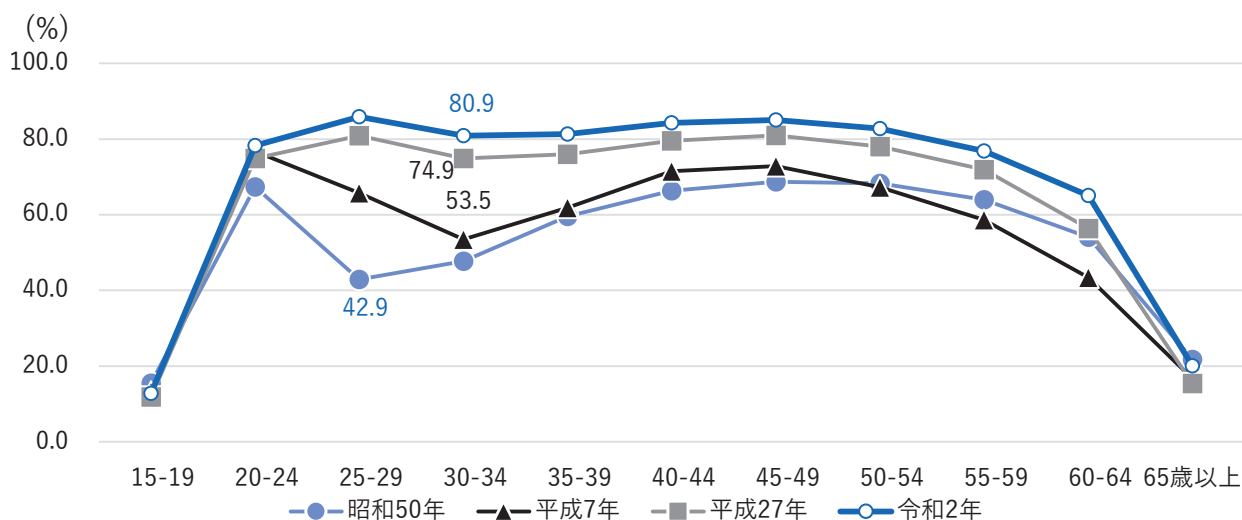


資料：総務省「国勢調査」

イ 女性労働力率（年齢段階別）

本県における女性の労働力率を年齢段階別にみると、30代前半を底とするいわゆるM字曲線を描いており、出産・育児期にいったん仕事を辞める女性が多いことを示しています。本県での女性の労働力率のM字の底は、1975（昭和50）年が20代後半の42.9%に対し、1995（平成7）年が30代前半の53.5%、2020（令和2）年は30代前半の80.9%へ上昇しており、M字の底が浅くなってきています。

図表－40 労働力率の推移（女性就業率）



資料：総務省「国勢調査」より H7,S50 は男女共同参画室が作成
労働力率は、「労働力人口（就業者＋完全失業者）」／「15歳以上人口」×100

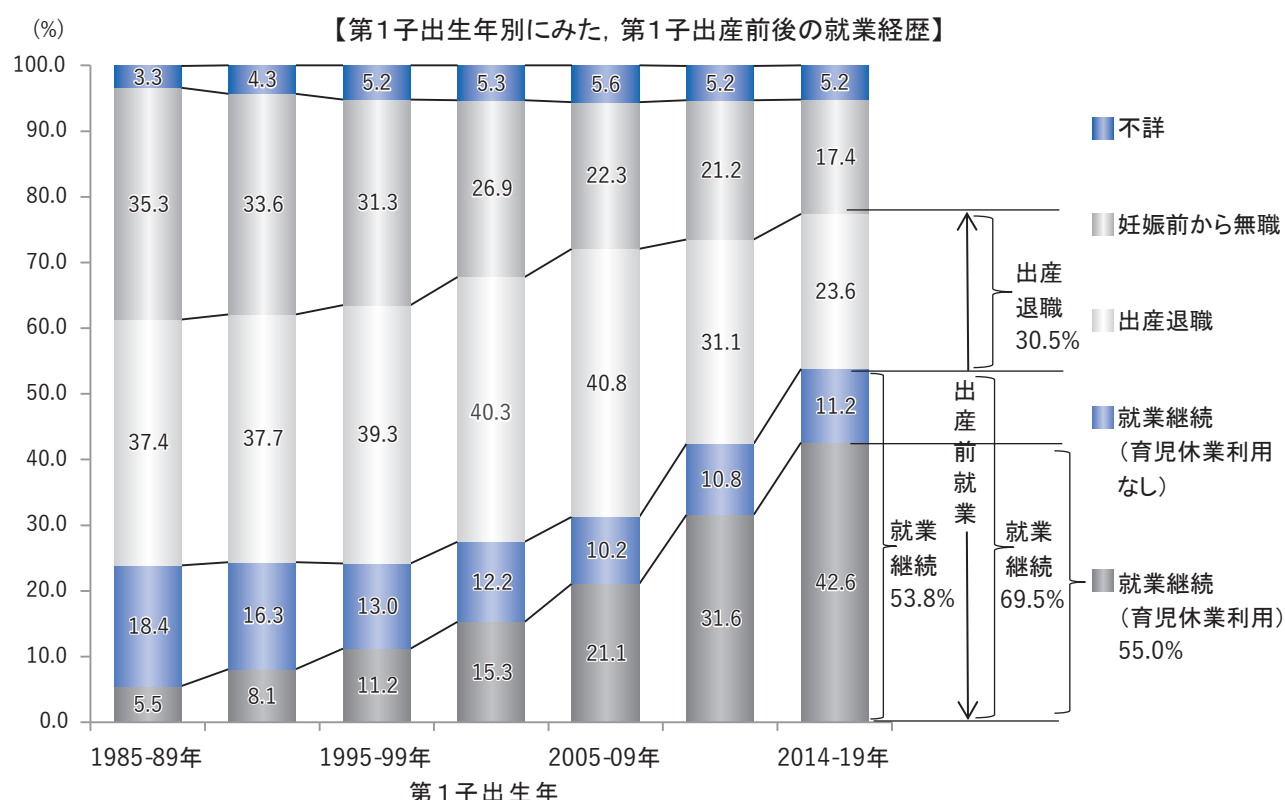


ウ 女性の出産前後の就業継続割合

我が国の女性の出産前後の就業状況をみると、第1子を出産した既婚女性で、第1子の出産前に就業していた女性のうち、出産後に就業を継続した女性の割合は、これまで4割前後で推移していましたが、2014（平成26）年から2019（令和元）年に第1子を出産した既婚女性では、69.5%へと大幅に上昇しました。

また、第1子を出産した既婚女性で、第1子の出産前に就業していた女性のうち、育児休業を利用して就業を継続した女性の割合も上昇してきており、2014（平成26）年から2019（令和元）年に第1子を出産した既婚女性では、55.0%となっています。

図表－41 女性の出産前後の就業継続割合



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）

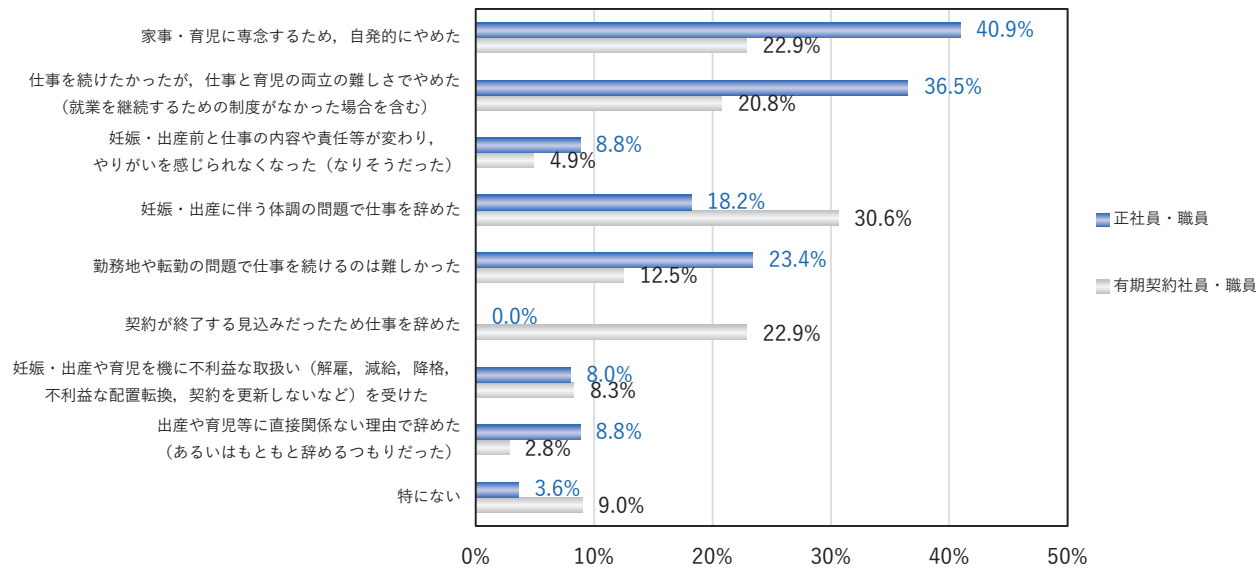
注：対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦の妻（年齢50歳未満）。図中の（ ）内の数値は出産前に就業していた妻に対する割合

エ 末子妊娠・出産を機に退職した理由

我が国の末子妊娠・出産を機に退職した理由を見ると、正社員・職員では、「家事・育児に専念するため、自発的にやめた」が40.9%、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた」が36.5%となっています。

有期契約社員・職員では、「妊娠・出産に伴う体調の問題で仕事を辞めた」が30.6%となっています。

図表－42 末子妊娠・出産を機に退職した理由



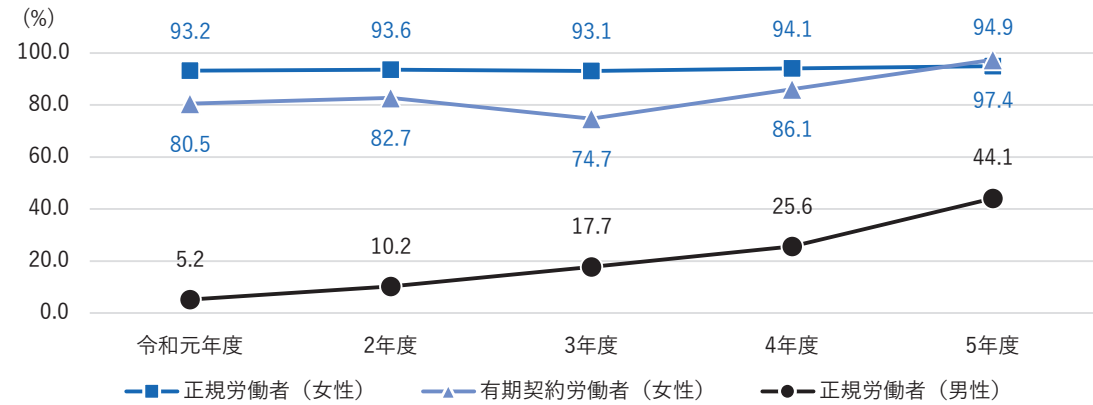
資料：厚生労働省委託事業「令和2年度 仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業」仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査報告書〈離職者調査〉複数回答

5 男性の状況

ア 男性の育児休業取得の状況

本県における男性（正規労働者）の育児休業取得の状況を見ると、2023（令和5）年度は44.1%と、2019（令和元）年度の5.2%から38.9ポイント増加しているものの、女性（正規労働者）の94.9%、女性（有期契約労働者）の97.4%と比較すると、非常に少なくなっています。

図表－43 育児休業取得対象者・取得者の状況（本県）

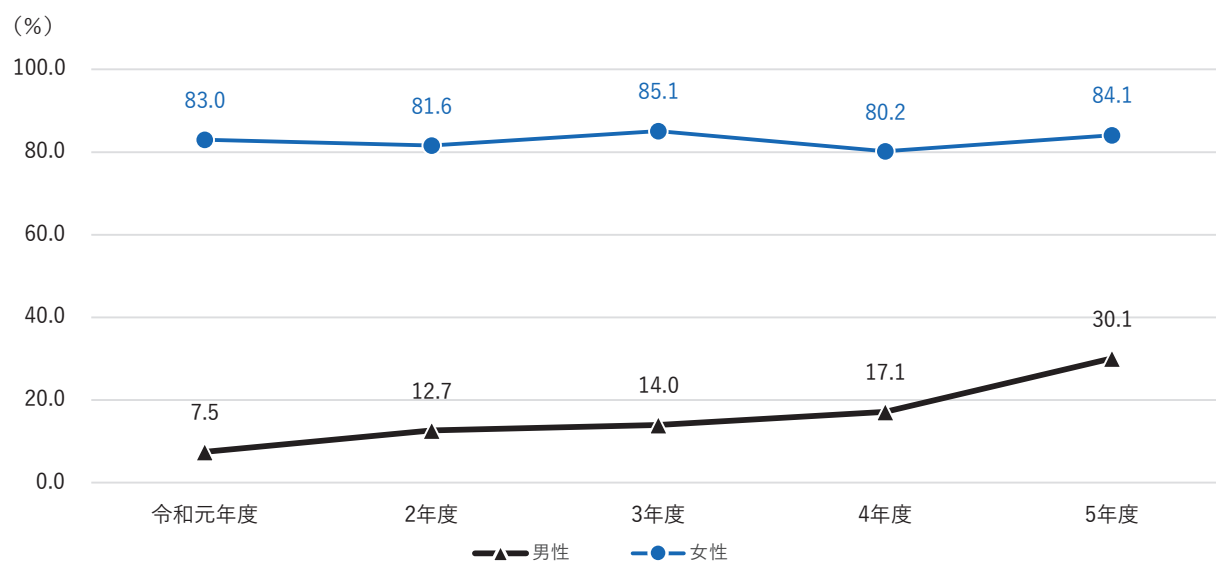


資料：県雇用労政課「鹿児島県労働条件実態調査報告書」

我が国の男性の育児休業取得の状況を見ると、2023（令和5）年度は30.1%と、2019（令和元）年度の7.5%から22.6ポイント増加しています。女性については、2023（令和5）年度は84.1%と、2019（令和元）年度の83.0%から1.1ポイント増加しています。



図表－44 育児休業取得対象者・取得者の状況

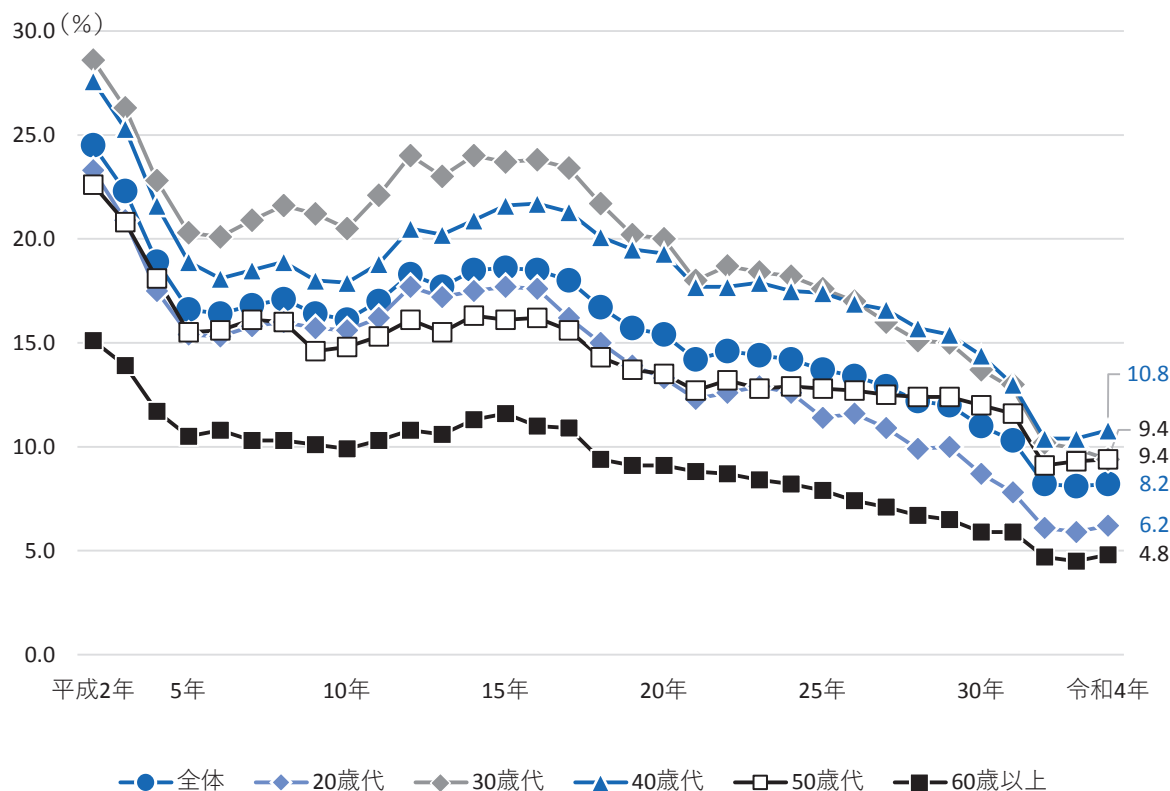


資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

イ 子育て世代の男性の長時間労働

我が国の週 60 時間以上の長時間労働をしている男性は、2005（平成 17）年以降、減少傾向にあります。30 代、40 代は、2022（令和 4）年でそれぞれ 9.4%、10.8%と他の年齢層と比べて高い水準となっています。

図表－45 年齢別就業時間が週 60 時間以上の男性就業者の割合の推移



資料：総務省「労働力調査」

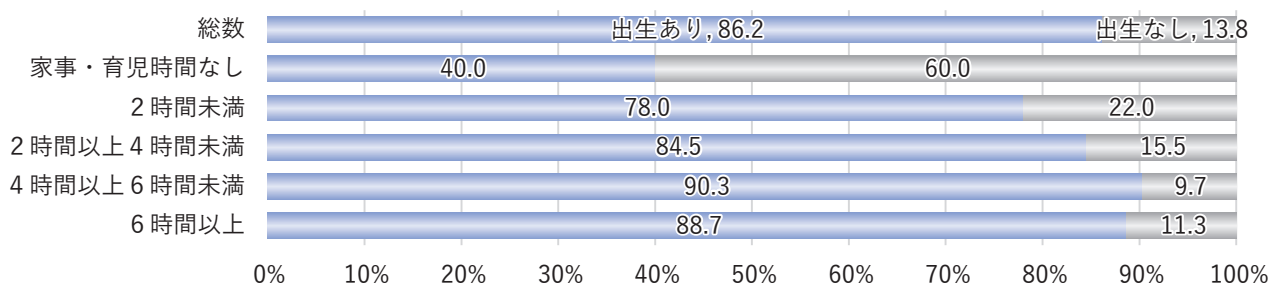
注1：. 数値は、非農林業就業者（休業者を除く）総数に占める割合

注2：2011（平成 23）年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果

ウ 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生状況

我が国の夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況をみると、両者には正の関係性がみられます。

図表－46 夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況



資料：厚生労働省「第11回21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）」



エ 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児時間

本県の6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間は、2021（令和3）年は125分と2011（平成23）年に比べて72分増加し、全国の113分より12分長くなっており、特に家事時間が51分と全国（30分）に比べ21分長くなっています。

図表－47 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児時間の推移（1日当たりの総平均時間 - 週全体）

	平成23年		平成28年		令和3年	
	全国	鹿児島県	全国	鹿児島県	全国	鹿児島県
家事	12分	13分	17分	13分	30分	51分
育児	39分	30分	49分	32分	65分	58分
買い物	16分	10分	16分	18分	18分	16分
合計	67分	53分	82分	63分	113分	125分
都道府県順位		39位		40位		12位

資料：総務省統計局「社会生活基本調査（生活時間に関する調査）」

⑥ ワーク・ライフ・バランス

本県におけるワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は、2023（令和5）年度は82.4%に達しています。

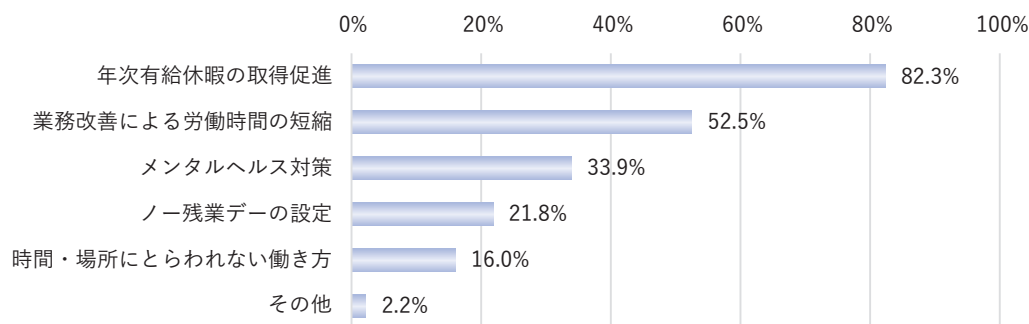
2023（令和5）年度の実施状況としては、「年次有給休暇の取得促進」が82.3%で最も多く、「業務改善による労働時間の短縮」（52.5%）、「メンタルヘルス対策」（33.9%）となっています。

図表－48 ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
48.3%	54.2%	54.2%	55.3%	50.5%	86.1%	82.4%

資料：県雇用労政課「鹿児島県労働条件実態調査報告書」

図表－49 ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組状況（令和5年度）



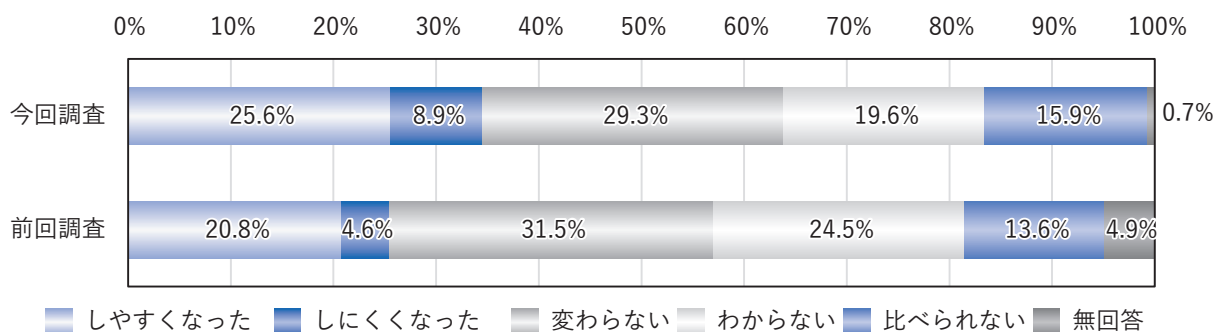
資料：県雇用労政課「鹿児島県労働条件実態調査報告書」

⑦ 子育て等に関する県民の意識

ア 子育てしやすさ

「県民意識調査」によると、「変わらない」が29.3%で最も多く、次いで「しやすくなった」が25.6%、「わからない」が19.6%となっています。前回調査と比較すると、「しやすくなった」と回答した割合は4.8ポイント増加しています。

図表－50 県民意識調査結果（子育てしやすさについて）



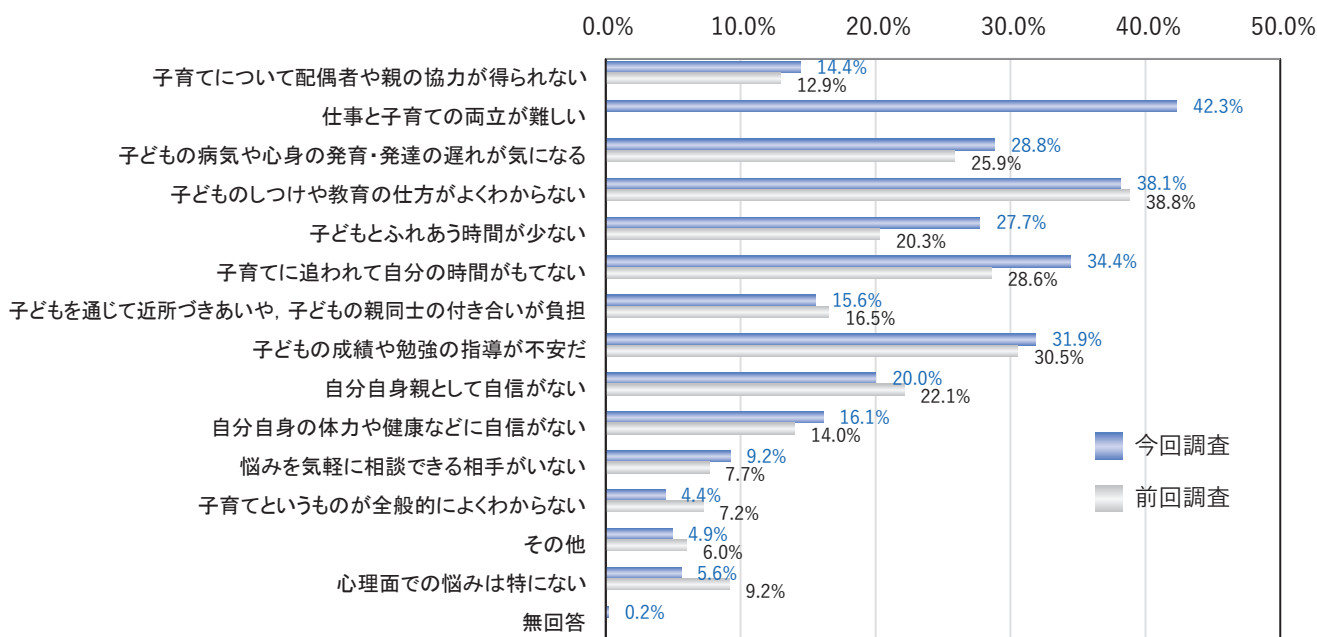
資料：県民意識調査（問45）

イ 子育ての悩み

「県民意識調査」によると、子育ての心理面の悩みについては、「仕事と子育ての両立が難しい」が42.3%で最も多く、次いで「子どものしつけや教育の仕方がよくわからない」が38.1%、「子育てに追われて自分の時間がもてない」が34.4%となっています。前回調査と比較すると「子どもとふれあう時間が少ない」が7.4ポイント増加しています。

また、子育ての環境面での悩みについては、「子どもの教育費や習いごとなどにお金がかかる」が61.0%で最も多く、次いで「子どもの出産や育児にお金がかかる」が36.9%、「子育てと仕事や家事との両立がしにくい」が34.6%となっています。前回調査と比較すると、「子どもの教育費や習いごとなどにお金がかかる」が11.7ポイント、「子どもの出産や育児にお金がかかる」が7.7ポイント増加しています。

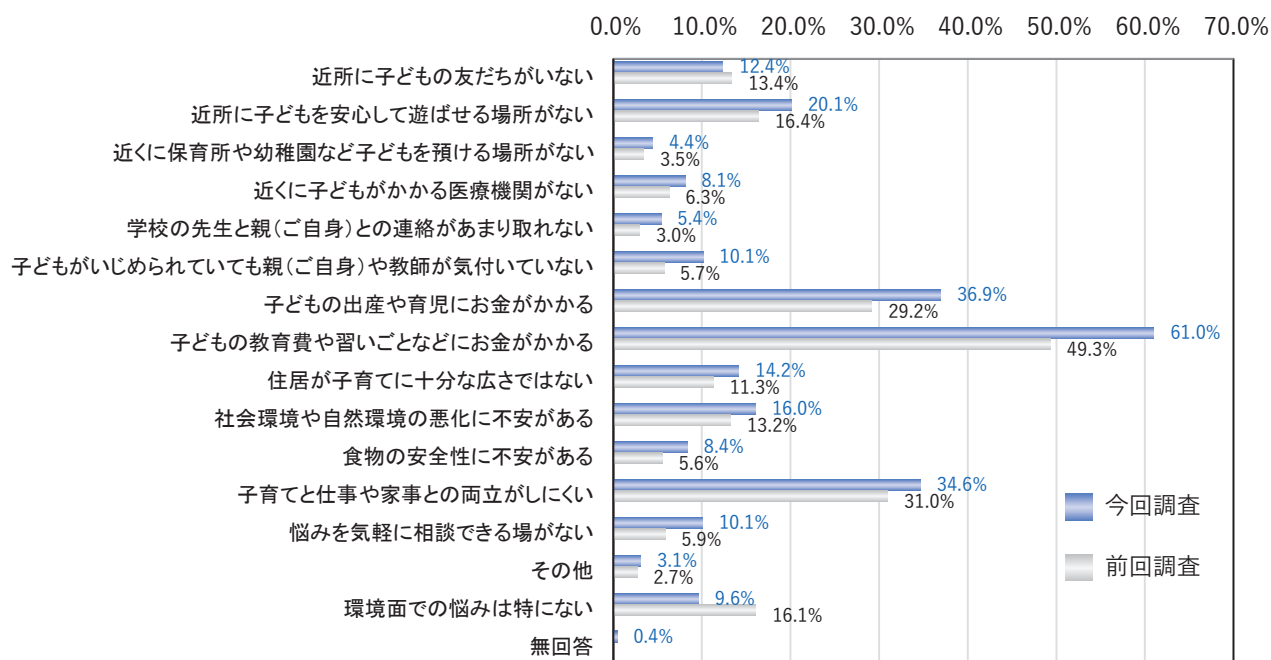
図表－51 県民意識調査結果（子育ての心理面での悩み）



資料：県民意識調査（問35）



図表－52 県民意識調査結果（子育ての環境面での悩み）



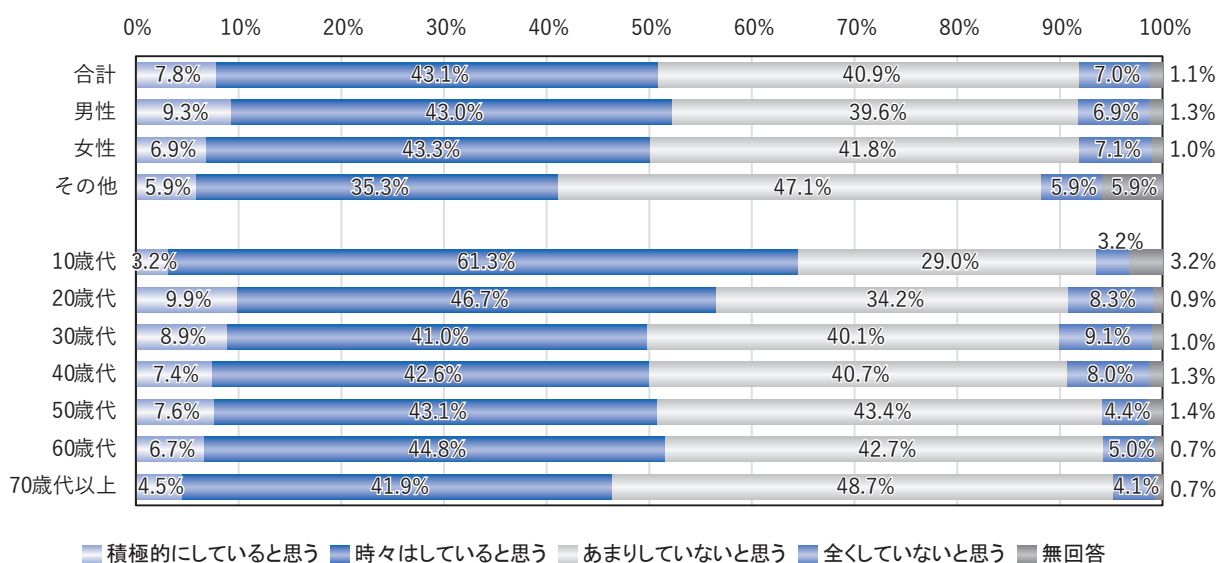
資料：県民意識調査（問 36）

ウ 鹿児島県における男性の育児への関わり方

「県民意識調査」によると、本県における男性の育児への関わり方については、「時々はしていると思う」が43.1%で最も多く、次いで「あまりしていないと思う」が40.9%、「積極的にしていると思う」が7.8%、「全くしていないと思う」が7.0%の順となっており、「している（「積極的にしていると思う」＋「時々はしていると思う」）」と回答した割合は50.9%となっています。

「している（「積極的にしていると思う」＋「時々はしていると思う」）」と回答した割合を男女別に確認すると、男性 52.3%、女性 50.2%となっています。

図表－53 県民意識調査結果（鹿児島県における男性の育児への関わり方）



■ 積極的にしていると思う ■ 時々はしていると思う ■ あまりしていないと思う ■ 全くしていないと思う ■ 無回答

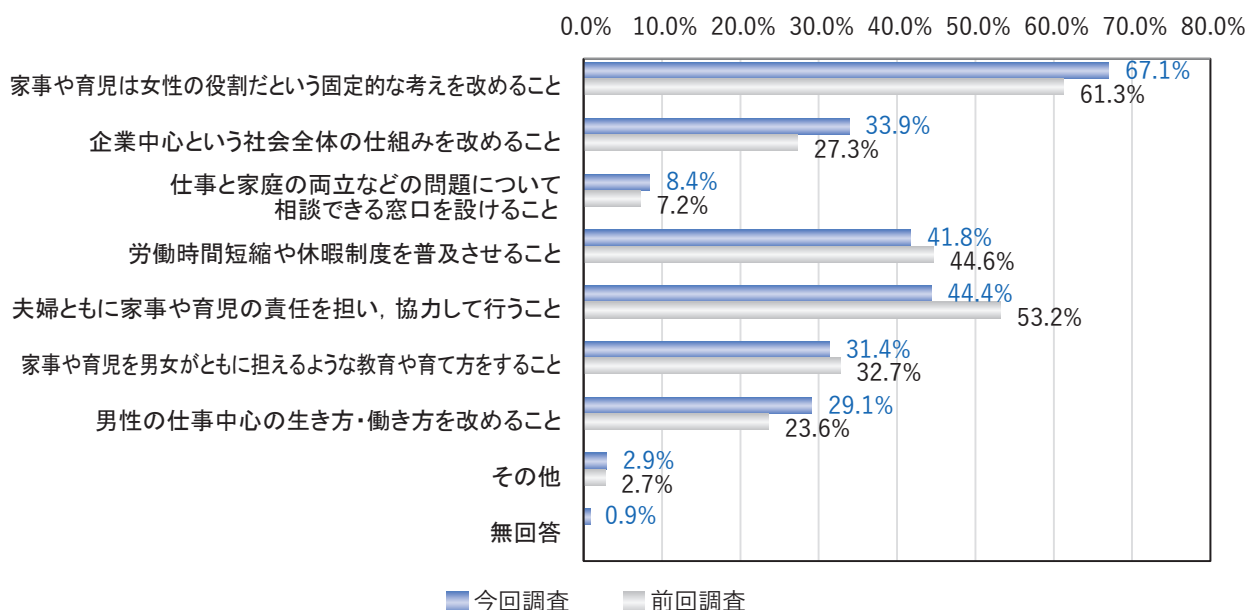
資料：県民意識調査（問 47）

エ 男性が女性とともに積極的に子育てをしていくために必要なこと

「県民意識調査」によると、「家事や育児は女性の役割だという固定的な考えを改めること」が67.1%で最も多く、次いで「夫婦ともに家事や育児の責任を担い、協力して行うこと」が44.4%、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」が41.8%となっています。

前回調査と比較すると、「企業中心という社会全体の仕組みを改めること」が6.6ポイント、「家事や育児は女性の役割だという固定的な考えを改めること」が5.8ポイント増加しています。

図表－54 県民意識調査結果（男性が女性とともに積極的に子育てをしていくために必要なことについて）

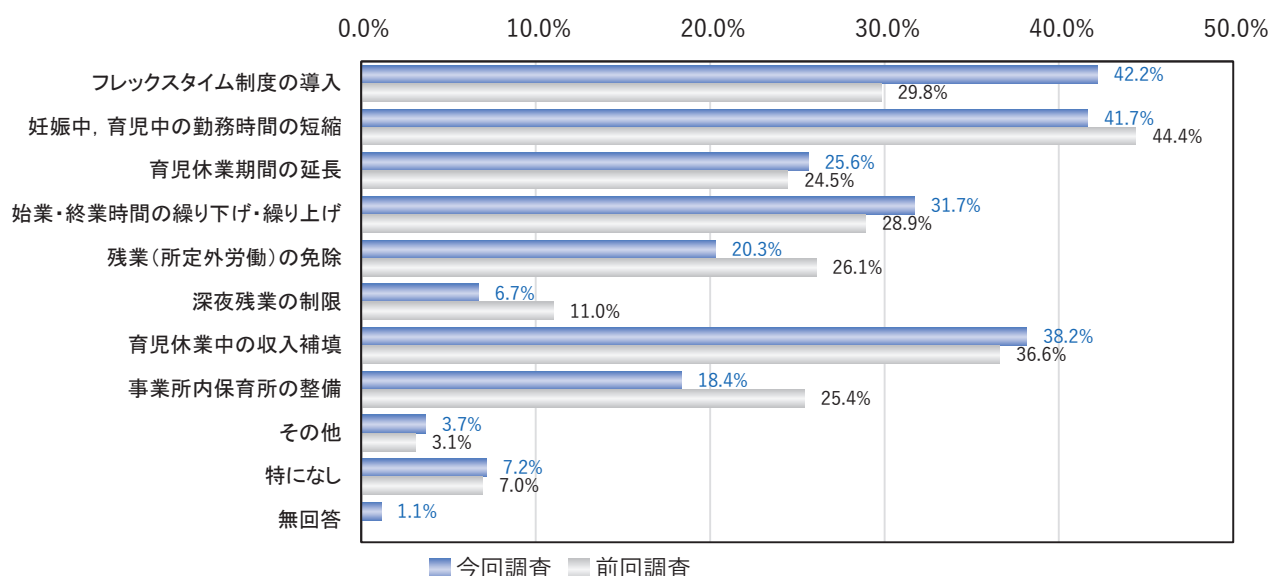


資料：県民意識調査（問48）

オ 子育て支援のために企業に整備してほしい制度

「県民意識調査」によると、「フレックスタイム制度の導入」が42.2%で最も多く、次いで「妊娠中、育児中の勤務時間の短縮」が41.7%、「育児休業中の収入補填」が38.2%となっています。

図表－55 県民意識調査結果（子育て支援のために企業に整備してほしい制度）



資料：県民意識調査（問46）



(6) 気運の醸成

① 「育児の日^(注4)」協力企業

「育児の日」協力企業数については、2023（令和5）年度は、269社と、2019（令和元）年度の126社から2倍以上に増加しています。

図表－56 「育児の日」協力企業数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
126 社	127 社	139 社	270 社	269 社

資料：県子ども政策課調べ

② 「かごしま子育て応援企業^(注5)」登録数

「かごしま子育て応援企業」登録数については、2023（令和5）年度は、780社と、2019（令和元）年度の584社から200社近く増加しています。

図表－57 「かごしま子育て応援企業」登録数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
584 社	658 社	731 社	769 社	780 社

資料：県雇用労政課調べ

③ かごしま子育て支援パスポート^(注6)事業協賛店舗

かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数をみると、2023（令和5）年度は2,971店舗となっており、2019（令和元）年度の1,895店舗から1,000店舗以上増加しています。

図表－58 かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,895 店舗	1,909 店舗	1,920 店舗	2,710 店舗	2,971 店舗

資料：県子ども政策課調べ

（注4）本県では、妊婦や子どものいる世帯を地域全体で応援する気運を醸成するため、毎月19日を「育児の日」と定め、広く県民に子育て応援を呼びかけ、様々な取組を展開している。

（注5）県では、企業の子育て支援を促進するため、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、広く紹介している。

（注6）事業に協賛する企業や店舗のご好意により、パスポートを提示されたご家族に、割引や独自の優待サービスなどを提供していただくことで、子育て家庭を地域全体で応援する仕組み

2 母子及び父子並びに寡婦の状況

(1) ひとり親世帯の状況

① ひとり親世帯

本県のひとり親家庭（母または父と19歳以下の未婚の子どもの世帯）は、2020（令和2）年で、14,222世帯であり、前回調査時の2015（平成27）年と比較し、7.6%減少しています。

図表-59 ひとり親世帯の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯（a）	10,785世帯	10,385世帯	11,720世帯	13,301世帯	13,942世帯	13,746世帯	12,749世帯
父子世帯（b）	1,975世帯	1,825世帯	1,949世帯	1,950世帯	1,689世帯	1,641世帯	1,473世帯
計（a + b）	12,760世帯	12,210世帯	13,669世帯	15,251世帯	15,631世帯	15,387世帯	14,222世帯

資料：総務省「国勢調査」

② ひとり親家庭の子どもの数

本県のひとり親家庭の子どもの数（ひとり親家庭の人員数からひとり親家庭の世帯数を差し引いた推計値）は、2020（令和2）年で、23,646人となっており、前回調査時の2015（平成27）年と比較し、7.7%減少しています。

図表-60 ひとり親家庭の子どもの数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯の人員数（人，a）	31,703	36,071	37,336	36,780	34,097
母子世帯数（世帯，b）	11,720	13,301	13,942	13,746	12,749
母子世帯の子どもの数（人，c = a - b）	19,983	22,770	23,394	23,034	21,348
父子世帯の人員数（人，d）	5,112	5,145	4,393	4,230	3,771
父子世帯数（世帯，e）	1,949	1,950	1,689	1,641	1,473
父子世帯の子どもの数（人，f = d - e）	3,163	3,195	2,704	2,589	2,298
ひとり親世帯の子どもの数（人，c + f）	23,146	25,965	26,098	25,623	23,646

資料：総務省「国勢調査」

③ ひとり親家庭の最年少の子どもの年齢

本県の2020（令和2）年のひとり親家庭の最年少の子どもの年齢別にみると、最年少の子どもが小学生・中学生の年齢に当たる6～14歳の世帯が母子世帯で54.4%，父子世帯で54.7%，6歳未満の幼児の世帯が、母子世帯で19.4%，父子世帯で8.2%となっており、母子世帯の7割以上，父子世帯の6割以上に中学生以下の子どもがいます。

図表-61 ひとり親家庭の最年少の子どもの年齢

	実数（世帯）		割合（%）	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
6歳未満	2,477	121	19.4	8.2
6～14歳	6,931	805	54.4	54.7
15～17歳	2,294	373	18	25.3
18～19歳	1,047	174	8.2	11.8
合計	12,749	1,473	100.0	100.0

資料：総務省「国勢調査」



④ 公営住宅への入居の状況

2024（令和6）年4月1日現在、県営住宅 1,994 戸、市町村営住宅 187 戸にひとり親世帯が入居しています。

図表－62 ひとり親世帯の公営住宅への入居の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県営住宅管理戸数	11,991 戸	12,007 戸	12,019 戸	12,071 戸	12,079 戸
うちひとり親世帯入居戸数			2,368 戸	2,236 戸	1,994 戸
市町村営住宅戸数	35,848 戸	35,670 戸	35,674 戸	35,321 戸	35,006 戸
うちひとり親世帯向け住宅戸数	282 戸	282 戸	282 戸	277 戸	277 戸
うちひとり親世帯入居戸数	235 戸	229 戸	221 戸	211 戸	187 戸

資料：県住宅政策室、子ども福祉課調べ

※各年4月1日の入居世帯の状況

※県営住宅は、ひとり親世帯向けの専用住宅は設けていない。

※県営住宅のひとり親世帯は、ひとり親控除を受けている世帯。

※令和2、3年度は、ひとり親控除制度がないため不明。

⑤ 保育所等の待機児童の状況

本県の2024（令和6）年度待機児童（12人）のうち、ひとり親家庭は0人となっています。

図表－63 ひとり親家庭の待機児童の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数（A）	349 人	322 人	114 人	148 人	61 人	12 人
うち、母子家庭	8 人	10 人	2 人	0 人	5 人	0 人
うち、父子家庭	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計（B）	8 人	11 人	2 人	0 人	5 人	0 人
割合（B/A）	2.3%	3.4%	1.8%	0.0%	8.2%	0.0%

資料：県子育て支援課調べ。各年度4月1日現在。

(2) 寡婦世帯の状況

① 寡婦世帯

本県の寡婦（かつて母子家庭として20歳未満の児童を扶養していた者）世帯は、2023（令和5）年で、91,278 世帯であり、2020（令和2）年と比較し、0.2%減少しています。

図表－64 寡婦世帯の推移

	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和5年度
65歳未満	24,459 世帯	31,487 世帯	33,210 世帯	27,688 世帯	27,052 世帯
65歳以上	52,943 世帯	69,008 世帯	69,236 世帯	63,796 世帯	64,226 世帯
計	77,402 世帯	100,495 世帯	102,446 世帯	91,484 世帯	91,278 世帯

資料：県子ども福祉課調べ

(3) 支援事業の実施状況

① 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行っており、2023（令和5）年度の実績は102件（母子97件、父子4件、寡婦1件）となっています。

図表－65 母子父子寡婦福祉資金貸付事業実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子福祉資金	156件	118件	112件	90件	97件
	80,592千円	54,419千円	55,065千円	43,115千円	47,725千円
父子福祉資金	11件	6件	4件	5件	4件
	4,603千円	3,096千円	1,759千円	2,200千円	1,897千円
寡婦福祉資金	2件	3件	1件	2件	1件
	1,340千円	900千円	261千円	1,000千円	780千円
計	169件	127件	117件	97件	102件
	86,535千円	58,415千円	57,085千円	46,315千円	50,402千円

資料：県子ども福祉課調べ

② ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭等の個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施や、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施等一貫した就業支援サービスを実施しています。

また、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備等を総合的に行っています。

2023（令和5）年度の就業相談件数は17件、就業支援講習会参加者数6人、専門家による特別相談件数14件となっています。

図表－66 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就業相談件数	32件	51件	38件	17件
就業支援講習会参加者数（計）	16人	15人	16人	6人
パソコン講習会	8人	－	10人	－
医療事務講習会	－	7人	－	6人
簿記講習会	8人	－	－	－
子育て支援員講習会	－	8人	6人	－
専門家による特別相談件数	9件	25件	23件	14件

資料：県子ども福祉課調べ



③ ひとり親家庭自立支援給付金事業

ア 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親に対し、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給しており、2023（令和5）年度の給付件数は1件となっています。

図表－67 自立支援教育訓練給付金事業実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付件数	2件	1件	2件	1件
給付額	143,041円	59,221円	65,450円	56,150円

資料：県子ども福祉課調べ

イ 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で1年以上修業する際に高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮した高等職業訓練修了支援給付金を修了時に支給しています。

2023（令和5）年度の高等職業訓練促進給付金受給者数は10人、高等職業訓練修了支援給付金受給者数は2人となっています。

図表－68 高等職業訓練促進給付金等事業実績の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高等職業訓練促進給付金	受給者数	9人	11人	8人	10人
	給付額	9,578千円	13,044千円	7,121千円	9,720千円
高等職業訓練修了支援給付金	受給者数	3人	4人	2人	2人
	給付額	125千円	150千円	50千円	100千円

資料：県子ども福祉課調べ

④ ひとり親日常生活支援事業

ひとり親家庭の親等の修学等の自立促進に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助や保育等のサービスが必要な場合、又は生活環境が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣しています。

2023（令和5）年度の延べ派遣回数は153件、時間にして511.5時間となっています。

図表－69 ひとり親日常生活支援事業実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣延べ回数	324件	355件	188件	153件
派遣延べ時間数	582時間	585.5時間	643時間	511.5時間

資料：県子ども福祉課調べ

3 子どもの貧困の状況

(1) 全国の相対的貧困率等

相対的貧困率及び子どもの貧困率ともにおおむね右肩あがりて上昇して、2012（平成 24）年に相対的貧困率は 16.1%，子どもの貧困率は 16.3% と最も高くなっています。それ以降は緩やかに下がってきており、直近の 2021（令和 3）年は、相対的貧困率は 15.4%，子どもの貧困率は 11.5% となっています。

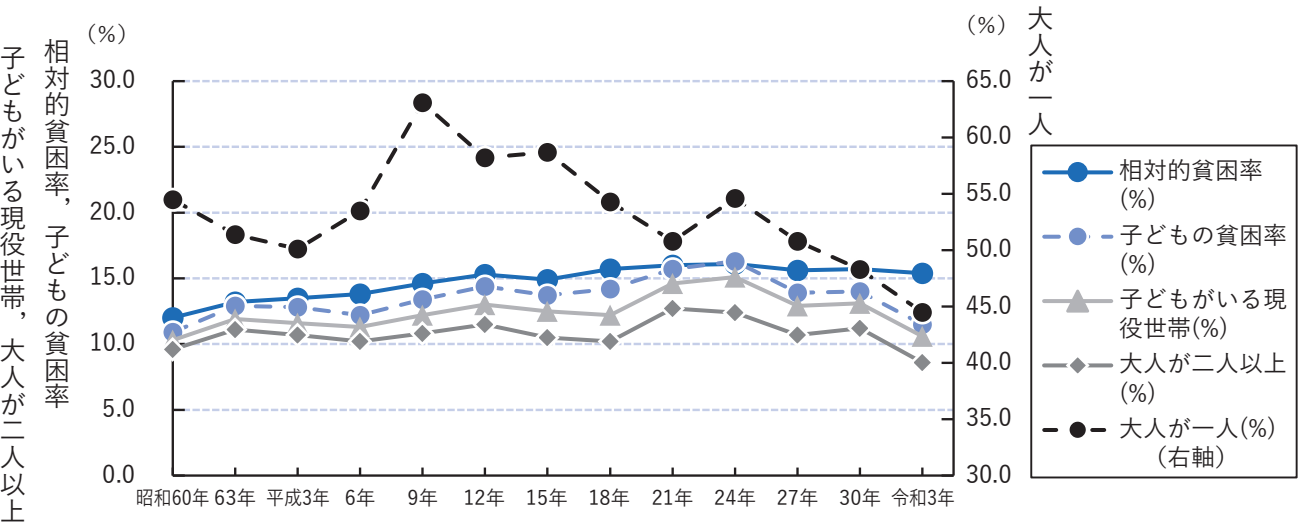
子どもがいる現役世帯については、10.6% となっており、そのうち、大人が一人の世帯では 44.5%，大人が二人以上の世帯では、8.6% となっています。

図表－70 貧困率等の年次推移

	昭和 60 年	63 年	平成 3 年	6 年	9 年	12 年	15 年	18 年	21 年	24 年	27 年	30 年	令和 3 年
相対的貧困率（%）	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6	15.7	15.4
子どもの貧困率（%）	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯（%）	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	13.1	10.6
大人が一人（%）	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.3	44.5
大人が二人以上（%）	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6
中央値（万円）（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245	248	254
貧困線（万円）（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	124	127

資料：厚生労働省「2022（令和 4）年国民生活基礎調査」

図表－71 相対的貧困率及び子どもの貧困率

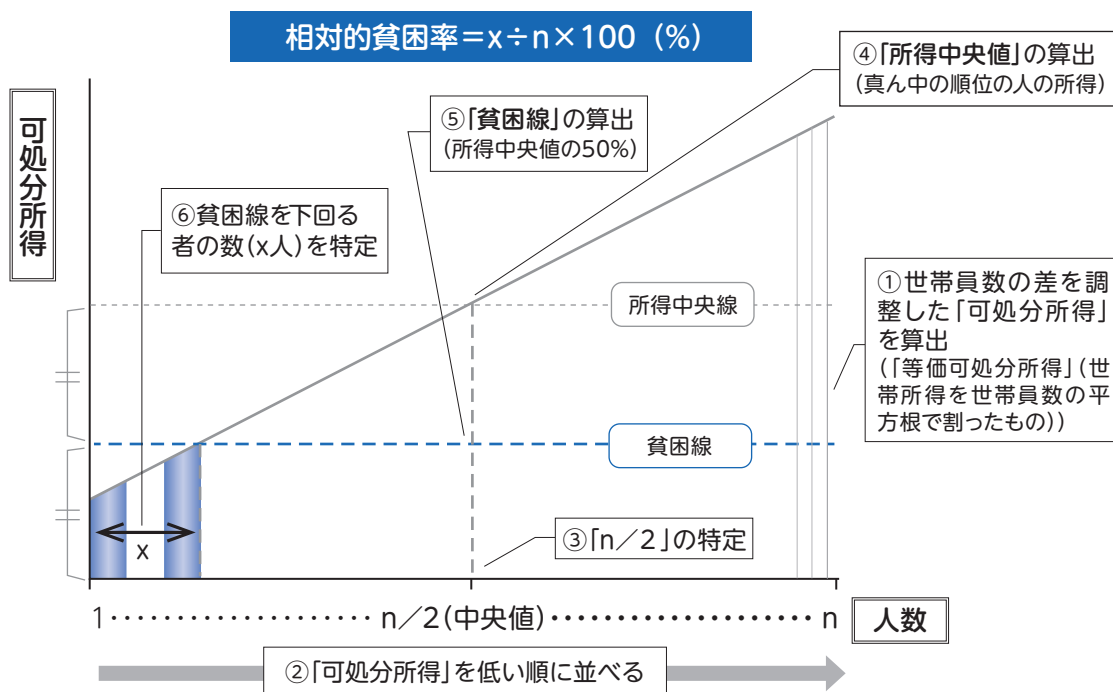


資料：厚生労働省「2022（令和 4）年国民生活基礎調査」

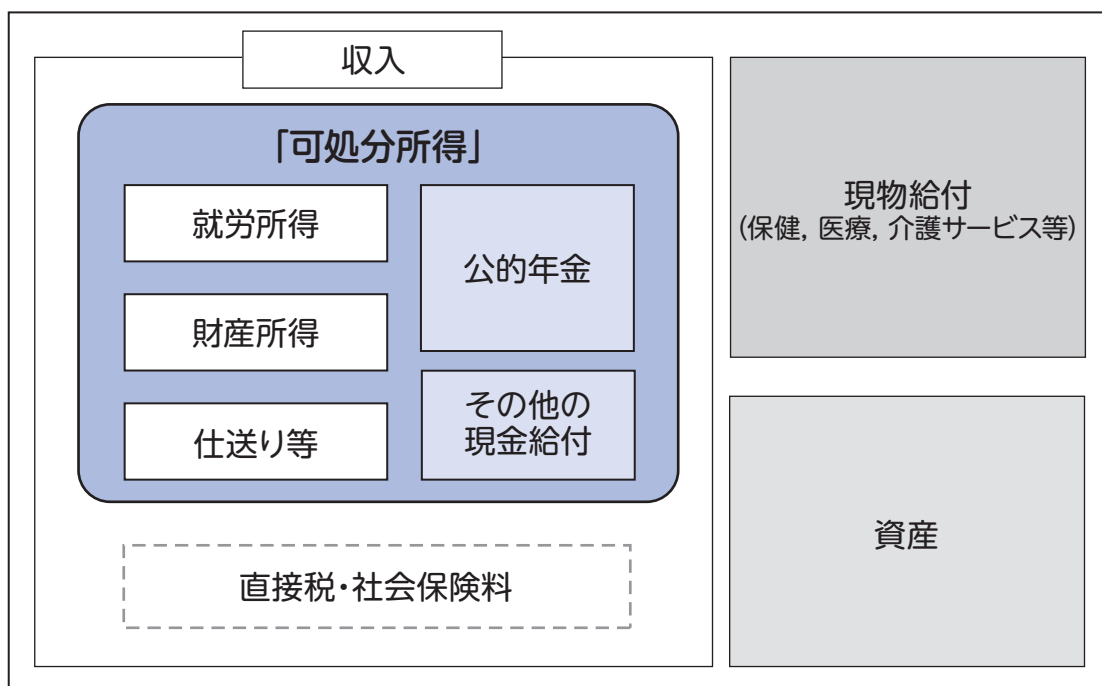


(参考) 相対的貧困率

所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」を下回る所得しか得ていない者の割合。）



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。

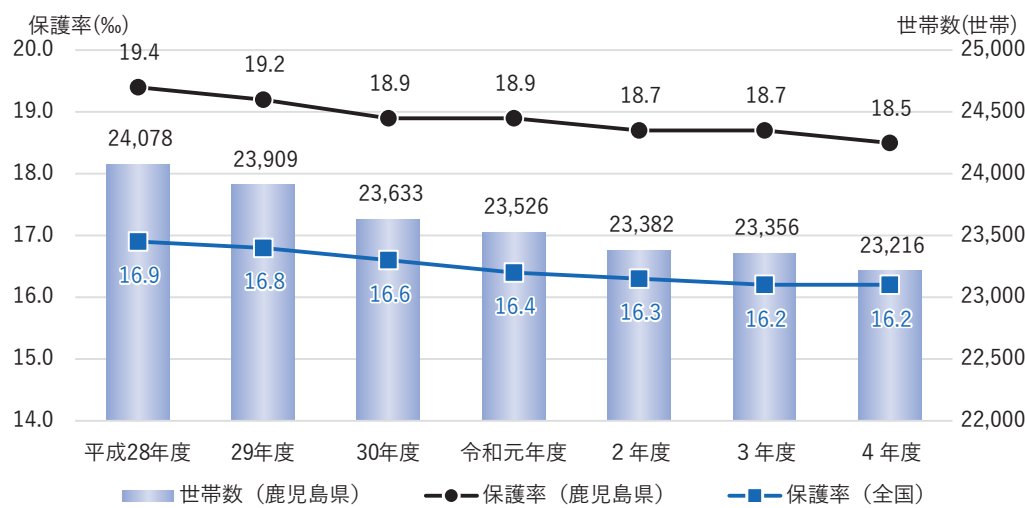


(2) 生活保護受給世帯等

① 生活保護世帯数及び保護率

本県の生活保護世帯数及び保護率は、おおむね横ばいで推移しており、2022（令和4）年度の生活保護世帯数は23,216世帯、保護率は18.5%となっており、全国の16.2%よりも2.3ポイント高くなっています。

図表- 72 生活保護世帯の推移



資料：厚生労働省「被保護者調査」

② 生活保護世帯の子どもの数

本県の生活保護世帯の子ども（19歳以下の者）の数は、毎年減少しているものの、2022（令和4）年は2,777人となっており、被保護人員全体の約1割を占めます。

図表- 73 生活保護世帯の子どもの数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
0～19歳	被保護人員（a）	3,350人	3,223人	3,073人	2,900人	2,777人
	対前年増減	▲5.3%	▲3.8%	▲4.7%	▲5.6%	▲4.2%
総数	被保護人員（b）	30,094人	29,769人	29,315人	28,848人	28,478人
	対前年増減比	▲2.2%	▲1.1%	▲1.5%	▲1.6%	▲1.3%
19歳以下の構成比（a/b）		11.1%	10.8%	10.5%	10.1%	9.8%

※各年7月31日現在の人員
資料：厚生労働省「被保護者調査」



(3) 進学率、就職率

① 生活保護世帯の進学率、就職率

本県の生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、2023（令和5）年で、95.0%となっており、県全体の進学率 98.9%に比べ、3.9 ポイント低くなっています。高等学校等卒業後の進学率も 37.2%と県全体の進学率 72.9%に比べ、35.7 ポイント低くなっています。

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の就職率は、2023（令和5）年で、0.5%となっており、高等学校等卒業後の就職率は、49.0%となっています。

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、2023（令和5）年で 2.5%となっており、県全体の中退率 1.6%を 0.9 ポイント上回っています。

図表－74 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率

			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中学校卒業後	進学	生活保護世帯	94.8%	94.1%	94.9%	92.6%	95.0%
		県全体	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%	98.9%
	就職	生活保護世帯	0.9%	0.5%	1.0%	0.9%	0.5%
		県全体	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%
高等学校等卒業後	進学	生活保護世帯	28.5%	32.6%	35.5%	33.3%	37.2%
		県全体	69.4%	69.5%	73.0%	73.7%	72.9%
	就職	生活保護世帯	54.7%	54.7%	50.3%	47.4%	49.0%
		県全体	27.6%	27.5%	24.6%	23.2%	23.7%

資料：生活保護世帯については厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県全体については文部科学省「学校基本調査速報値」を元に算出

※進学は、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等へ進学したものを含む。

図表－75 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活保護世帯	4.7%	3.6%	2.4%	3.8%	2.5%
県	2.1%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%

資料：生活保護世帯については厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県全体については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

② 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

本県の児童養護施設^(注7)入所児童の中学校卒業後の進学率は、2023（令和5）年で 100.0%となっており、県全体の進学率の 98.9%に比べ 1.1 ポイント高くなっています。

また、高等学校卒業後の進学率は 40.0%と、県全体の進学率の 72.9%に比べ 32.9 ポイント低くなっています。

児童養護施設入所児童の中学校卒業後の就職率は、2023（令和5）年は 0.0%、高等学校卒業後の就職率は 60.0%となっています。

(注7) 保護者のない児童（乳児を除く）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

図表－76 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

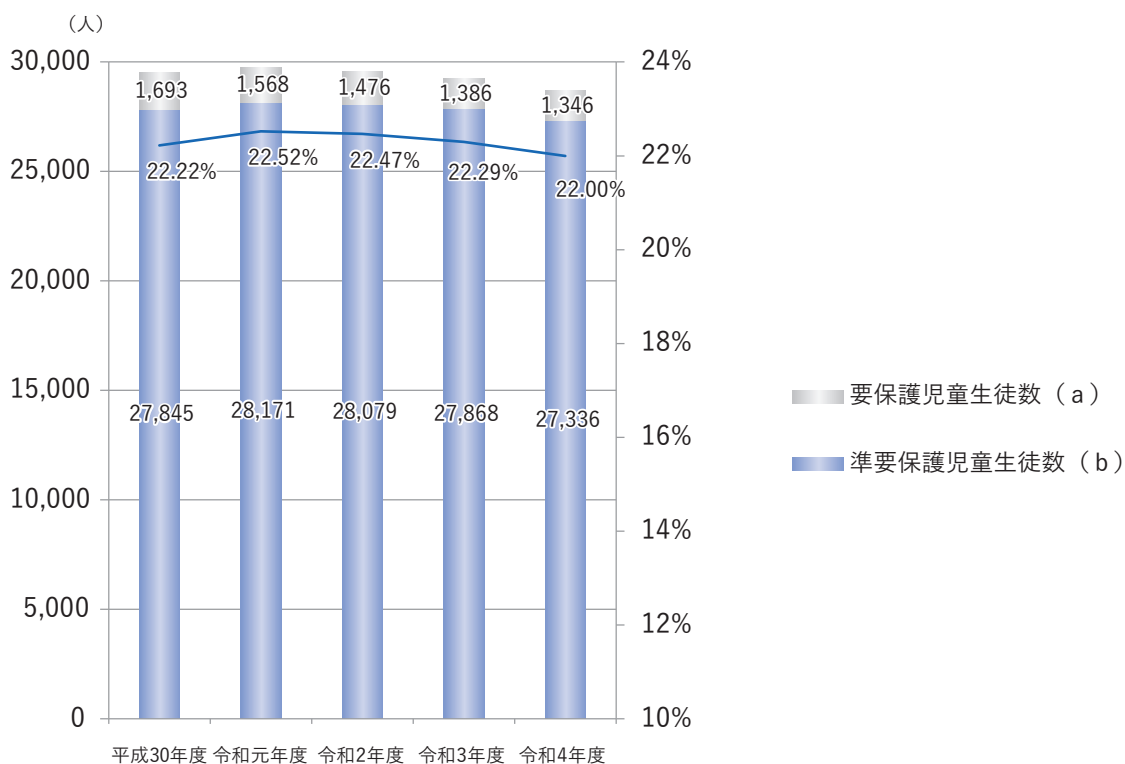
			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中学校卒業後	進学	施設入所児童	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		県全体	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%	98.9%
	就職	施設入所児童	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		県全体	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%
高等学校等卒業後	進学	施設入所児童	34.2%	21.1%	31.7%	22.9%	40.0%
		県全体	69.4%	69.5%	73.0%	73.7%	72.9%
	就職	施設入所児童	65.8%	78.9%	65.9%	77.1%	60.0%
		県全体	27.6%	27.5%	24.6%	23.2%	23.7%

資料：施設入所児童は子ども福祉課調べ（各年3月末現在の状況）、県全体は文部科学省「学校基本調査速報値」を元に算出
 ※進学は、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等へ進学したものを含む。

(4) 就学援助

就学援助^(注8)を受けた県内の小中学校の要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計は、2018（平成30）年度は、29,538人であり、公立小中学校児童生徒数（132,921人）の22.22%でしたが、2022（令和4）年度は、28,682人と、公立小中学校児童生徒数（130,387人）の22.00%となっており、公立小中学校児童生徒数、要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計及び就学援助率はわずかながら減少しています。

図表－77 要・準要保護児童生徒数の推移



資料：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

(注8) 学校教育法に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が実施する必要な援助



(5) 「かごしま子ども調査」調査結果

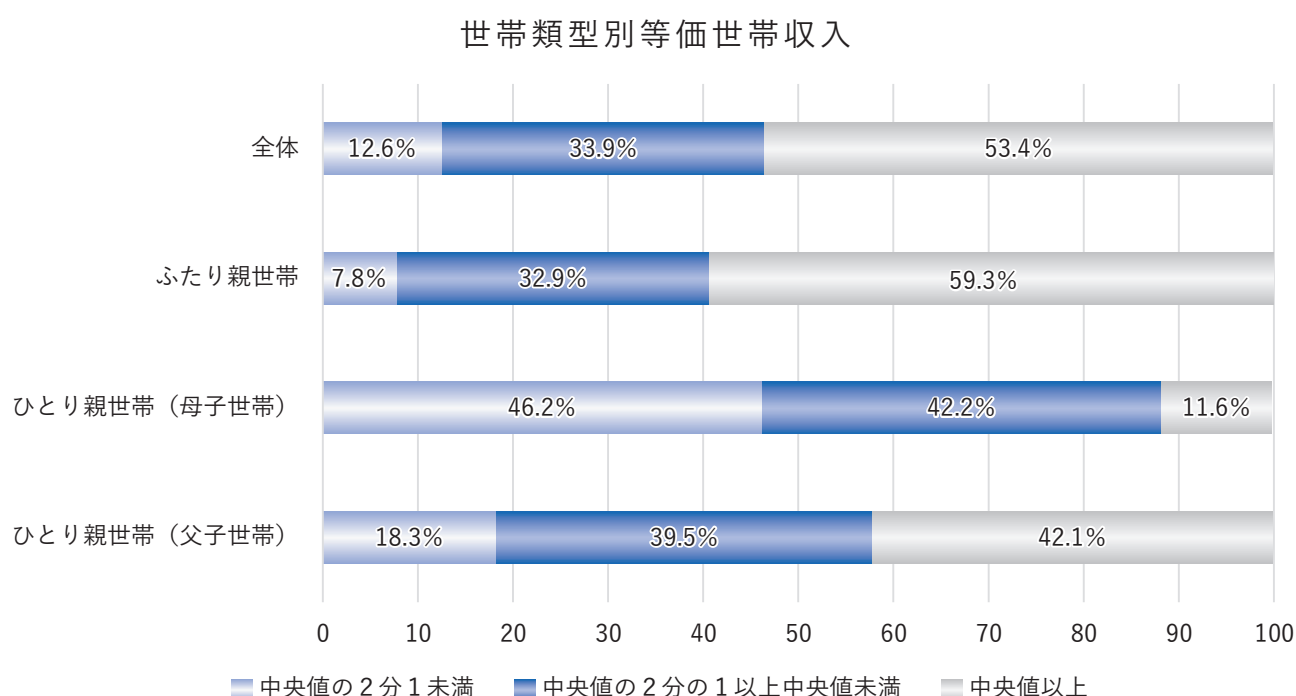
① 世帯類型と所得類型

2023（令和5）年度に県が実施した「かごしま子ども調査」の回答者を「等価世帯収入」による分類を行った結果、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1（118.75万円）未満」の世帯に該当するのは12.6%、「中央値の2分の1以上中央値（237.5万円）未満」の世帯に該当するのは33.9%、「中央値以上」の世帯に該当するのは53.4%となりました。

世帯の状況別に等価世帯収入の水準をみると、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」に該当する割合は、「ひとり親世帯」のうち「母子世帯」では、46.2%となっています。

等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の世帯と「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯を合算すると、「ひとり親世帯」の「母子世帯」では88.4%と約9割近くを占めています。

図表－78 かごしま子ども調査結果（等価世帯収入の水準）



資料：かごしま子ども調査（保護者票問28）

② 保護者の就労状況

「かごしま子ども調査」に回答した保護者の就労形態をみると、父親については、ふたり親世帯と比べて父子世帯の父親は、正規雇用の割合が低く、「嘱託・契約社員・派遣社員」や「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」、「自営業」の割合が高い状況となっています。

母親については、ふたり親世帯と比べて母子世帯の母親は、正規雇用の割合が高く、自営業や無職・その他の割合が低い状況となっています。母親が主たる収入を得ている母子世帯においては、正規雇用が53.8%と5割以上を占めていますが、ふたり親世帯の父親や父子世帯と比較すると、正規雇用の割合は低くなっています。



図表－79 かがしま子ども調査結果（保護者の就労状況）

	正社員・正 規職員・会 社役員	嘱託・契約 社員・派遣 職員	パート・ア ルバイト・ 日雇い・非 常勤職員	自営業（家 族従事者、 内職、自由 業、フリー ランスを含 む。）	働いていな い（専業主 婦／専業主 夫を含む。）	分からな い	いない	無回答
父親（全体） （％）	74.8	1.3	0.8	12.4	0.9	1.3	7.2	1.2
母親（全体） （％）	34.5	5.4	40.9	8.5	9.5	0.3	0.7	0.2
父親（ふたり親世帯） （％）	83.0	1.4	0.8	13.6	1.0	0.2	0.0	0.0
父親（父子世帯） （％）	71.4	2.9	5.7	14.3	5.7	0.0	0.0	0.0
母親（ふたり親世帯） （％）	32.2	5.1	43.2	9.2	10.3	0.0	0.0	0.0
母親（母子世帯） （％）	53.8	8.1	28.1	4.6	4.6	0.5	0.2	0.0

資料：かがしま子ども調査（保護者票問9）



③ 暮らしの状況

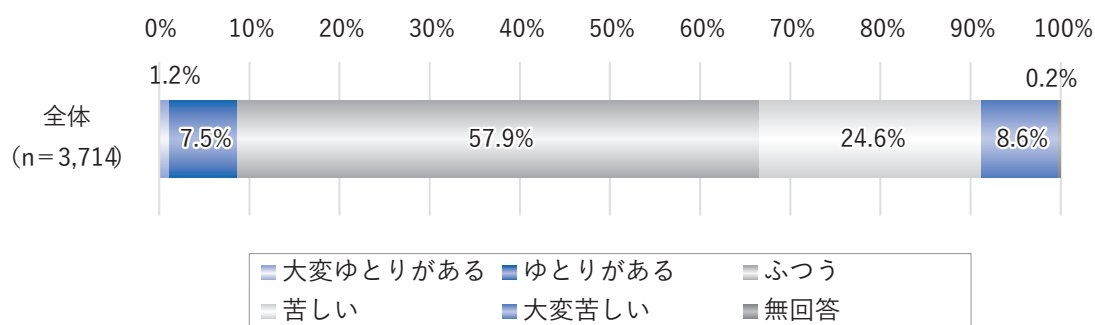
現在の暮らしの状況をどのように感じているかについては、「大変ゆとりがある」が1.2%、「ゆとりがある」が7.5%、「ふつう」が57.9%となっており、合わせた割合は66.6%となっています。一方で、「苦しい」は24.6%、「大変苦しい」は8.6%となっており、合わせた割合は33.2%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「中央値以上」の世帯では19.0%の世帯が「苦しい」又は「大変苦しい」と回答しており、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では45.2%、「中央値の2分の1未満」の世帯では61.9%であり、収入の低さに応じて割合が高くなっています。

世帯の状況別にみると、「ふたり親世帯」では30.5%の世帯が「苦しい」又は「大変苦しい」と回答しており、「ひとり親世帯」では52.8%となっており、ひとり親世帯の約5割の世帯で生活が苦しいと感じているようです。

今回調査と「令和3年子供の生活状況調査の分析」（以降、「内閣府調査」という。）を比較すると、「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、内閣府調査の全体で25.3%であり、今回調査（33.2%）が7.9%高くなっています。

図表－80 かごしま子ども調査結果（暮らしの状況についての認識）



上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合 (%)	33.2	19.0	45.2	61.9	30.5	52.8	54.5
	25.3	9.0	36.8	57.1	21.5	51.8	53.3

資料：かごしま子ども調査（保護者票問 27）

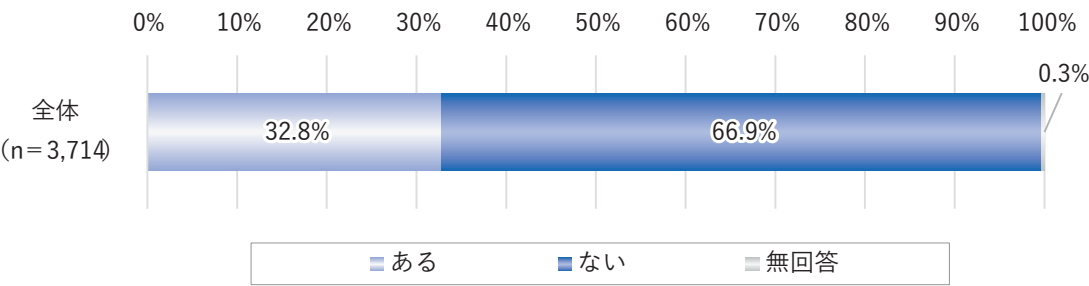
④ 子どもの学習意欲に応えられなかった経験

経済的な理由により、子どもの学習意欲に応えられなかった経験の有無については、「ある」が32.8%、「ない」が66.9%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「ある」と回答した割合が、「中央値以上」の世帯では22.0%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では42.1%、「中央値の2分の1未満」の世帯では54.4%となっています。

世帯の状況別でみると、「ある」と回答した割合が、「ふたり親世帯」では30.7%、「ひとり親世帯」では48.3%、うち「母子世帯」のみでは49.7%となっています。

図表－81 かごしま子ども調査結果（経済的な理由により、子どもの学習意欲に応えられなかった経験の有無）



上段：今回調査 下段：前回調査	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上 中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
「ある」と回答した割合 (%)	32.8	22.0	42.1	54.4	30.7	48.3	49.7
	34.1	20.7	43.5	55.2	32.2	47.4	49.6

資料：かごしま子ども調査（保護者票問 23）



⑤ 食料・衣服が買えなかった経験、公共料金の未払いについて

過去1年間に必要とする「食料が買えなかった経験」や「衣服が買えなかった経験」、過去1年間で経済的な理由で「公共料金の未払い」が生じている割合は、全国に比べて高いです。特に、収入水準が低い世帯やひとり親世帯で生じている割合が高いです。

図表－82 かごしま子ども調査結果（過去1年間に必要とする食料や衣服が買えなかった経験、過去1年間で経済的な理由で公共料金の未払いの経験が「あった」と回答した割合）

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上 中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
食料が買えなかった経験 (%)	24.1	12.3	32.6	51.1	21.7	40.3	41.4
	11.3	1.9	15.0	37.7	8.5	30.3	32.1
衣服が買えなかった経験 (%)	27.3	14.9	36.8	53.7	24.8	45.6	47.2
	16.3	4.2	23.0	45.8	13.1	38.9	41.0
公共料金の未払い (%)	8.5	2.8	12.2	23.0	7.2	17.0	17.7
	5.7	0.9	7.1	20.7	4.3	16.2	16.4

資料：かごしま子ども調査（保護者票問 29、問 30、問 31）

⑥ 支援制度・居場所等の利用状況について

支援制度・居場所等の利用状況について、全国に比べて「利用したことがある」の割合が高いです。一方、全国に比べて収入の水準が最も低い世帯やひとり親世帯では、「勉強を無料でみてくれる場所」や「何でも相談できる場所（電話やネットの相談を含む。）」を利用したことがある」の割合が低いです。

図表－83 かごしま子ども調査結果（支援制度・居場所等の利用状況について）

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	利用したことがある	あれば利用したいと思う	今後も利用したいと思わない	今後利用したいかどうか分からない	無回答
ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など） (%)	9.9	26.9	22.9	39.8	0.5
	2.8	20.1	40.7	33.6	2.8
勉強を無料でみてくれる場所 (%)	5.5	32.5	23.9	37.6	0.5
	4.1	37.7	28.8	26.8	2.6
何でも相談できる場所（電話やネットの相談を含む。） (%)	3.0	14.8	33.7	48.0	0.6
	2.7	15.9	39.7	39.1	2.6

資料：かごしま子ども調査（中学生票問 17-a、問 17-b、問 17-c）

「利用したことがある」と回答した割合

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上 中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
ごはんを無料か安く食べることができる場所 (子ども食堂など) (%)	9.9	7.4	10.0	10.0	8.5	9.1	9.5
	2.8	2.3	3.6	3.4	2.4	6.7	7.0
勉強を無料でみてくれる場所 (%)	5.5	5.5	5.3	8.9	5.7	6.1	6.1
	4.1	3.0	4.3	9.5	3.4	9.8	10.8
何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む) (%)	3.0	2.6	3.4	3.1	2.9	2.9	3.2
	2.7	1.9	3.3	4.6	2.3	6.1	5.6

資料：かごしま子ども調査（中学生票問 17-a, 問 17-b, 問 17-c）

⑦ 支援制度・居場所等の利用による変化について

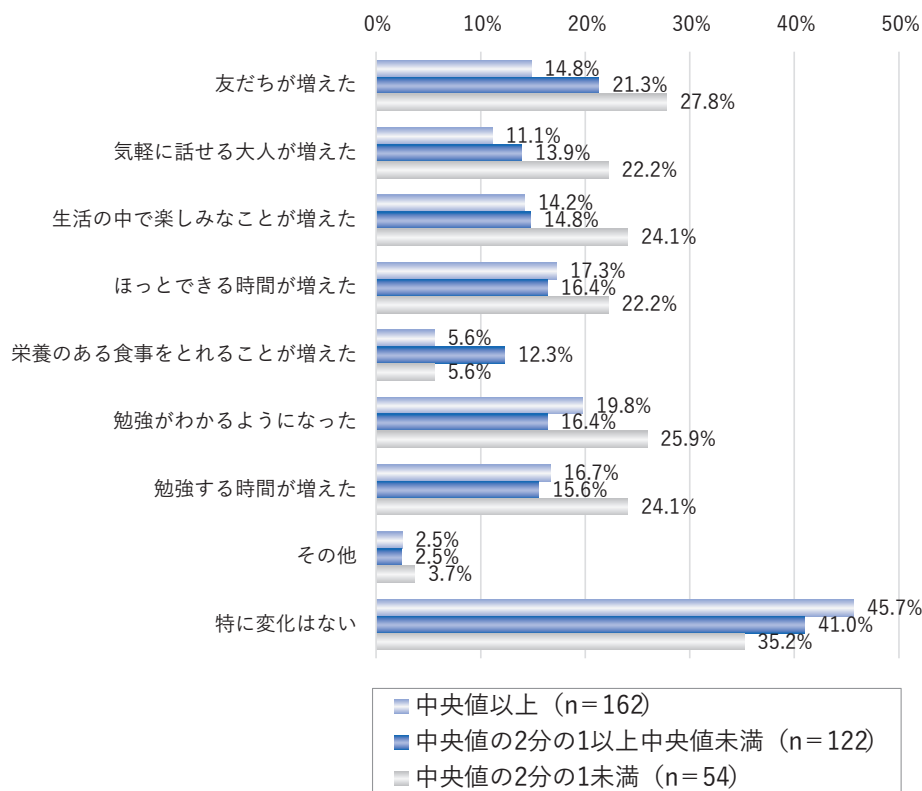
いずれかの支援制度・居場所等を利用したことがある場合に、利用による変化をどのように考えているかについて尋ねたところ、「特に変化はない」以外の回答では、「友だちが増えた」が16.5%、「ほっとできる時間が増えた」が13.9%、「生活の中で楽しみなことが増えた」が12.8%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、他の世帯と比べて「特に変化はない」の割合が低くなっており、「友だちが増えた」が27.8%、「気軽に話せる大人が増えた」が22.2%、「生活の中で楽しみなことが増えた」が24.1%と、割合が高くなっています。

図表－84 かごしま子ども調査結果（支援制度・居場所等の利用による変化について）

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	友だちが増えた	気軽に話せる大人が増えた	生活の中で楽しみなことが増えた	ほっとできる時間が増えた	栄養のある食事をとれることが増えた	勉強が分かるようになった	勉強する時間が増えた	その他	特に変化はない	無回答
利用による変化 (%)	16.5	10.9	12.8	13.9	6.1	11.7	12.5	1.8	34.3	21.9
	21.5	15.9	29.9	26.3	5.7	15.0	21.5	7.3	33.8	5.7

資料：かごしま子ども調査（中学生票問 18）



資料：かごしま子ども調査（中学生票問 18）

4 子どもの状況

(1) 学習状況

① 全国学力・学習状況調査

2024（令和6）年度の全国学力・学習状況調査における、本県の平均正答数は、小学校6年生の国語、算数は全国平均正答数とほぼ同等であり、中学3年生の国語、数学は全国平均正答数をやや下回っています。

図表－85 全国学力・学習状況調査結果

学年	令和6年度				令和5年度			
	教科	県平均 正答数	全国平均 正答数	(参考) 全国 平均との差	教科	県平均 正答数	全国平均 正答数	(参考) 全国 平均との差
小学校 (6年)	国語	9.6 問 /14 問	9.5 問 /14 問	0.1 問	国語	9.4 問 /14 問	9.4 問 /14 問	0.0 問
	算数	10.0 問 /16 問	10.1 問 /16 問	▲ 0.1 問	算数	9.8 問 /16 問	10.0 問 /16 問	▲ 0.2 問
中学校 (3年)	国語	8.4 問 /15 問	8.7 問 /15 問	▲ 0.3 問	国語	10.5 問 /15 問	10.5 問 /15 問	0.0 問
	数学	8.0 問 /16 問	8.4 問 /16 問	▲ 0.4 問	数学	7.2 問 /15 問	7.6 問 /15 問	▲ 0.4 問

資料：県教育庁調べ



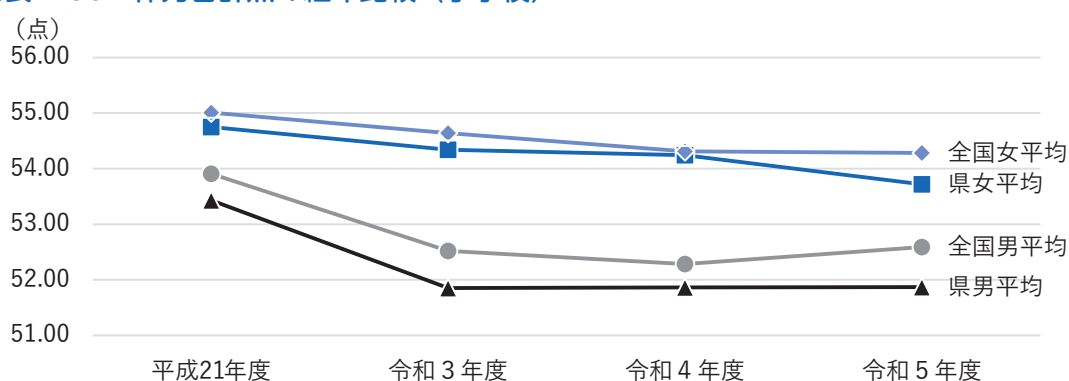
(2) 体力

① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

児童生徒の体力や運動能力は、国が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」においては、近年、全国、本県ともに低下傾向です。

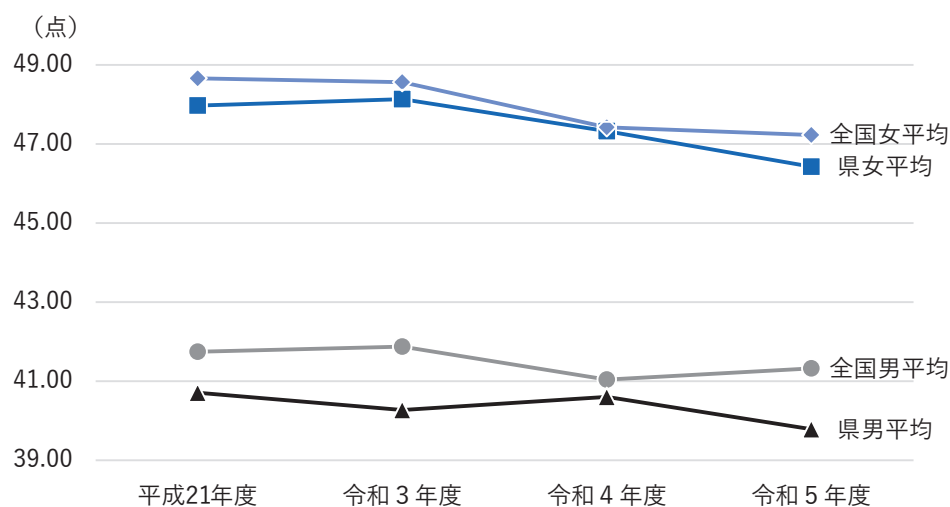
同調査の本県の児童生徒の体力合計点は、全国平均に達していない状況です。

図表－86 体力合計点の経年比較（小学校）



資料：鹿児島県教育委員会「鹿児島県教育振興基本計画」

図表－87 体力合計点の経年比較（中学校）



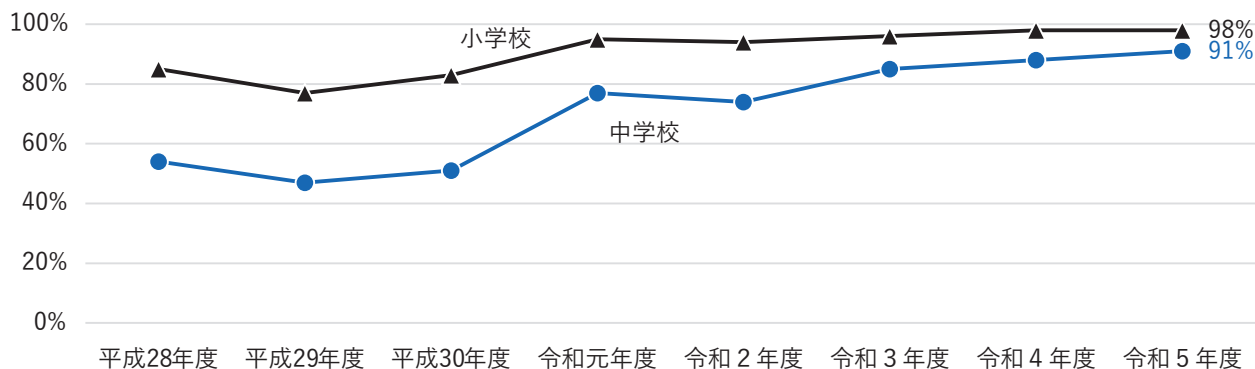
資料：鹿児島県教育委員会「鹿児島県教育振興基本計画」



② チャレンジかごしま^(注9)

体力・運動能力調査等の結果を活用した体力向上の取組等により、公立小・中学校等の「一校一運動」の実施率は100%となっており、また「チャレンジかごしま」への参加率は、小学校98%、中学校91%と近年上昇しています。

図表－88 チャレンジかごしまへの参加率の推移



資料：県教育庁調べ

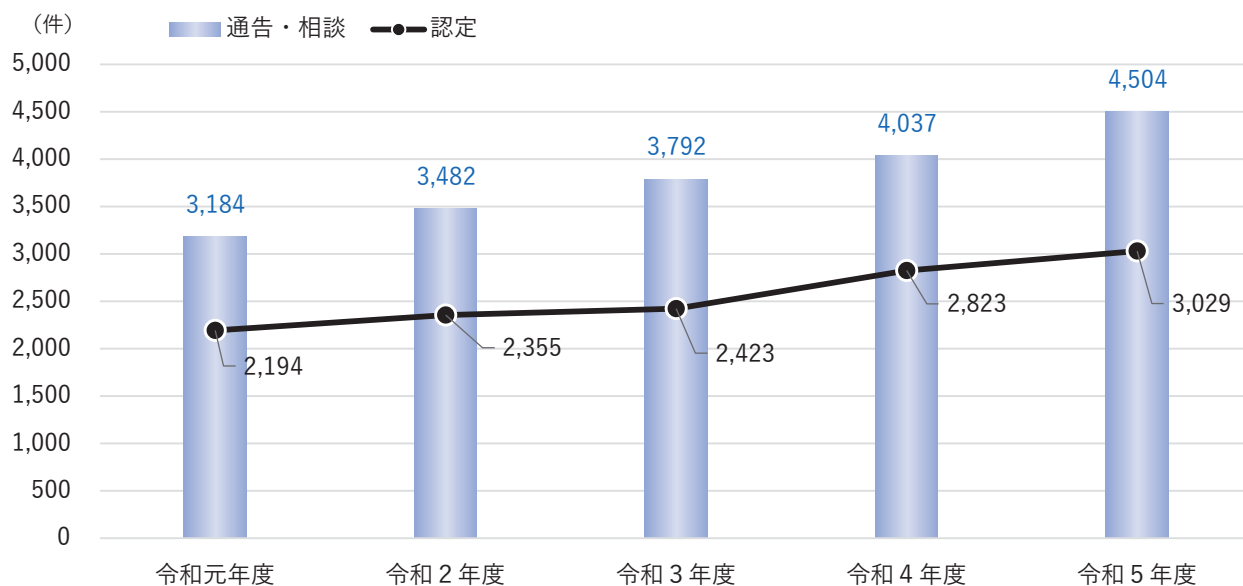
(注9) 本県の児童生徒の運動習慣の育成や体力向上を図るために、各学校の実態に応じて体育・保健体育、特別活動等の授業及び昼休み・放課後等の時間帯において連続縄跳び、長縄8の字連続跳び、短縄跳び、一輪車リレー、連続馬跳び、手つなぎ横とび等の種目（小学校6種目、中学校4種目）を行い、体を動かす楽しさやよさを味わわせるとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成し、自己の健康や体力の課題に応じた運動を実践することができる生徒を育成する。

(3) 児童虐待

本県における児童虐待の状況をみると、2019(令和元)年度は通告・相談3,184件、認定2,194件でした。2023(令和5)年度は通告・相談4,504件、認定3,029件となっており、2019(令和元)年度と比較するといずれもおおよそ1.4倍に増加しています。

また、児童相談所が認定した児童虐待を種類別に見ると、心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクトの順になっています。

図表－89 本県における児童虐待認定件数等の推移



資料：県子ども福祉課調べ（児童相談所分と市町村分を合わせた値）

図表－90 本県における児童虐待種類別件数の推移（児童相談所分のみ）

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
令和元年度	242	258	16	1,180	1,696
令和2年度	349	249	11	1,408	2,017
令和3年度	364	241	18	1,491	2,114
令和4年度	421	197	15	1,790	2,423
令和5年度	468	266	30	1,891	2,655

資料：県子ども福祉課調べ



(4) 安心・安全

① 声掛け事案

本県の2023（令和5）年の子どもへの声掛け事案等件数は518件となっており、前年の488件より増加しています。

図表－91 子ども（中学生以下）への声掛け事案等の発生状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
発生状況（件）	376	403	471	488	518

資料：鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議「令和6年度県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動実施要綱」

② 交通事故

本県の2023（令和5）年の交通事故死者数は1人と、前年と同数となっています。

交通事故負傷者数は、157人と前年の111人より46人増加しています。

図表－92 交通事故死傷者数の推移

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死者数	幼児	0	1	0	0	0	0	1
	小学生	0	0	2	0	1	1	0
	中学生	0	0	0	0	1	0	0
	合計	0	1	2	0	2	1	1
負傷者数	幼児	71	54	52	35	33	11	26
	小学生	134	117	97	104	80	61	85
	中学生	99	67	49	64	48	39	46
	合計	304	238	198	203	161	111	157

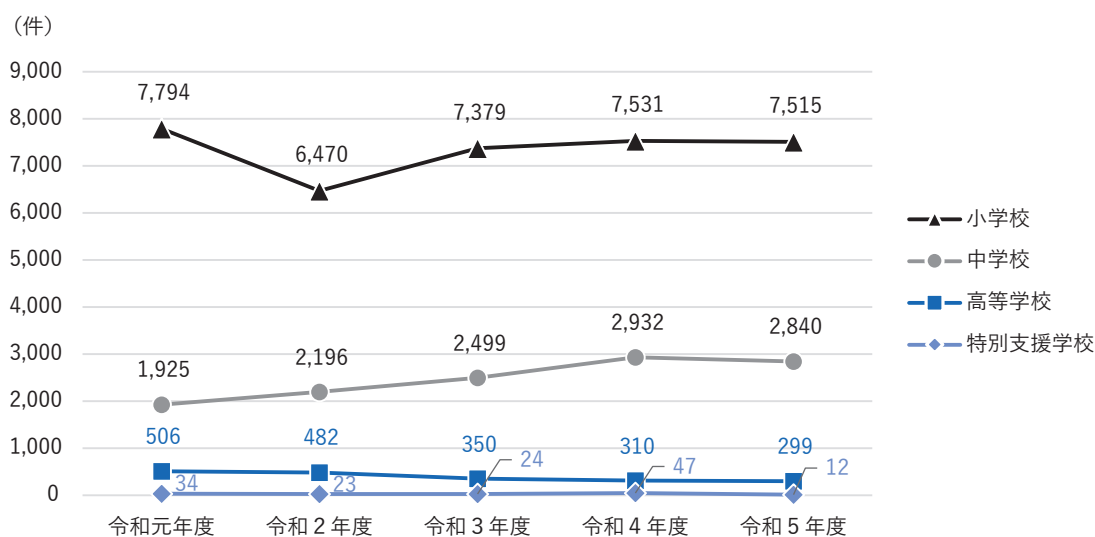
資料：交通事故統計分析表

③ いじめ

ア いじめの認知件数

2023(令和5)年度の本県公立学校のいじめの認知件数は10,666件となっています。本県では「県いじめ防止基本方針」に基づき、「1件でも多く発見し、それらを解消する」よう指導してきており、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知するよう取り組んでいるところです。

図表-93 いじめ認知件数の推移



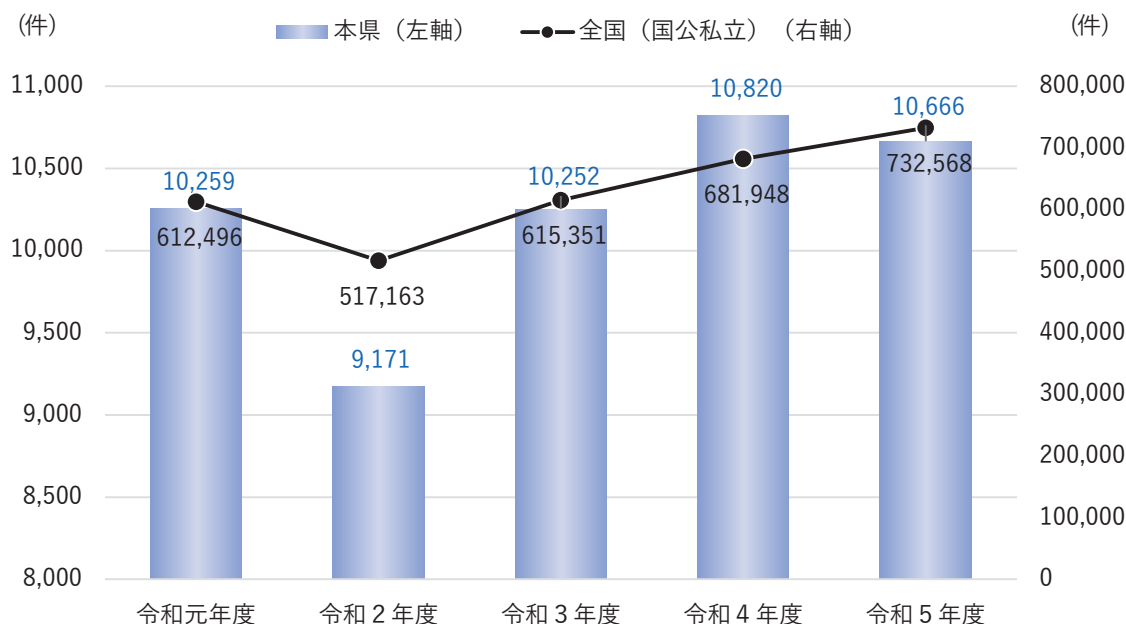
資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」



イ 全国との比較

本県におけるいじめ認知件数は、2023（令和5）年度は10,666件と2019（令和元）年度（10,259件）の約1.04倍です。全国におけるいじめ認知件数は、2023（令和5）年度は732,568件と2019（令和元）年度（612,496件）の約1.2倍となっています。

図表－94 いじめ認知件数の全国比較



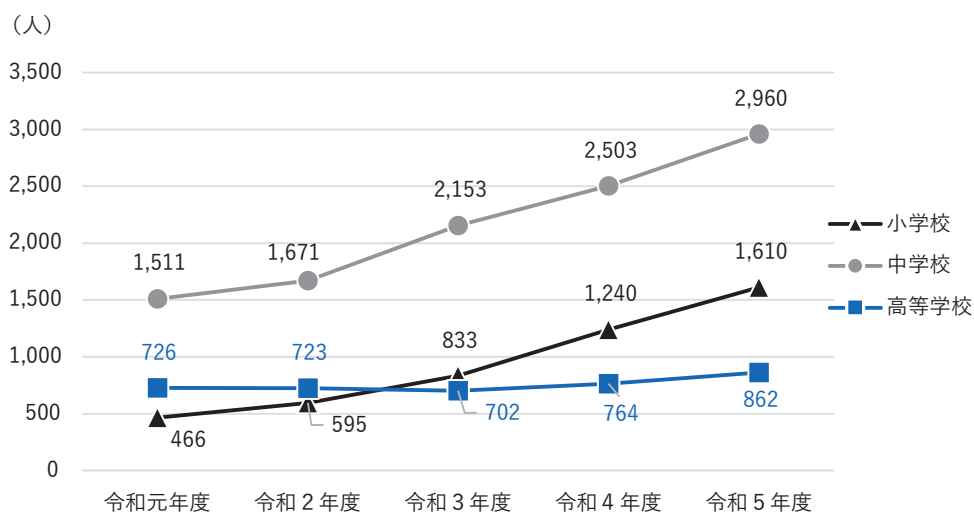
資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」

④ 不登校

ア 不登校の児童生徒の人数

2023（令和5）年度の本県公立学校の不登校の児童生徒の人数は5,432人となっており、前年度の4,507人より増加しています。

図表－95 不登校の状況

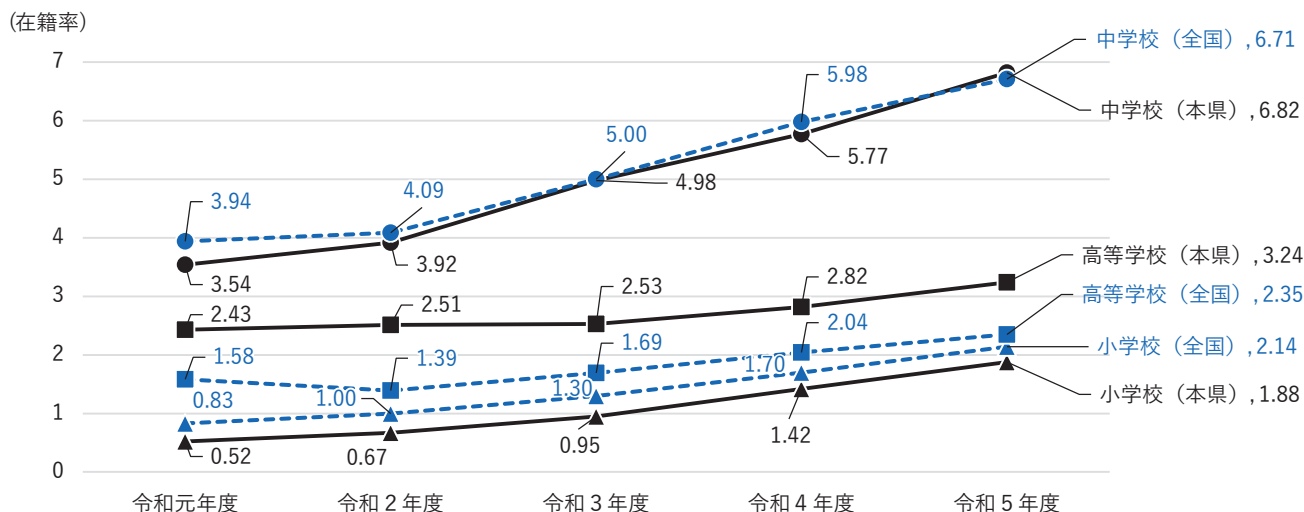


資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」

イ 全国との比較

2023（令和5）年度は、小学校は全国よりも低くなっているのに対し、中学校及び高等学校は全国より高くなっています。

図表-96 不登校の児童生徒の全国比較



資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」。在籍率＝不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数×100

⑤ スクールソーシャルワーカー（注10）

本県の2023（令和5）年のスクールソーシャルワーカー数は99人となっており、前年の93人より増加しています。

図表-97 スクールソーシャルワーカー数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
スクールソーシャルワーカー数（人）	86	86	93	99

資料：県教育庁調べ

※県雇用人数，委託町村人数，単独実施自治体人数の総数

⑥ ヤングケアラー（注11）

ア ヤングケアラーの認知度

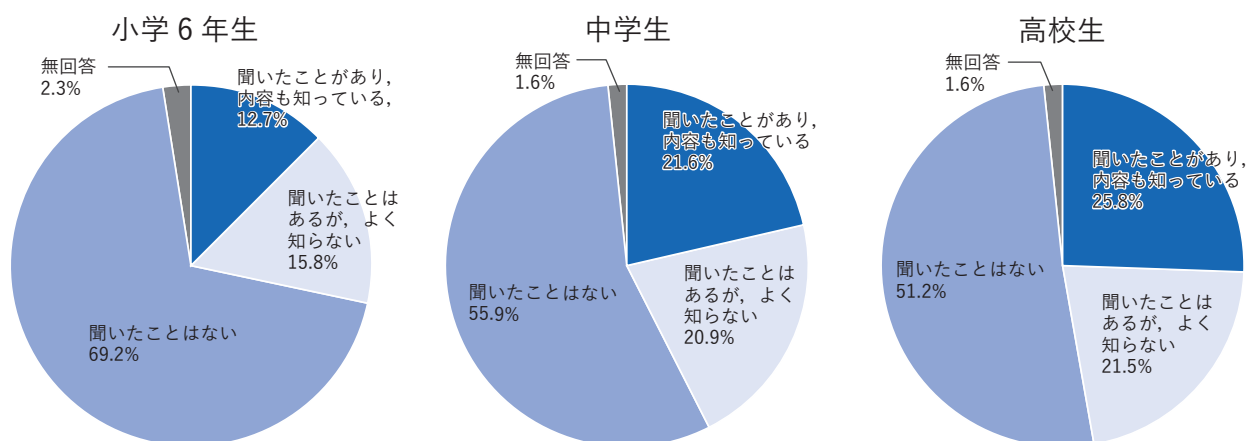
2022（令和4）年度実施の「ヤングケアラー実態調査」によると、ヤングケアラーという言葉を知っていることがあり、内容も知っている」と回答したのは、小学6年生は12.7%，中学生は21.6%，高校生は25.8%だったのに対し、「聞いたことがない」と回答したのは、小学6年生は69.2%，中学生は55.9%，高校生は51.2%となっています。

（注10）問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者

（注11）家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者



図表－98 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあるか

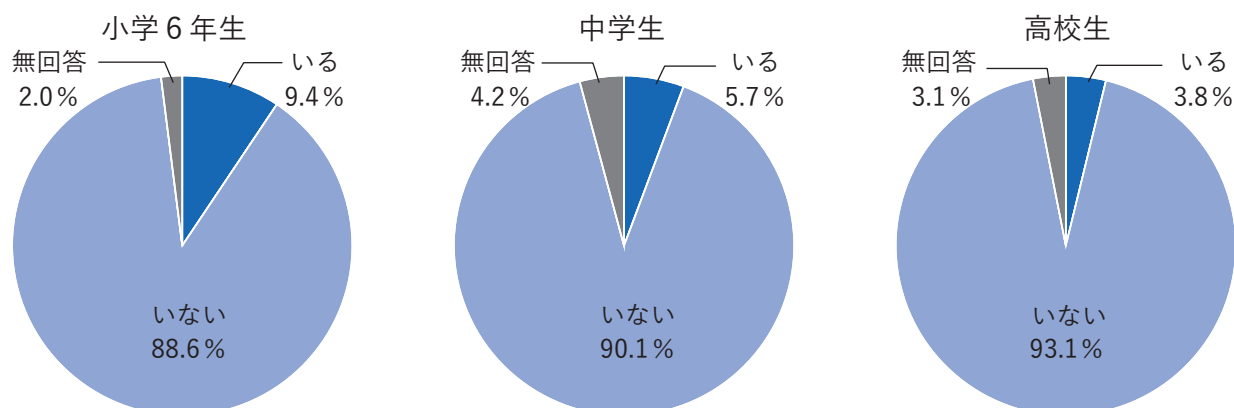


資料：県子ども福祉課「ヤングケアラー実態調査」（調査結果⑪）

イ 世話をしている家族の有無

世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生は9.4%、中学生は5.7%、高校生は3.8%となっています。

図表－99 家族の中で世話をしている人はいるか

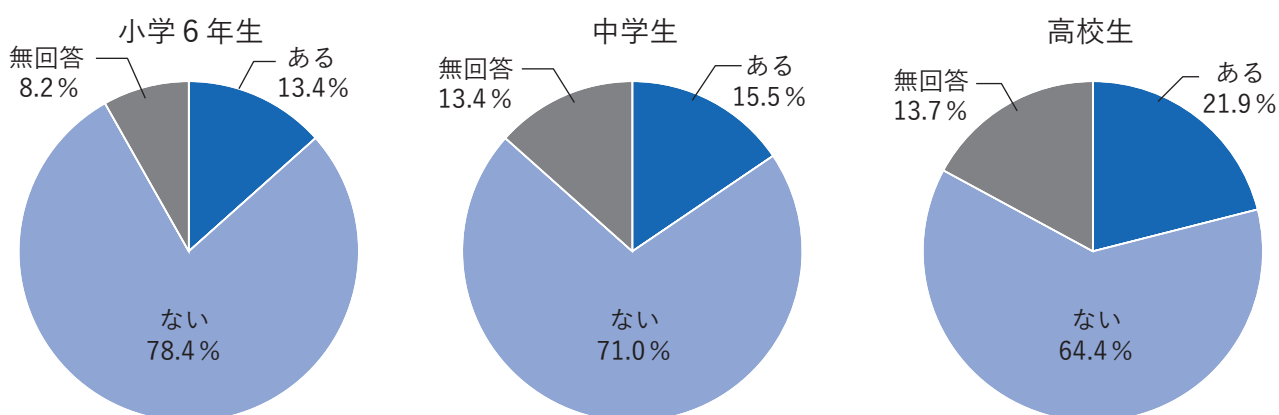


資料：県子ども福祉課「ヤングケアラー実態調査」（調査結果⑪）

ウ 相談経験の有無

世話をしている家族がいると回答した中で、相談した経験が「ある」と回答したのは、小学6年生は13.4%、中学生は15.5%、高校生は21.9%だったのに対し、相談した経験が「ない」と回答したのは、小学6年生は78.4%、中学生は71.0%、高校生は64.4%となっています。

図表－100 世話をしている家族のことや、お世話の悩みについて誰かに相談したことはあるか



資料：県子ども福祉課「ヤングケアラー実態調査」（調査結果⑦）

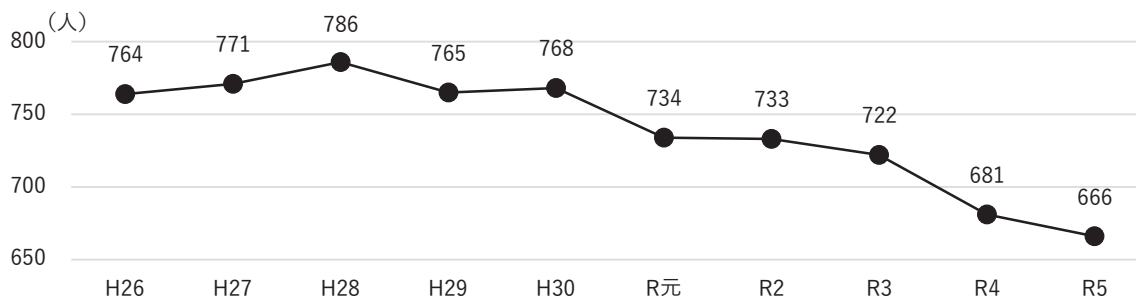


⑦ 社会的養育

ア 代替養育を受けている子ども

本県の代替養育を受けている子ども数（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム^{（注12）}に措置されている子どもの数）は、平成28年度以降減少しており、2023（令和5）年度は666人となっています。

図表－101 代替養育を受けている子ども数の推移（年度末時点）



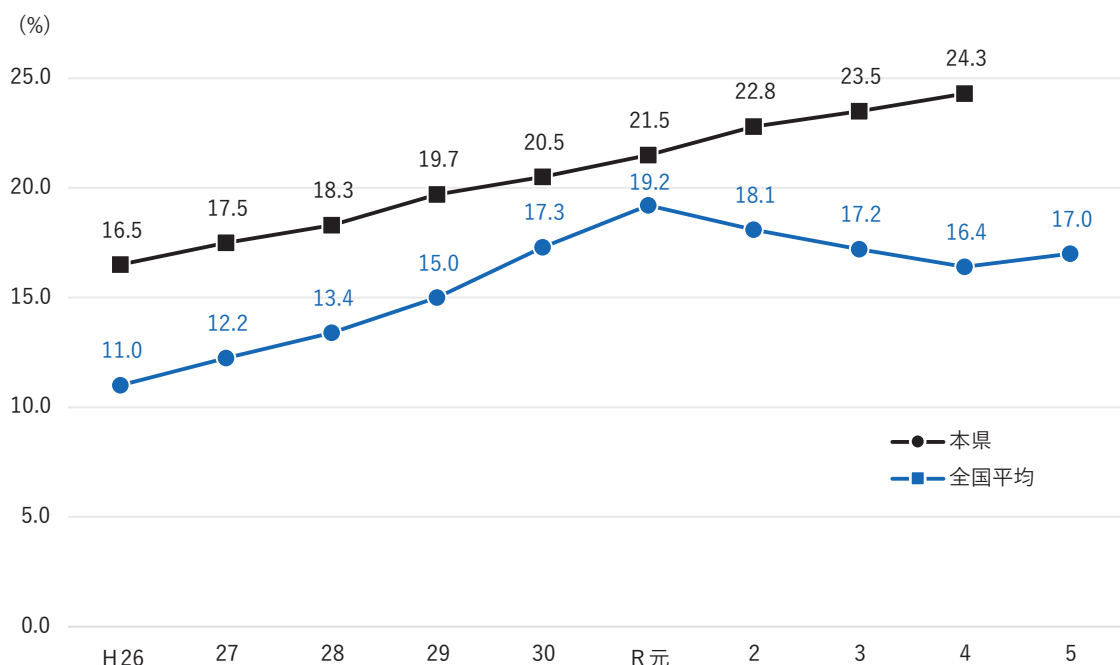
資料：県子ども福祉課調べ

イ 里親

本県の里親等委託率（代替養育を受けている子どものうち、里親、ファミリーホームに委託されている子ども数の割合）については、2023（令和5）年度が17.0%と2014（平成26）年度の約1.5倍となっています。

2021（令和3）年度の全国の里親等委託率は23.5%と、本県を6.3ポイント上回っています。

図表－102 本県の里親等委託率の推移



資料：県児童相談所調べ。全国平均は、厚生労働省「福祉行政報告例」によるものであり、令和5年度については未公表（令和7年1月末現在）

（注12）里親や児童養護施設等で養育経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度

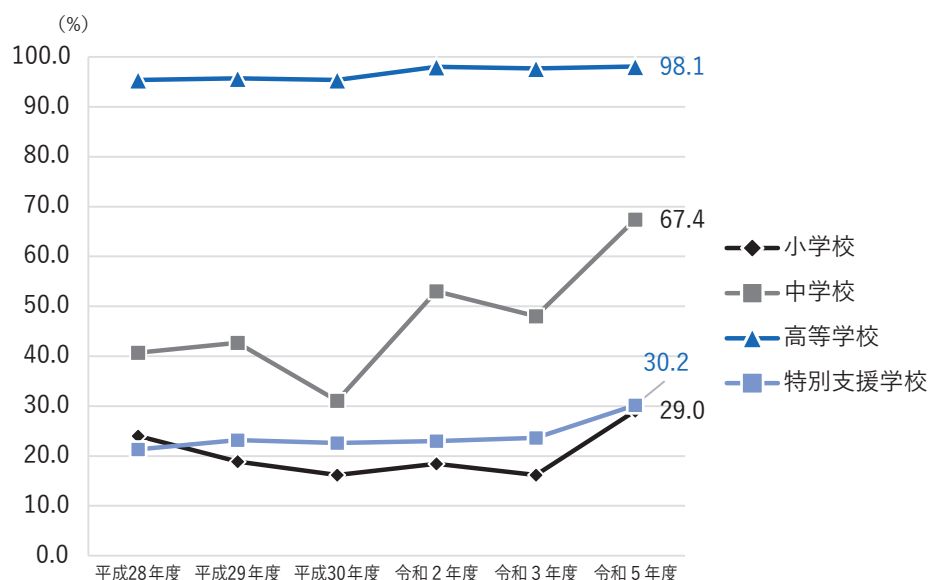


(5) 携帯電話、スマートフォン

① 携帯電話、スマートフォンの所有率

携帯電話、スマートフォンについては、2023（令和5）年度現在、本県の小学生の29.0％，中学生の67.4％，高校生の98.1％が所有しています。

図表－103 自分専用の携帯電話（スマートフォンを含む）所持率

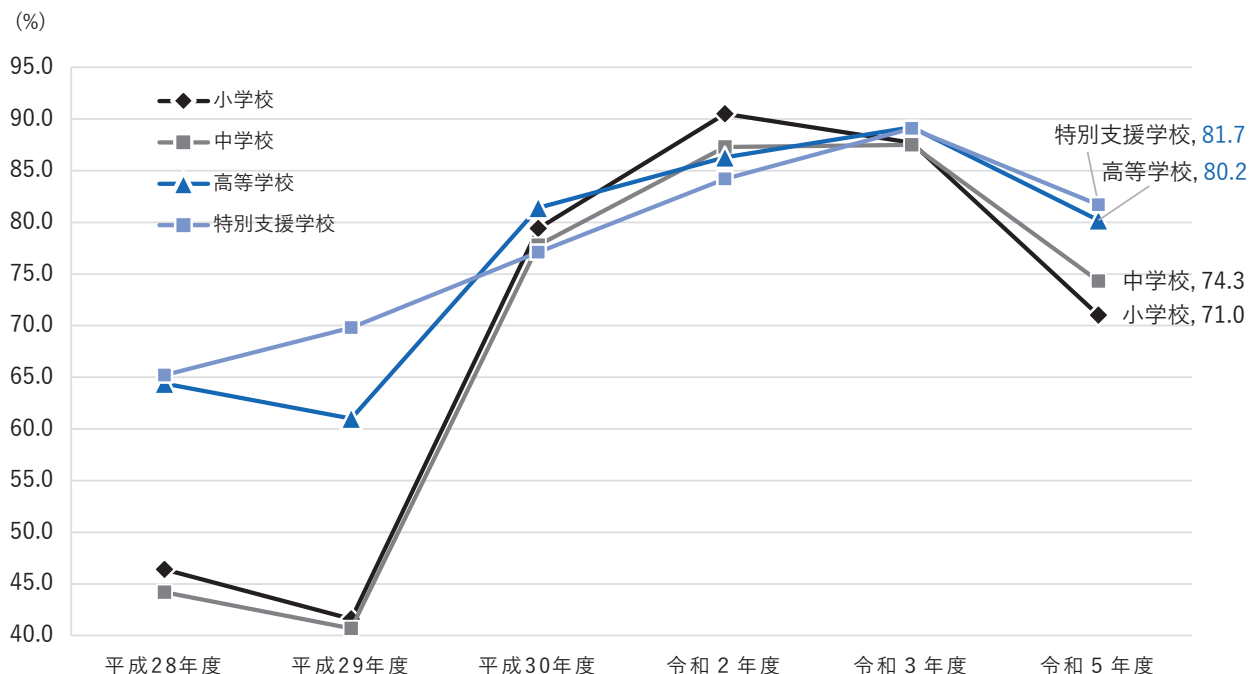


資料：県教育庁義務教育課・高校教育課「インターネット利用等に関する調査」。平成30年度及び令和3年度については、保護者対象調査。令和元年度及び令和4年度は調査なし。

② 携帯電話、スマートフォンのフィルタリング設定率

携帯電話、スマートフォンのフィルタリングについては、2023（令和5）年度現在、本県の小学生の71.0%，中学生の74.3%，高校生の80.2%が設定しています。

図表－104 自分専用の携帯電話（スマートフォンを含む）所持者のフィルタリング設定率



資料：県教育庁義務教育課・高校教育課「インターネット利用等に関する調査」。平成30年度及び令和3年度については、保護者対象調査。令和元年度及び令和4年度は調査なし。

③ 学校以外でのインターネット利用

インターネットの利用に関し、いずれの学校種においても、「インターネットを長時間利用していると感じている」割合が児童生徒、保護者ともに他の項目に比べて最も多く、また、小学校から高等学校にかけて徐々に増加しています。

図表－105 インターネットの利用に関して感じていること

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
インターネットを長時間利用していると感じている。(%)	R 5 (児・生)	34.8	50.1	50.7	32.1
	R 3 (保護者)	15.5	26.5	30.6	16.0
	R 2 (児・生)	12.6	25.2	37.8	14.6
サイトの利用やメッセージのやりとりで勉強に集中できないことがある。(%)	R 5 (児・生)	6.7	12.7	12.3	3.2
	R 3 (保護者)	3.1	13.6	14.6	1.3
	R 2 (児・生)	3.4	11.5	16.8	2.7
インターネットの利用を制限されると、イライラしたり落ち着かなかったりすることがある。(%)	R 5 (児・生)	9.8	6.1	4.7	15.7
	R 3 (保護者)	9.4	12.1	8.6	11.3
	R 2 (児・生)	6.3	6.9	6.2	7.3
サイトの利用やメッセージのやりとりで睡眠不足になったりしたことがある。(%)	R 5 (児・生)	5.5	10.5	12.2	7.9
	R 3 (保護者)	2.5	7.8	10.3	2.9
	R 2 (児・生)	4.6	17.0	18.0	4.9
寝るために布団に入っても、携帯電話やインターネット機器が手放せない。(%)	R 5 (児・生)	5.4	8.7	9.9	9.2
	R 3 (保護者)	2.5	8.9	14.0	6.1
	R 2 (児・生)	2.7	7.9	11.3	5.1

資料：県教育庁義務教育課・高校教育課「インターネット利用等に関する調査」。令和3年度については、保護者対象調査。令和4年度は調査なし。

※学校以外利用者数に対する割合

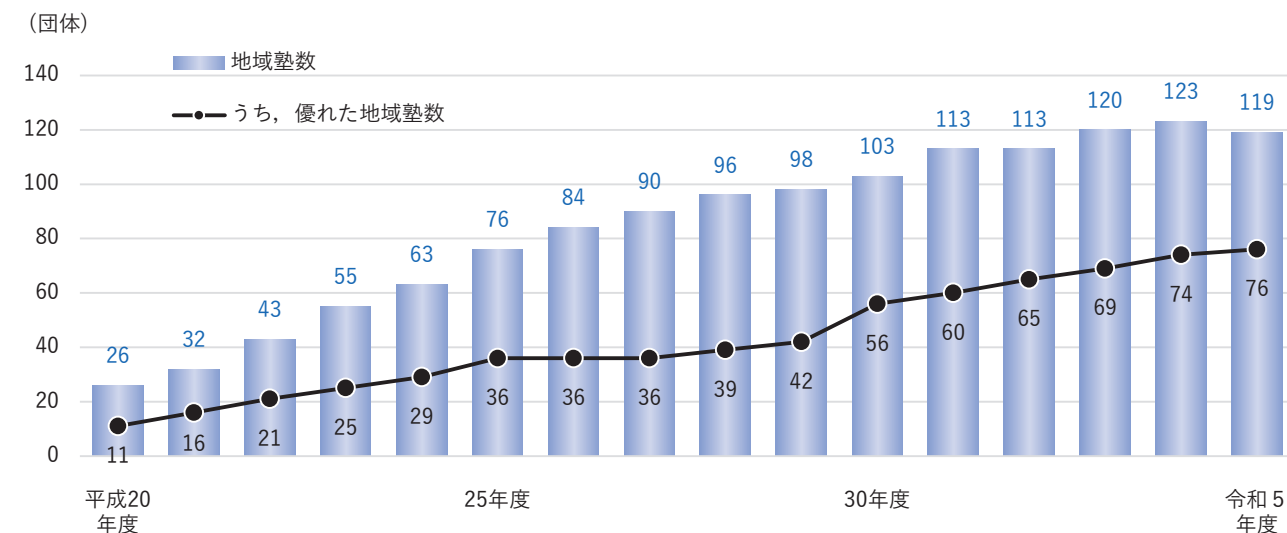


(6) かごしま地域塾

鹿児島島の教育的風土や伝統を生かして、子どもたちが思いやりや自律心などを学ぶかごしま地域塾は年々増加しており、2023（令和5）年度は119団体と、2008（平成20）年度（26団体）の約4.6倍となっています。

また、優れた地域塾は、2023（令和5）年度現在76団体となっています。

図表－106 「かごしま地域塾」数の推移

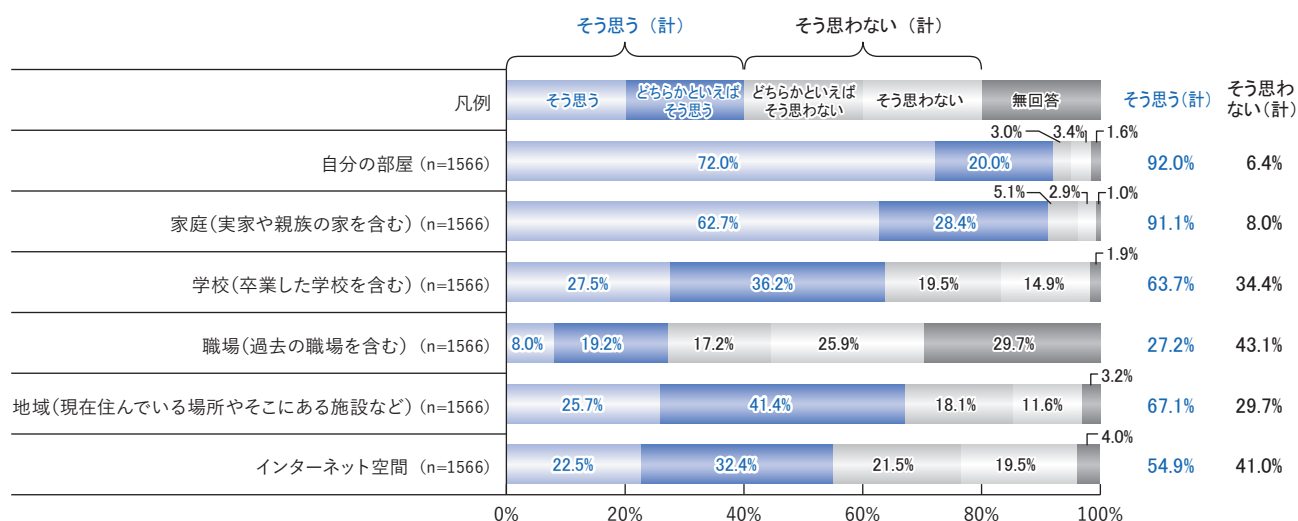


資料：県青少年男女共同参画課調べ

(7) 居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所など）

ほっとできる場所、居心地のよい場所として、「そう思う（計）」は、「自分の部屋」（92.0%）が最も高く、次いで「家庭（実家や親族の家を含む）」（91.1%）、「地域（現在住んでいる場所やそこにある施設など）」（67.1%）となっています。一方、「そう思わない（計）」は、「職場（過去の職場を含む）」（43.1%）が最も高く、次いで「インターネット空間」（41.0%）、「学校（卒業した学校を含む）」（34.4%）となっています。

図表-107 居場所と思う場所



資料：県青少年男女共同参画課「子ども・若者に関する意識調査（令和3年度）」

(8) 医療的ケア児・者の状況

本県における医療的ケア児・者は、令和2年度の調査によると291人おり、必要としている医療的ケアは、吸引（回答数130人）、経管栄養（回答数130人）、ネブライザー（回答数91人）などとなっています。

図表-108 必要としている医療的ケア

	人数	割合(%)
吸引（気管内，口腔，鼻腔内）	130	61.3%
経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）	130	61.3%
ネブライザー	91	42.9%
気管内挿管，気管切開	66	31.1%
酸素吸入	63	29.7%
人工呼吸器管理	46	21.7%
定期導尿	27	12.7%
鼻咽頭エアウェイ	6	2.8%
血糖値測定・インスリン注射	6	2.8%
その他	5	2.4%
IVH（中心静脈栄養）	4	1.9%
膀胱ろう	4	1.9%
人工肛門	4	1.9%
非侵襲型人工呼吸器管理	3	1.4%
継続する透析（腹膜灌流を含む）	0	0.0%

資料：障害福祉課「医療的ケア児とその家族の生活実態調査報告書（令和2年度）」
 ※割合は、回答のあった医療的ケア児・者212名に占める割合



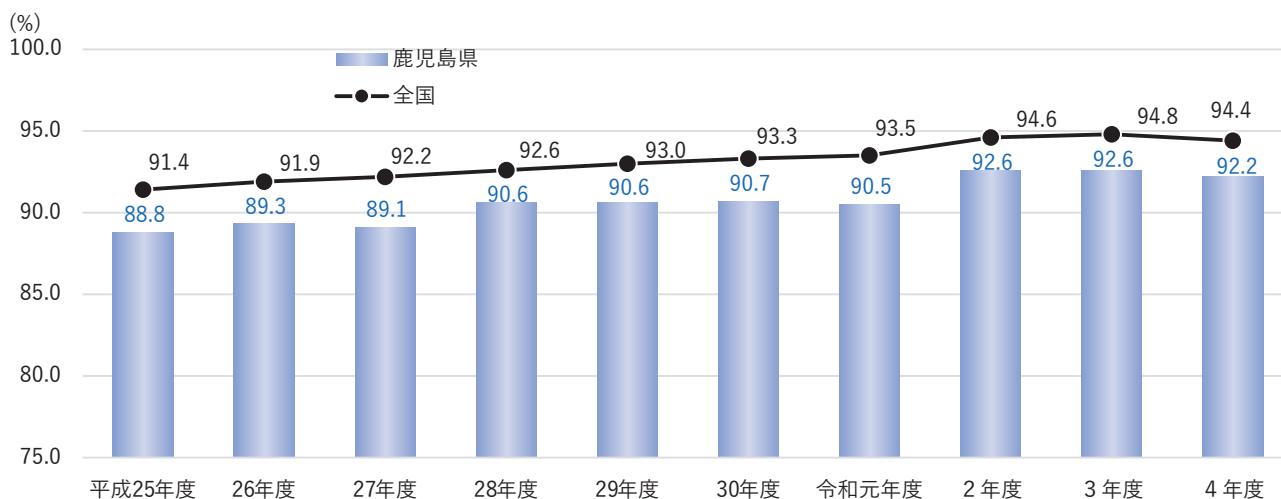


5 母子保健の状況

(1) 妊娠届の状況

本県の妊娠 11 週以内での妊娠の届出率については、全国平均を下回って推移しており、2022（令和 4）年度は全国より 2.2 ポイント低い 92.2% となっています。

図表－109 妊娠届状況（満 11 週以内）



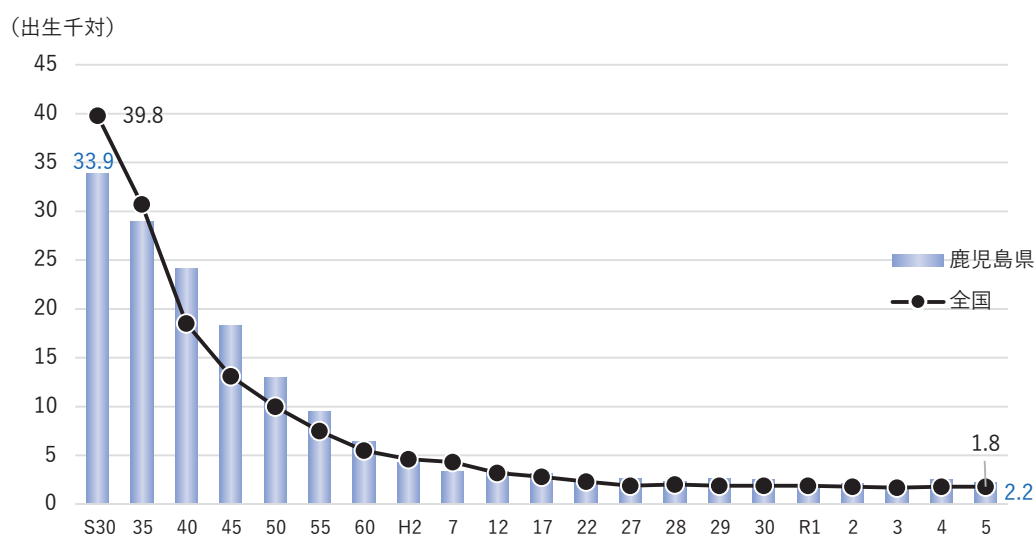
資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

(2) 乳児死亡・新生児死亡

① 乳児死亡

本県の乳児死亡数・率は、1955（昭和 30）年には 1,693 人（出生千対 33.9）でしたが、その後、多少の変動をしながら減少しており、2023（令和 5）年は 22 人（出生千対 2.2）と全国の乳児死亡率 1.8 より 0.4 ポイント高くなっています。

図表－110 乳児死亡率の推移



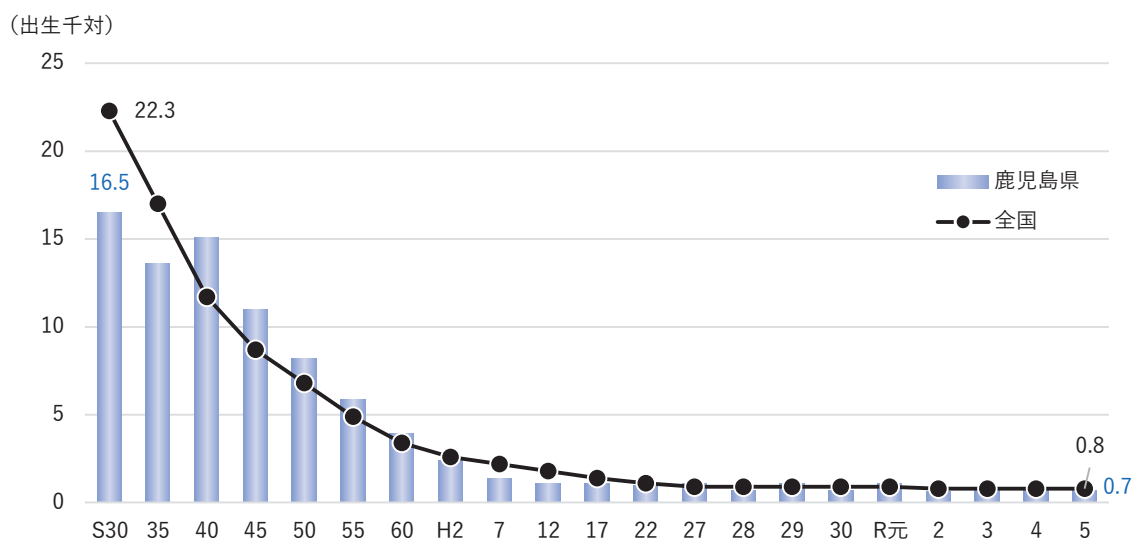
資料：厚生労働省「人口動態統計」



② 新生児死亡

本県の新生児死亡数・率については、1955（昭和30）年には824人（出生千対16.5）でしたが、2023（令和5）年は7人（出生千対0.7）と全国の新児死亡率0.8より0.1ポイント低くなっています。

図表－111 新生児死亡率の推移

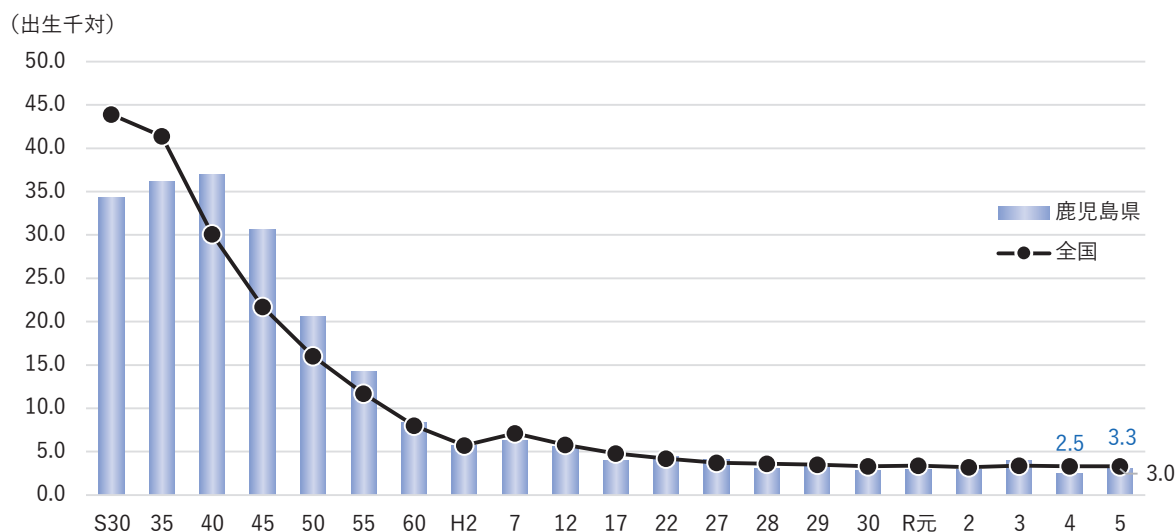


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 周産期死亡

2023（令和5）年の本県の周産期死亡率は3.0（出産千対）であり、前年と比較すると0.5ポイント高く、全国の3.3より0.3ポイント低くなっています。

図表－112 周産期死亡率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

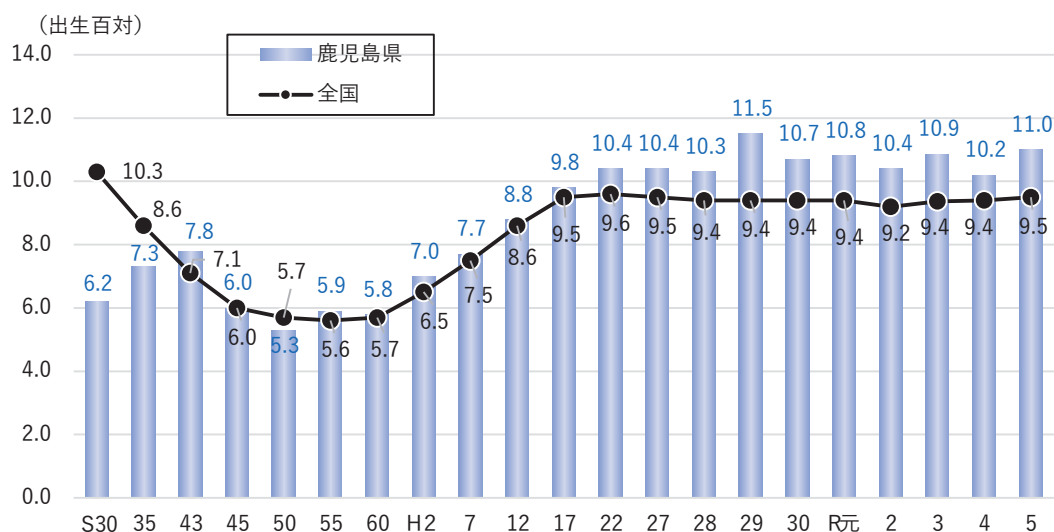
(4) 低出生体重児

本県の2,500g未満の低出生体重児出生割合は1960（昭和35）年頃までは、全国平均を下回っていましたが、その後全国平均と同様の水準で推移していました。

しかし、2005（平成17）年以降は全国平均を上回り、2023（令和5）年度は全国より1.5ポイント高い11.0となっています。

また、母親の年齢階級別に本県の2023（令和5）年の低出生体重児出生割合をみると45歳以上（28.6%）、40～44歳（14.9%）の順に多くなっています。

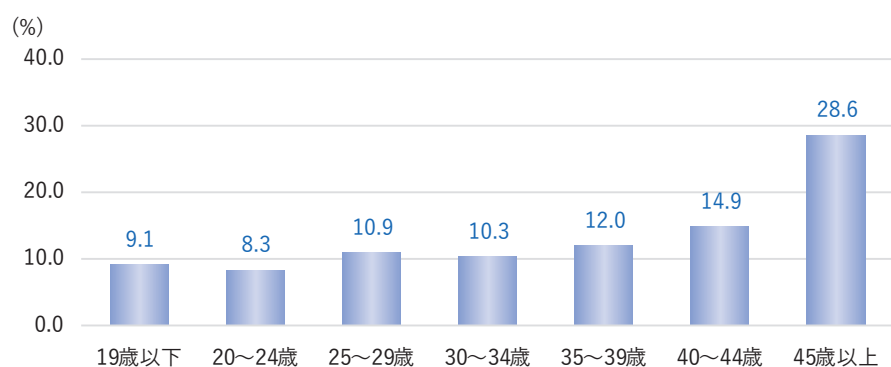
図表－113 低出生体重児出生割合の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

平成6年までは、低出生体重児とは2,500g以下、平成7年からは2,500g未満である。

図表－114 本県の母の年齢階級別・子の出生体重別低出生体重児出生割合（2023（令和5）年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」



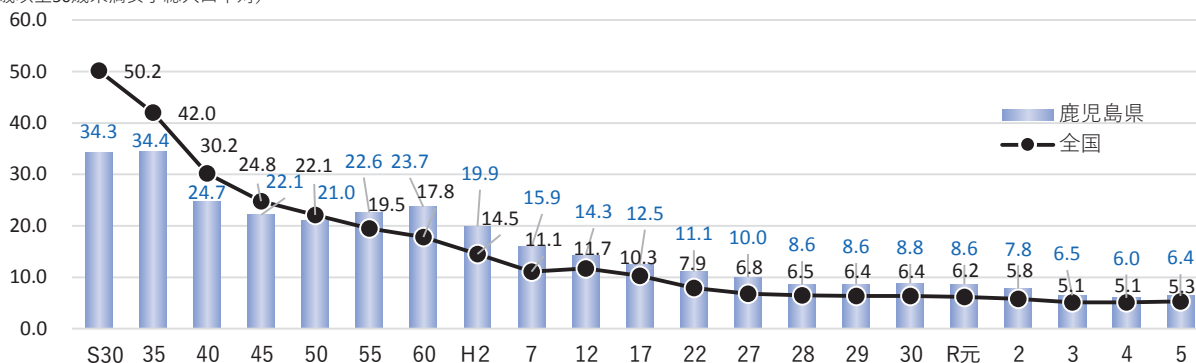
(5) 人工妊娠中絶

本県の人工妊娠中絶実施率は1975（昭和50）年頃までは全国平均を下回っていましたが、その後全国平均を上回り、2023（令和5）年度は全国より1.1ポイント高い6.4となっています。

また、本県の10代の妊娠中絶は2023（令和5）年度は全国より0.1ポイント高い3.9となっています。

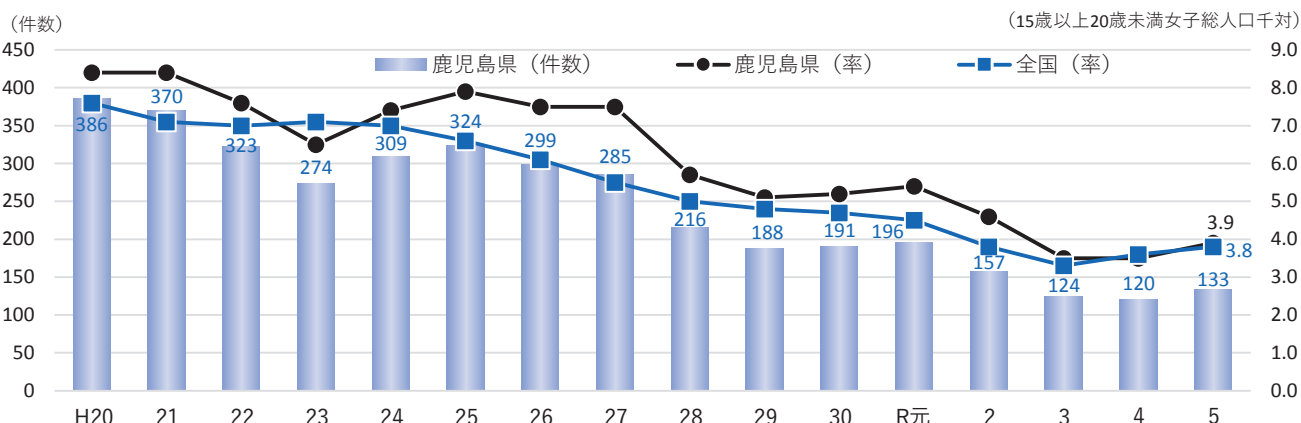
図表－115 人工妊娠中絶実施率の推移

（15歳以上50歳未満女子総人口千対）



資料：厚生労働省「母体保護統計報告」（～平成13年分：年計）、「衛生行政報告例」（平成14年度分～：年度計）

図表－116 10代の妊娠中絶件数の年次推移



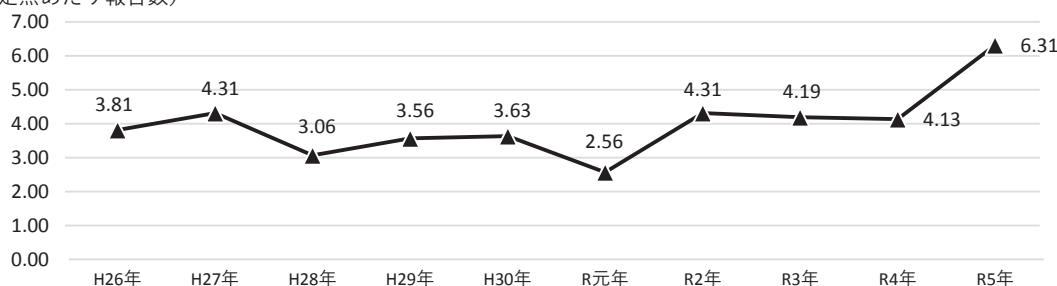
資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

(6) 性感染症 (注13)

2023（令和5）年度の本県の性感染症は、定点あたり報告数が6.31となっています。

図表－117 性感染症の推移

（定点あたり報告数）



資料：県感染症対策課調べ

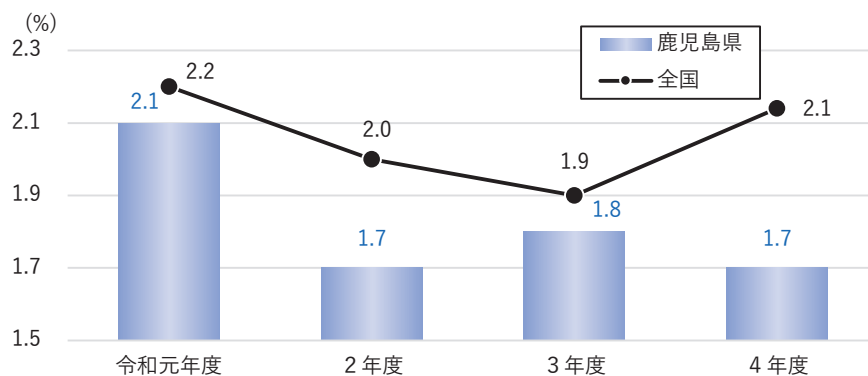
(注13) 性器クラミジア感染症，性器ヘルペス感染症，尖圭コンジローマ，淋菌感染症



(7) 妊娠中の妊婦の喫煙率

本県における喫煙率については2019（令和元）年度は2.1％でしたが、2022（令和4）年度は1.7％と、全国より0.4ポイント低くなっています。

図表－118 本県における喫煙率の推移

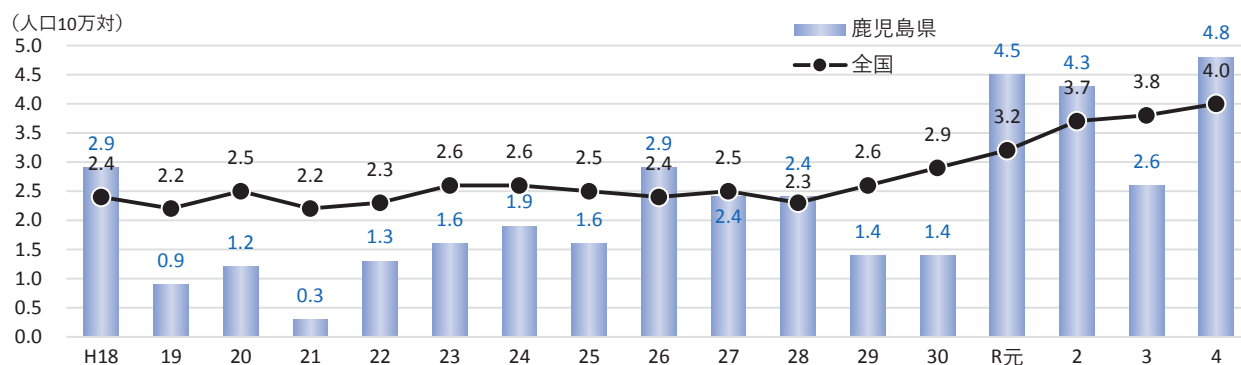


資料：厚生労働省「母子保健に関する実施状況等調査」

(8) 自殺

2022（令和4）年の本県の未成年自殺死亡率（人口10万対）は4.8となっており、前年の2.6から増加しています。

図表－119 未成年自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

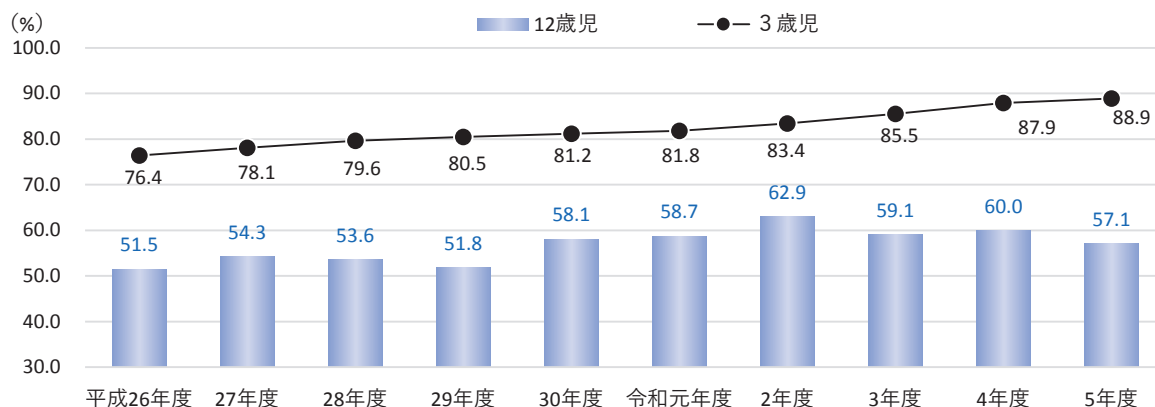


(9) むし歯

本県のむし歯のない者の割合については、3歳児は、2014（平成26）年度は76.4%でしたが、2023（令和5）年度は88.9%と、12.5ポイント高くなっています。

また、12歳児については、2014（平成26）年度は51.5%でしたが、2023（令和5）年度は57.1%と、5.6ポイント高くなっています。

図表－120 むし歯のない者の割合



資料：県子ども家庭課「鹿児島県の母子保健」及び文部科学省「学校保健統計調査」

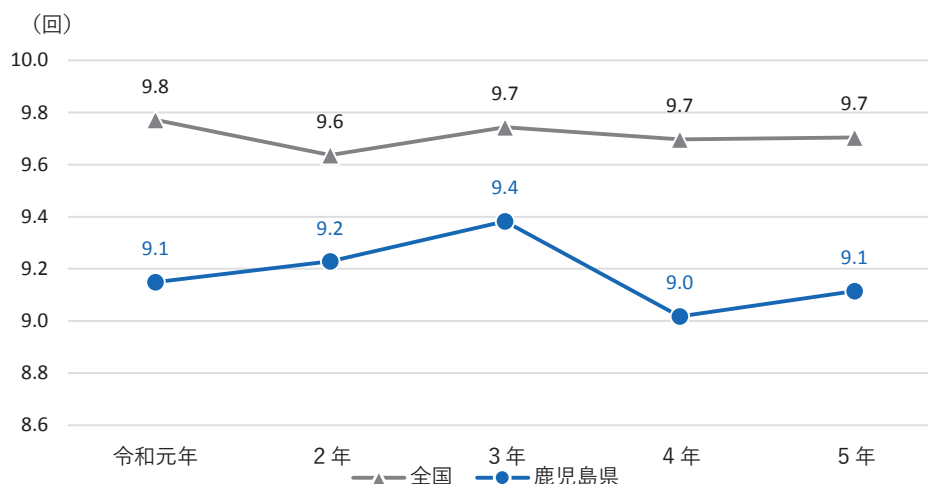
(10) 母子保健サービス等の提供の状況

① 妊婦健康診査の受診状況

「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」は14回程度とされており、本県全ての市町村において公費負担を行っています。

本県の2023（令和5）年度の平均受診回数は9.1回と望ましい基準の14回を下回っており、全国平均9.7回と比較しても0.6ポイント低い状況となっています。

図表－121 妊婦健康診査の受診状況の推移

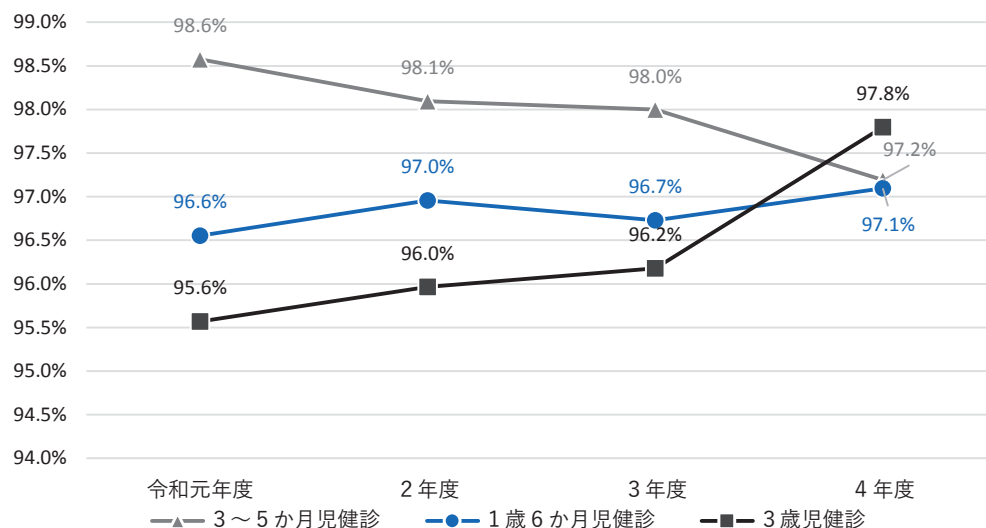


資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

② 乳幼児健康診査の受診状況

本県における乳幼児健康診査の受診率について、2022（令和4）年度においては、3～5か月児健診で97.2%（国96.1%）、1歳6か月健診で97.1%（国96.3%）、3歳児で97.8%（国95.7%）であり、ともに全国平均を上回って推移しています。

図表－122 乳幼児健康診査の受診状況の推移



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

③ 養育支援訪問事業に取り組む市町村

児童福祉法に基づき、養育支援が必要な保護者の援助等を行うため、保健師等が援助等を行う養育支援訪問事業に取り組む市町村数は、2019（令和元）年度は25市町村でしたが、2023（令和5）年度は37市町村に増加しています。

図表－123 養育支援訪問事業に取り組む県内の市町村数の推移

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合	市町村数	割合
25	58.1%	34	79.1%	35	81.4%	35	81.4%	37	86.0%

資料：県子ども福祉課調べ（注意：交付金申請の有無に関わらず、訪問体制が備わっている市町村を計上）



④ 産後ケア事業の利用率

産後ケア事業の利用率は、2019（令和元）年度は5.4%でしたが、2022（令和4）年度は15.3%に増加しています。

図表－124 産後ケア事業の利用率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県実績	5.4%	11.1%	13.5%	15.3%

資料：県子育て支援課調べ

⑤ ハイリスク妊産婦等支援の実施状況

妊娠・出産・子育てに支障を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦等に対して、県保健所が市町村、医療機関等と連携し、訪問指導等による支援や、支援調整会議を実施するなど、切れ目のない支援を行っています。

図表－125 ハイリスク妊産婦等支援の実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問指導等 （件数）	実人員	181	142	130	79	116
	延べ	306	200	169	88	151
支援調整会議（回数）		299	213	137	150	166

資料：県子育て支援課調べ

⑥ 産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合

産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合は、2020（令和2）年度は6.8%でしたが、2021（令和3）年度は5.6%と、全国より4.1ポイント低くなっています。

図表－126 産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本県	6.8%	5.6%	5.5%
全国	9.7%	9.7%	9.9%

資料：県子育て支援課調べ

⑦ 学校と連携した健康教育の実施

子どもたちが心身ともに健全に育成されるためには、健康についての正しい知識の習得が重要であることから、保健所と学校が連携し、地域の実態に即した健康教育を実施しています。2023（令和5）年に健康教育を実施した学校は8校、583人となっています。

図表－127 学校と連携した健康教育実施数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	5	7	8
参加者数	398	435	583

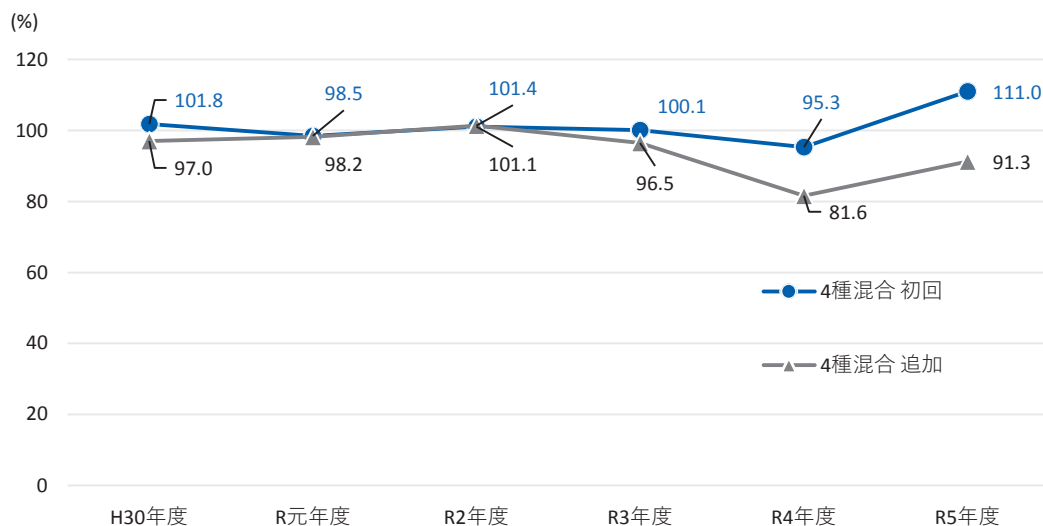
資料：県子育て支援課調べ

(11) 予防接種率

① 4種混合ワクチン (注14)

4種混合ワクチンは、2012（平成24）年11月に定期接種化され、2013（平成25）年度から接種率の調査が開始されました。接種開始当時は、三種混合ワクチンからの過渡期でもあり接種率が低い状況にありましたが、本県における2023（令和5）年度の接種率は初回が111.0%、追加が91.3%となっています。

図表－128 4種混合ワクチン接種率の推移



資料：県感染症対策課調べ。4種混合は、平成24年11月に定期接種化。接種率の調査は平成25年度分から実施。対象人口は各年度に標準的接種期間に達した人口であることに對し、実施人員は各年度における接種対象者全体の中の予防接種を受けた人口であるため、実施率は100%を超える場合がある。

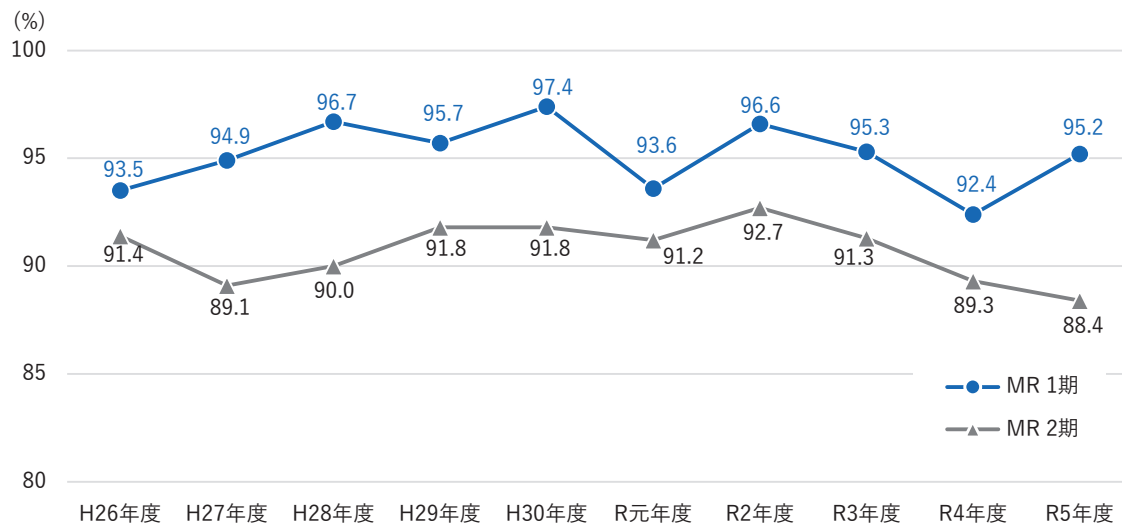
(注14) ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）を予防するワクチン



② MR ワクチン (注 15)

2023（令和5）年度現在のMRワクチンの接種率は1期が95.2%，2期が88.4%となっています。

図表－129 MR ワクチン接種率の推移



資料：県感染症対策課調べ。

(注 15) 麻しん・風しんを予防するワクチン

6 教育・保育等の状況

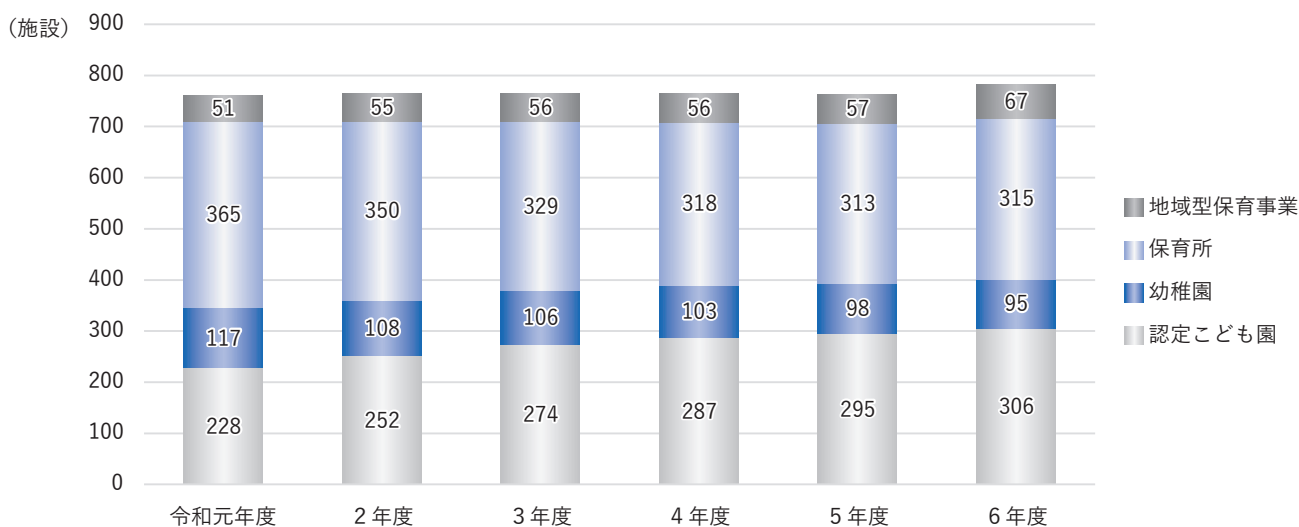
(1) 教育・保育施設の状況

① 施設数の推移

県内の教育・保育等の施設数は、2019(令和元)年度は、761 施設(幼稚園 117 施設、保育所 365 施設、認定こども園 228 施設、地域型保育事業 51 施設)でした。

2024(令和6)年度は783 施設(幼稚園 95 施設、保育所 315 施設、認定こども園 306 施設、地域型保育事業 67 施設)であり、2019(令和元)年度と比較すると、22 施設増加しています。

図表－130 教育・保育施設等数の推移

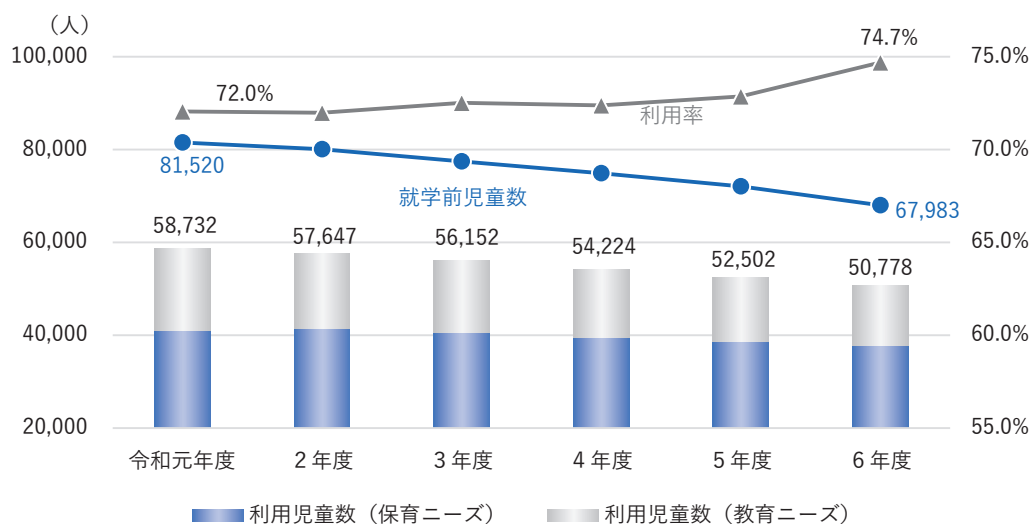


資料：県子育て支援課調べ（分園、休園を除く）

② 利用児童数の推移

県内の教育・保育等の利用児童数は2019(令和元)年度は、58,732 人と就学前児童数(81,520 人)の約 72.0% でしたが、2024(令和6)年度は50,778 人と就学前児童数(67,983 人)の 74.7% となっており、就学前児童数及び利用児童数は減少しているものの、利用率は上昇しています。

図表－131 利用児童数の推移



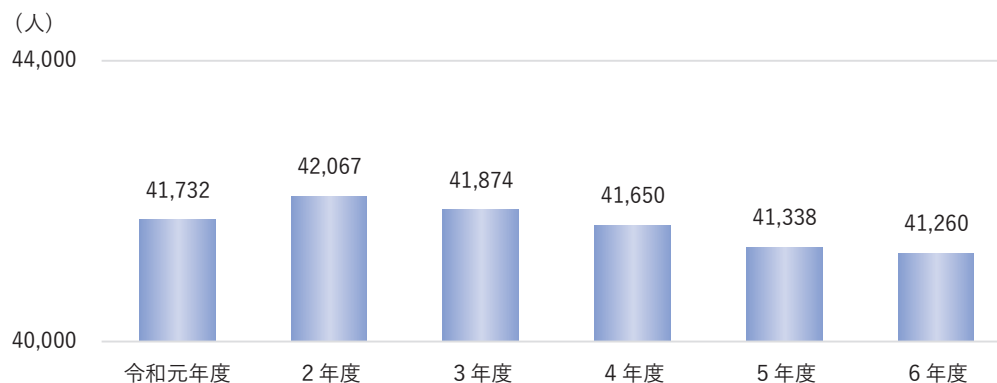
資料：県子育て支援課調べ



③ 利用定員

本県の保育所等の利用定員は、2020（令和2）年度の42,067人をピークに年々減少しています。2024（令和6）年度は、41,260人と2020（令和2）年度と比較すると、807人減少しています。

図表－132 利用定員の推移



資料：こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」

注：利用定員は、保育所、認定こども園（2・3号）、地域型保育事業の合計

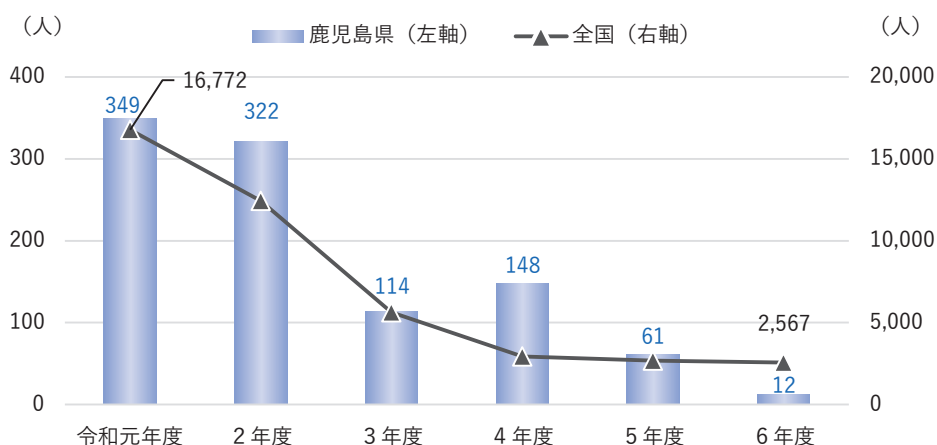
④ 待機児童の推移

本県の2019（令和元）年度の待機児童数は、349人でした。以後、減少傾向にあり、2024（令和6）年度は12人となっており、2019（令和元）年度と比較すると337人減少しています。

利用児童数、利用定員ともに減少傾向にありますが、女性就業率の上昇傾向や共働き世帯割合の増加、地域の事情などによる保育ニーズについては、引き続き注視が必要です。

また、全国の2024（令和6）年度の状況は2,567人と、2019（令和元）年度と比較すると14,205人減少しています。

図表－133 保育所等待機児童数の推移



資料：こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」。各年度4月1日現在。



待機児童を市町村別に確認すると、2019（令和元）年度は鹿児島市（209人）、姶良市（95人）、奄美市（26人）の順でしたが、2024（令和6）年度は姶良市（11人）、奄美市（1人）の順となっています。

図表－134 待機児童の推移（市町村別、単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鹿児島市	209	216	82	136	21	—
出水市	2	15	14	—	—	—
薩摩川内市	2	—	—	—	—	—
南さつま市	—	—	1	2	—	—
奄美市	26	—	—	—	25	1
南九州市	5	—	—	—	—	—
姶良市	95	91	17	10	13	11
大和村	4	—	—	—	—	—
天城町	6	—	—	—	2	—
県計	349	322	114	148	61	12

資料：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」。各年度4月1日現在。



(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

① 事業の実施状況

地域子ども・子育て支援事業は以下に示す 13 事業で構成されており、市町村が地域の実情に応じて、市町村子ども・子育て支援事業計画に従い実施する事業です。

② 地域子ども・子育て支援事業の概要

ア 利用者支援事業

子育て家庭や妊娠婦が、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるようサポートする事業です。

イ 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する事業です。

ウ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

エ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築等に必要の費用の一部を補助する事業です。

オ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

カ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

キ 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

ク 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

ケ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

コ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

サ 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に



預かり、安心して子育てができる環境を整備する事業です。

シ 病児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備する事業です。

ス 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

図表－135 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（単位：市町村）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業	29	32	32	33
延長保育事業	31	32	33	33
実費徴収に係る補足給付を行う事業	14	13	12	10
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	2	3	1	1
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	41	41	41	41
子育て短期支援事業	14	14	17	18
乳児家庭全戸訪問事業	33	35	34	34
養育支援訪問事業	17	18	19	19
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	4	4	5	5
地域子育て支援拠点事業	38	38	39	38
一時預かり事業	34	34	34	34
病児保育事業	23	24	24	26
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	20	20	20	21

資料：県子ども政策課調べ

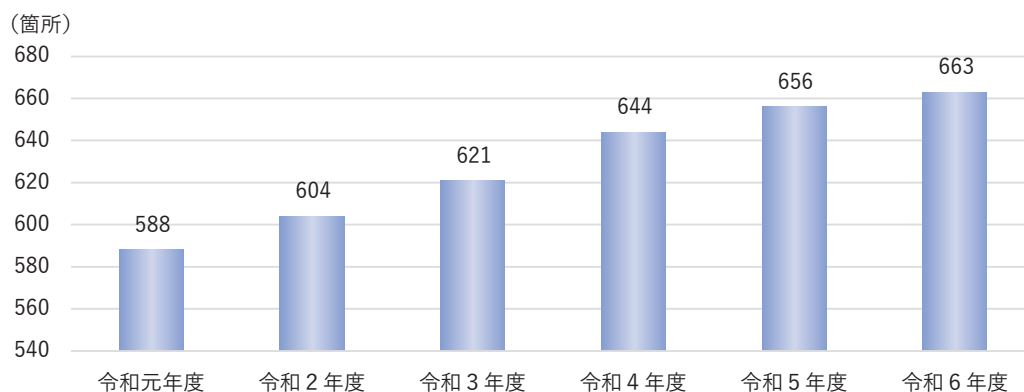


③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

ア 施設数の推移

県内の放課後児童クラブは2019（令和元）年度は、588 か所でしたが、2024（令和6）年度は663 施設と、2019（令和元）年度と比較すると、75 か所増加しています。

図表－136 放課後児童クラブ数の推移



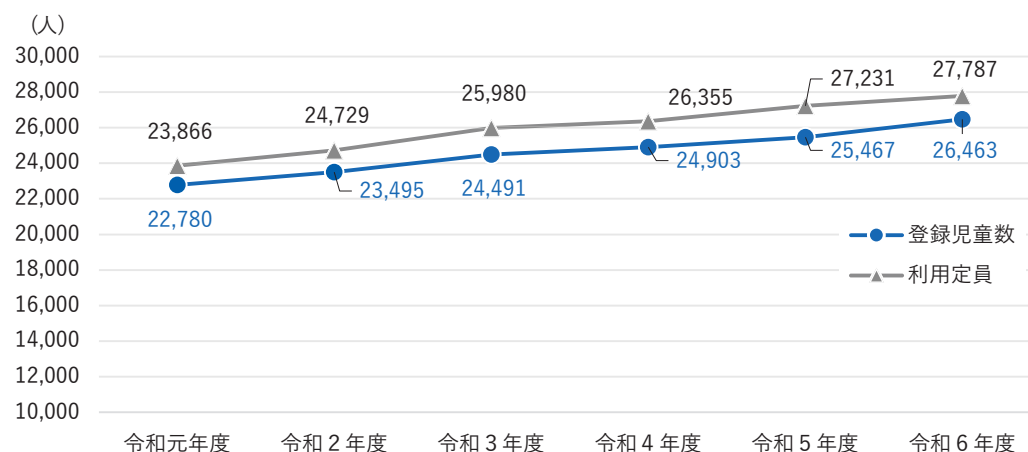
資料：こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」

イ 登録児童数等の推移

本県の放課後児童クラブ登録児童数は2019（令和元）年度は、22,780 人でしたが、2024（令和6）年度は26,463 人と、2019（令和元）年度と比較すると3,683 人増加しています。

また、利用定員数については、2019（令和元）年度は、23,866 人でしたが、2024（令和6）年度は27,787 人と、2019（令和元）年度と比較すると3,921 人増加しています。

図表－137 登録児童数等の推移

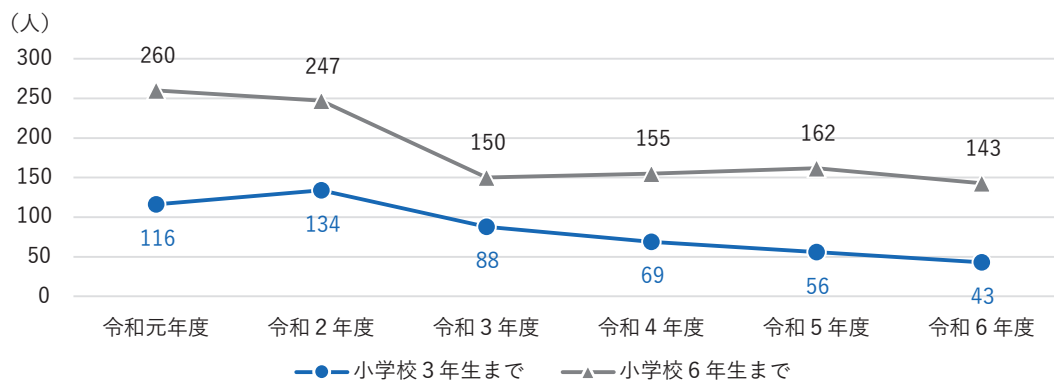


資料：こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」

ウ 待機児童の推移

本県の放課後児童クラブ待機児童数は、2019（令和元）年度は小学3年生までは116人、小学6年生までは260人でした。2024（令和6）年度は小学3年生までは43人、小学6年生までは143人と、いずれも減少しています。

図表－138 放課後児童クラブ待機児童数の推移



資料：こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」

市町村別の放課後児童クラブ待機児童数は、2024（令和6）年度の小1～小3までは、出水市（22人）、瀬戸内町（9人）、南九州市（7人）の順となっています。

小1～小6までについては、鹿児島市（59人）、出水市（36人）、南九州市（16人）の順となっています。



図表－139 放課後児童クラブ待機児童数の推移（市町村別、単位：人）

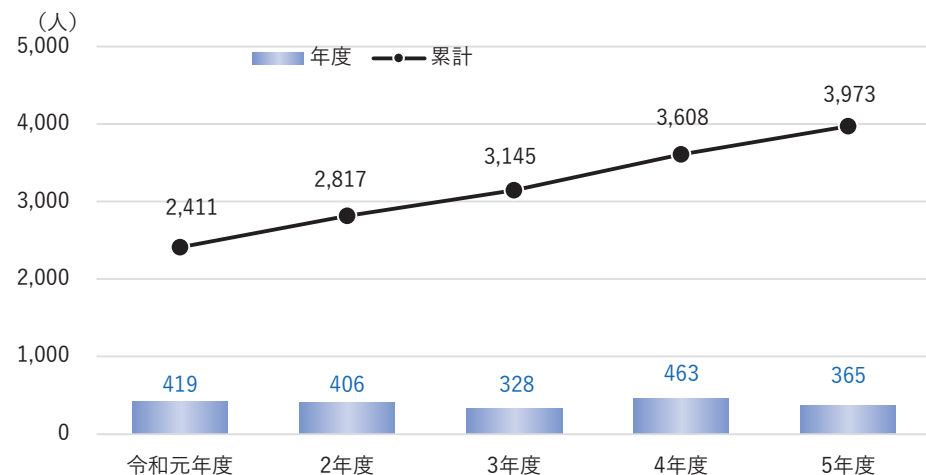
	小1～小3まで						小1～小6まで					
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R元	R2	R3	R4	R5	R6
鹿児島市	—	40	7	3	—	—	68	106	42	34	64	59
鹿屋市	—	—	6	10	5	—	—	3	7	18	6	—
阿久根市	4	—	—	—	1	—	4	—	—	—	1	—
出水市	57	49	71	23	17	22	88	64	86	38	32	36
指宿市	—	—	—	8	—	—	1	—	—	10	—	—
垂水市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
薩摩川内市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
霧島市	39	26	—	9	—	—	49	32	—	9	—	—
南さつま市	—	9	—	—	—	—	—	15	—	—	—	—
志布志市	2	8	—	—	—	—	29	23	5	—	—	—
奄美市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南九州市	—	—	—	1	—	7	—	—	—	1	—	16
姶良市	6	—	—	3	9	5	7	—	5	15	19	9
長島町	4	—	4	—	3	—	5	—	5	16	12	14
大崎町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東串良町	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	9	—
屋久島町	—	2	—	2	—	—	2	4	—	4	—	—
瀬戸内町	—	—	—	8	4	9	3	—	—	8	4	9
喜界町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伊仙町	4	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—
与論町	—	—	—	2	9	—	—	—	—	2	15	—
合計	116	134	88	69	56	43	260	247	150	155	162	143

資料：こども家庭庁 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査。

エ 放課後児童支援員の認定資格研修に係る修了者数

本県の放課後児童支援員数は、2019（令和元）年度は 2,411 人でしたが、2023（令和5）年度は 3,973 人まで増加しています。

図表－140 放課後児童支援員の認定資格研修

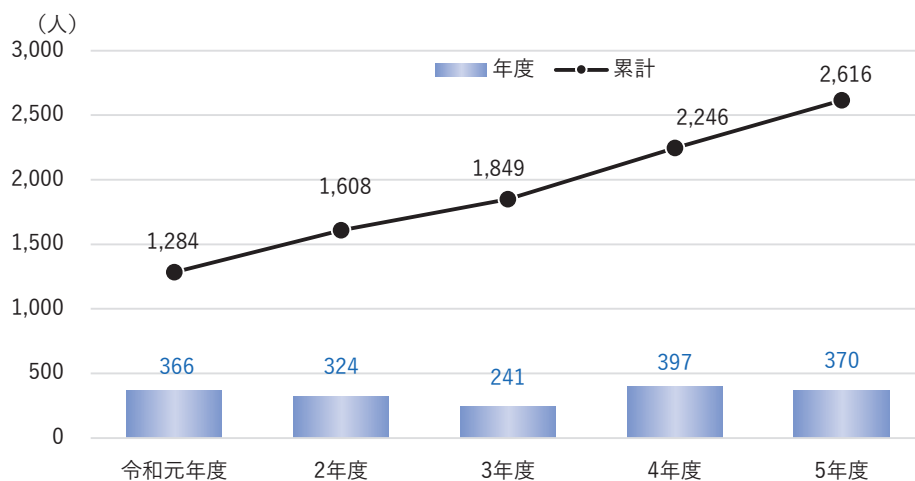


資料：県子育て支援課調べ

オ 放課後児童支援員等の現任研修に係る修了者数

本県の放課後児童支援員等の現任研修に係る修了者数は、2019（令和元）年度は 1,284 人でしたが、2023（令和5）年度は 2,616 人まで増加しています。

図表－141 放課後児童支援員等の現任研修に係る修了者数の推移



資料：県子育て支援課調べ

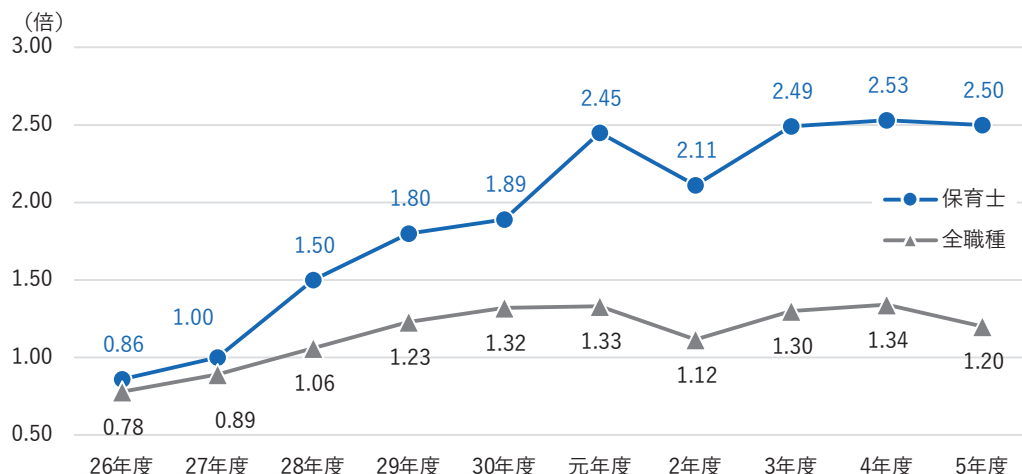


(3) 保育士等の確保

① 有効求人倍率

本県の保育士の有効求人倍率は、2014（平成26）年度平均は0.86倍でしたが、その後、上昇傾向にあり、2023（令和5）年度平均は2.50倍と、全職種の1.20倍を大きく上回っています。

図表－142 本県における保育士の有効求人倍率の推移



資料：鹿児島労働局「常用福祉の職業」

② 勤続年数

2019（令和元）年度の本県の保育士の勤続年数は9.0年、幼稚園教諭の勤続年数は7.5年に比べ、2023（令和5）年度には保育士10.0年、幼稚園教諭9.1年と長くなりましたが、全職種の12.0年を下回っています。

図表－143 本県における保育士等の勤続年数の推移

施設種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全職種	12.0年	11.6年	12.1年	11.4年	12.0年
幼稚園教諭	7.5年	7.8年	7.1年	6.5年	9.1年
保育士	9.0年	9.8年	11.7年	14.1年	10.0年

資料：厚生労働省「賃金構造統計調査」

③ 賃金

2019（令和元）年度の本県の保育士の賃金は3,431千円、幼稚園教諭の賃金は3,181千円でしたが、2023（令和5）年度には保育士3,269千円と下降し、幼稚園教諭は3,786千円と上昇しましたが、全職種の4,137千円を下回っています。

図表－144 本県における保育士等の賃金の推移

施設種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全職種	4,050千円	3,980千円	4,059千円	3,973千円	4,137千円
幼稚園教諭	3,181千円	3,672千円	3,615千円	3,564千円	3,786千円
保育士	3,431千円	3,459千円	3,495千円	4,076千円	3,269千円

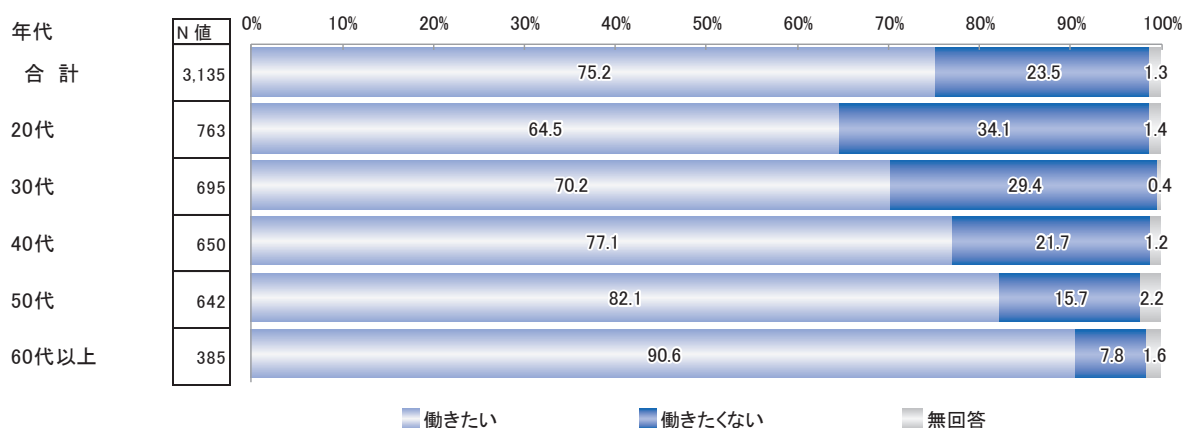
資料：厚生労働省 賃金構造統計調査を元に、県子育て支援課にて集計

④ 保育士現況調査

ア 現在、保育士として就業している方の状況

2025（令和6）年度に県が実施した「保育士現況調査」によると、今後も継続して働きたいかは、「働きたい」は75.2%、「働きたくない」は23.5%でした。年代別にみると、年代が上がるごとに「働きたい」の割合が高くなっています。

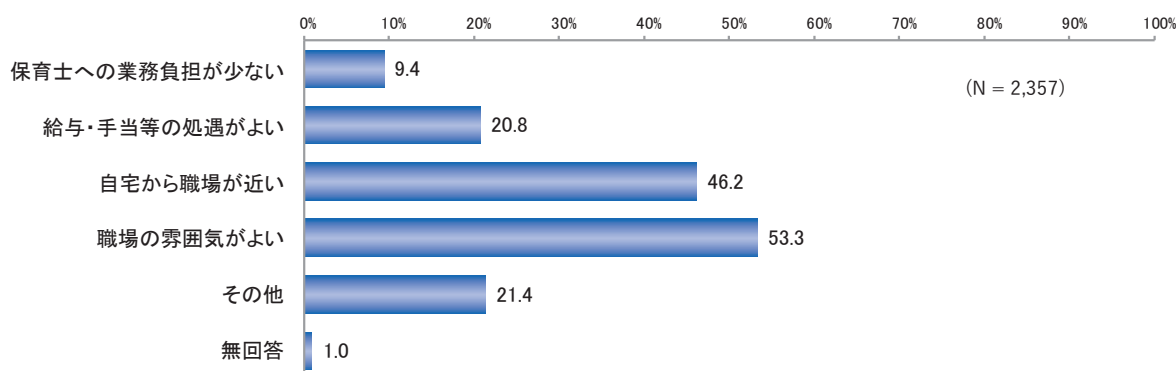
図表－145 保育士現況調査結果（就業継続の意思）



資料：保育士現況調査報告書（図9）

継続して働きたい理由は「職場の雰囲気がよい」が53.3%と最も高く、次いで「自宅から職場が近い」が46.2%、「その他」が21.4%となっています。

図表－146 保育士現況調査結果（継続して働きたい理由）



資料：保育士現況調査報告書（図10）

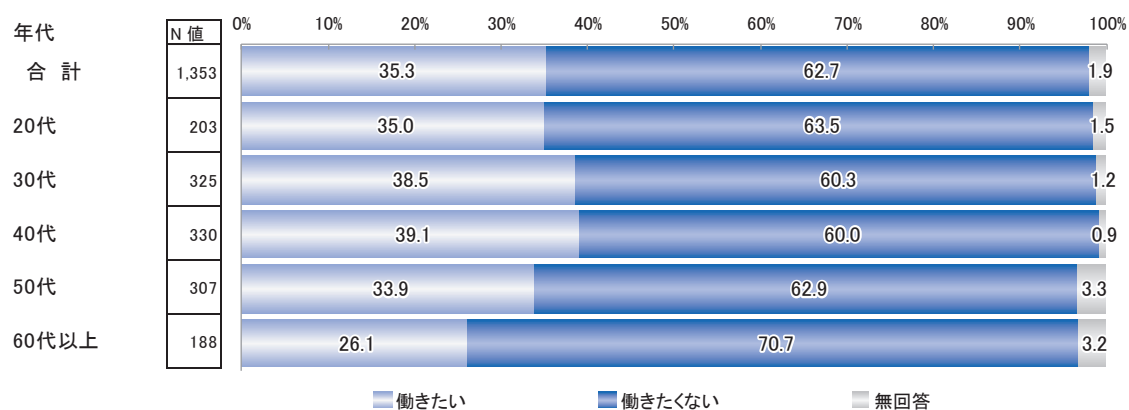
イ 現在、保育士職以外に就業している方の状況

今後保育士に復職したいかは「働きたい」は35.3%、「働きたくない」は62.7%でした。

年代別にみると、いずれも「働きたい」は2～3割台となっています。30代、40代は比較的「働きたい」の割合が高くなっています。



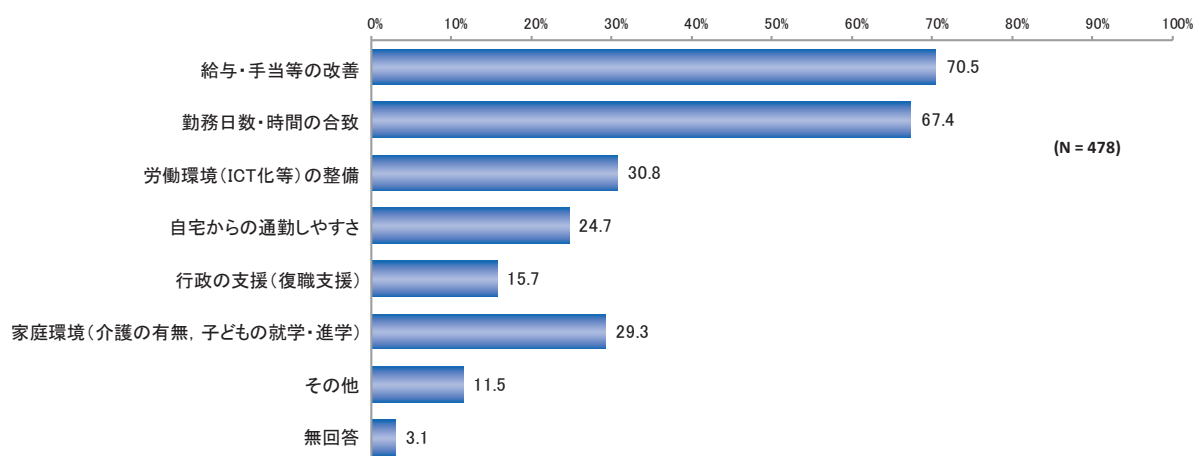
図表－147 保育士現況調査結果（復職の意思）



資料：保育士現況調査報告書（図 14）

復職意向があると回答した方の保育士職への復職条件は「給与・手当等の改善」が70.5%と最も高く、次いで「勤務日数・時間の合致」が67.4%、「労働環境（ICT化等）の整備」が30.8%となっています。

図表－148 保育士現況調査結果（復職の条件）

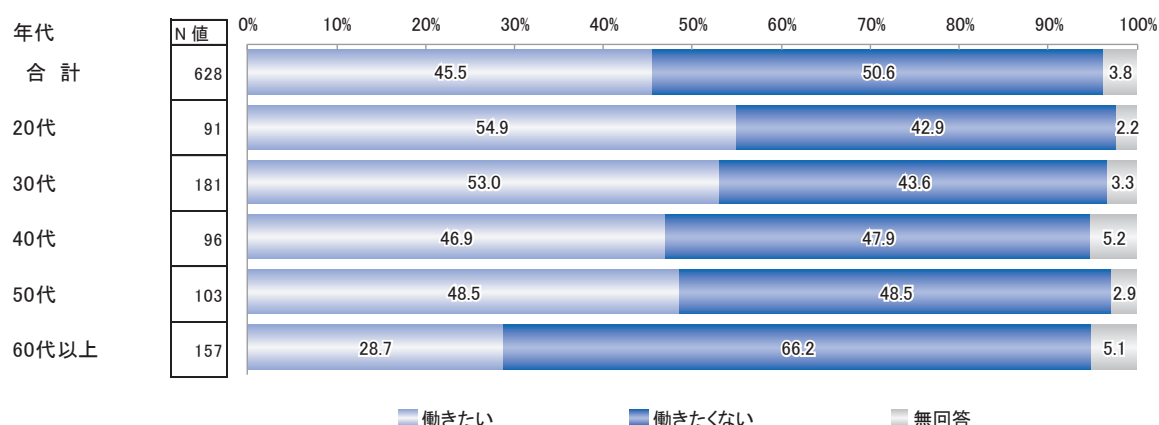


資料：保育士現況調査報告書（図 15）

ウ 現在、就業していない方の状況

今後の保育士職への就業希望は「働きたい」は45.5%、「働きたくない」は50.6%でした。年代別にみると、年代が高いほど「働きたい」の割合はおおむね低くなる傾向があります。

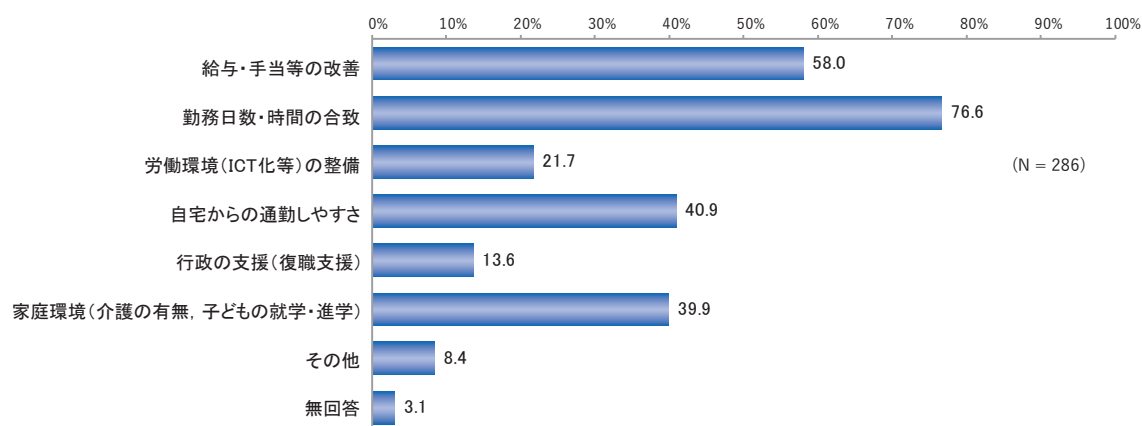
図表－149 保育士現況調査結果（就業希望の有無）



資料：保育士現況調査報告書（図 19）

復職意向があると回答した方の保育士職への復職条件は「勤務日数・時間の合致」が76.6%と最も高く、次いで「給与・手当等の改善」が58.0%、「自宅からの通勤しやすさ」が40.9%となっています。

図表－150 保育士現況調査結果（復職の条件）



資料：保育士現況調査報告書（図 20）

⑤ 子育て支援員研修の修了状況

県では、保育所等で保育士以外の保育従事者として従事するために必要な研修を実施しており、2023（令和5）年度の子育て支援員研修修了者数は、389人となっています。

図表－151 子育て支援員研修の修了状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数（人）	279	542	415	405	389

資料：県子育て支援課調べ